

組員店當店費口錢(有標炭)

種目	組員從來の實績	決定額
店費	・六七四	・五〇〇
貯炭費	・一六二	・一三〇
諸税公課	・二二一	・二〇〇
解缺斤	二%	二%
需要者賣の場合	一・一三〇	五%
同業者賣の場合	・六四八	二%

* 嚴密なる意味に於て口錢とは仕入價格と販賣價格との値額である、従つて前表の場合の口錢は利潤に該當するものである。

東京市場に於ける炭價の建値は船物に在りては大川端解乘、貨車物に在りては省線隅田川驛貨車乘を以て定め利潤率はその建値場所に於ける仕入原價を基準として算定する。従つて組員の販賣價格は大川端又は隅田川驛に於ける炭價に店費、貯炭費及税金の合計金八十三錢と利潤率五%又は二%並に解缺斤二%の金額を加へたものを以て決定する。而して需要家への納込販賣價格は建値場所以後に要する乗込料、トラック賃、陸上人夫賃其の他の諸掛の實費を加算した價格となる譯である。現行販賣業者最高販賣價格の口錢は大體右の基準により決定したものの様である。次いで「價格統制令」の公布に依り一應總ての炭價は九月十八日を以て釘付けにせられたのであるが統制組合は

夫々同令第三條に基く協定價の設定を申請したのである。本邦二大消費市場たる阪神及東京の協定價格に付左に説明を加へることとする。

大阪石炭統制組員協定價格

- (イ) 當組員が生産業者並に之に準ずるもの又は積地、第一間屋より仕入たるものを同業者に卸賣する場合の口錢率は仕入原價の二%以内とす。
- (ロ) 當組合が組員又は他の同業者より仕入たるものを直接需要家に販賣する場合の口錢率は前項仕入價格の三%以内とし之が販賣に付數人の業者を経由することあるも口錢率は前掲三%を超ゆることを得ざるものとす。

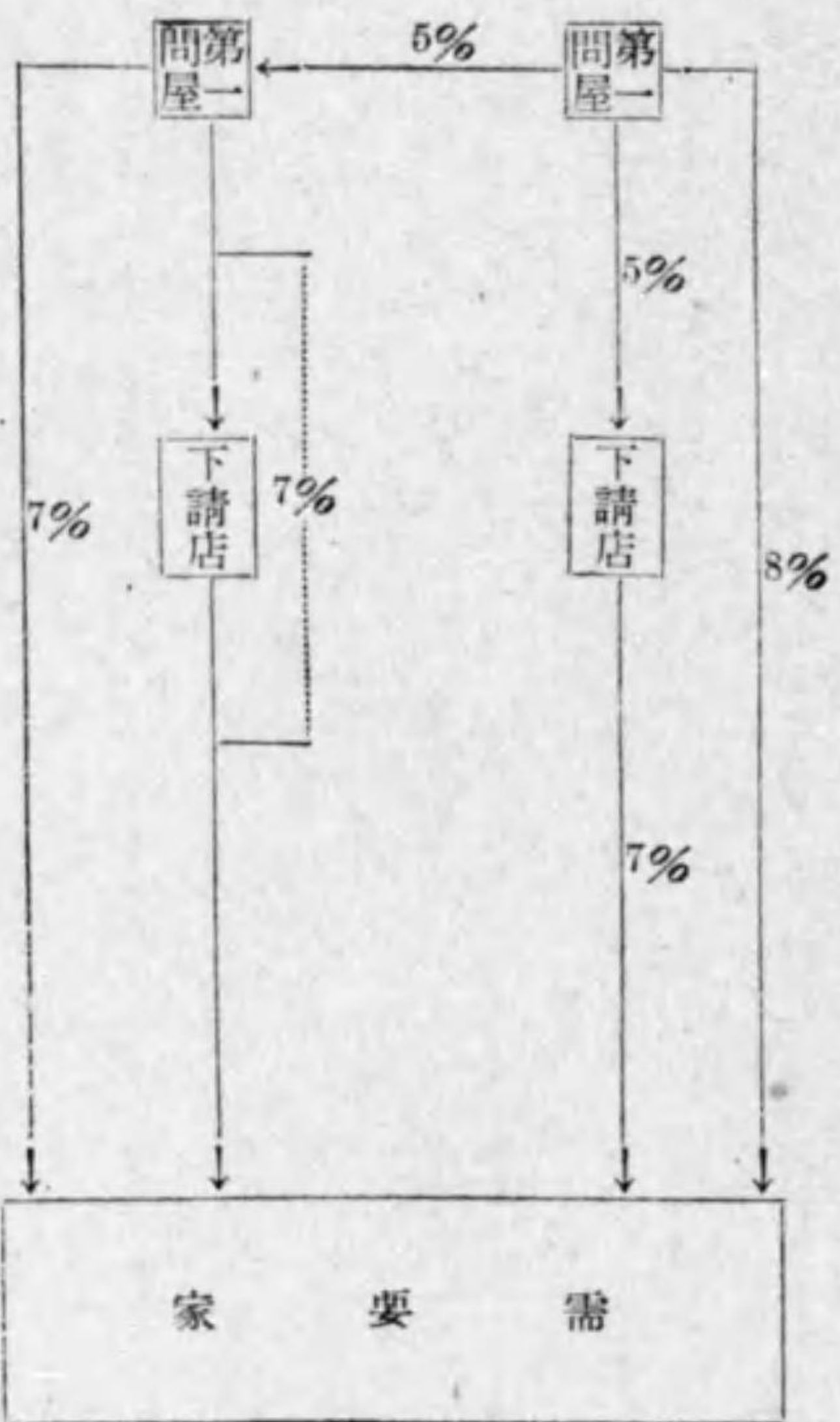
神戸石炭統制組合協定價格

- (イ) 兵庫縣一圓の最寄港機帆船乘(cif改斤)を建値となす。
- (ロ) 生産業者並に之に準ずる者又は積地間屋より仕入たるものを需要家に販賣する場合。
仕入原價+口錢率(原價の5%) + 店費(50錢) + 税金(30錢) + 諸掛 = 販賣價格
- (ハ) 生産業者並に之に準ずる者又は積地第一間屋より仕入たるものを同業者に卸賣する場合
仕入原價+口錢率(原價の2%) + 店費(50錢) + 税金(20錢) + 諸掛 = 販賣價格
- (ニ) 組員並に他の同業者より仕入れたるものを直接需要家に販賣する場合

仕入原價 + 口銭率(原價の3%) + 店費(7.5%) + 税金(30%) + 諸掛 = 販賣原價

東京石炭統制組合協定價格

- (イ) 船物は大川端船乗、貨車物は省線隅田川驛貨車乗を以て建値とする。
- (ロ) 第一問屋が生産業者、その代行機關及積地第一問屋若くは之に準ずる者より仕入れたるものを需要家に直賣する場合の口銭は八%以内とする。
- (ハ) 第一問屋が生産業者より仕入れたるものを同業者に轉賣する場合の口銭は五%以内とする。
- (ニ) 同業者より仕入れたるものを需要家に直賣する場合の口銭は仕入價格の七%以内とする。即ち第一問屋が五%を取り下請店がその七%を取つて需要家に賣る場合は一二%三五を加算される譯である。而して第一問屋が下請店に渡す際の運賃諸掛は下請店に於て需要家に轉嫁し得るも口銭算出の原價に加算することは許されない。
- (ホ) 第二問屋より需要家に渡る間に幾店を経由するも七%の口銭率は適宜に分割する。右に依り従來同業者間を轉々賣渡しその都度口銭稼ぎをした弊害は是正せられた次第である。之を圖示すれば左の通りである。



流通經濟に於ける合理化、生産業者より消費者への提唱は之を聞くこと久しいものがある。にも拘らず中間業者たる問屋は過去一世紀に垂んとする期間、金融、生産、配給に關し果した役割は抹殺し得ない事實である。將に國防經濟と國家的要請は之等問屋の轉廢業を餘儀なくせしめたが依然生産業者より消費者への直賣形態の飛躍は爲されなかつた。右は問屋の持つてゐる中小需要に對する配給の體驗を最高度に發揮せしめ戰時下石炭の圓滑且適正なる配給に寄與せんとする趣旨より出たるものであらう。

(註) 過去に於ける問屋の職能を究明し置くことも敢へて徒事に非ずと信ずるものである。

一、財閥炭礦(親店)の危険負擔的職能

危険負擔に付ては炭代の危険負擔と石炭消化の責任負擔とがあつた。即ち親店たる炭礦は、問屋が需要家よりの炭代回收の有無を問はず問屋より回收するのである。従つて直接販賣の場合よりも資金化の速度を早からしめ、又直接販賣に依る炭代回收不能の危険より免除せられてゐたのである。昨今の如き需要の逼迫せる情勢下に於いては想像し得ないことではあるが生産過剰の爲各炭礦がダンピングをなせる際に在りては問屋は親店の要請に應へ身分不相應の石炭の消化に懸命の努力をなしたのである。

二、金融的職能

中小炭礦に對する投資、見合金に付いては既に述べたる所であるが此の外に問屋は石炭の販賣先たる中小需要家に對しても融資を爲してゐたのである。即ち問屋は石炭を供給しその石炭代金の延拂を許し間接的に融資をなしてゐたのである。一部の問屋に在りては投資乃至企業體そのものに參加するのである。

三、配給の機動的職能

問屋は幾多の炭礦と聯繫を密にし居りたるを以て多種の石炭を常に手持してゐた。従つて一炭礦より供給が中止せらるゝことあるも他炭礦よりの供給石炭に依り之を補ひ需要家の危険を臨機の措置に依り救済し得たこと屢々であつた。

斯くの如き役割を完全に果す爲には問屋は石炭一般市場に精通することを要した。彼等は實需の變動特に中小需要の實情については細心の注意を怠らなかつたのである。

既に之等問屋は各道府縣に於ける石炭會社に發展的解消を遂げたのであるがその國策會社たる使命の下に過去の配

給業務の體驗を生かして戦力増強に寄與すべきことが期待されてゐるのである。

第二節 石炭配給機構整備の推進

一 石炭配給統制法制定の沿革と其の眼目

我國に於ける石炭礦業に關する統制への發足は、遠く大正十年に其の第一步を踏み出したものと云ふことが出来る。即ち當時第一次世界大戰後の世界恐慌の餘波を受けて痛烈な打撃を受けた石炭礦業界が其の生産統制、送炭統制を爲さなければ各業者は生産過剰と價格暴落の爲に同士討の共倒れを餘儀なくせしめられる情勢に達着し、全國主要生産業者の申合せによつて石炭礦業聯合會が組織せられたるに始まるのである。次で昭和四年アメリカに勃發した第二次世界恐慌が再び我經濟界に波及するや、またしても最も痛烈な打撃を受けた石炭礦業界は強力な販賣統制機關を組成する必要に迫られ、昭和七年十一月昭和石炭株式會社の誕生を見るに至つた。即ち之等の統制機關は生産過剰と炭價の下落に懊惱する業界を生産制限、送炭調節により炭價の暴落を喰止め、兎も角も安定を保たんとする苦肉の所産であつて今日より見れば正しく今昔の感がある。

然るに滿洲事變を契機として漸次躍進の過程に入つた重工業、化學工業、電力事業等が支那事變が勃發し、我國經

濟が準戰時體制から戰時體制に移行するに伴ひ、飛躍的發展を爲すと共に石炭の需要は特に急増の一途を辿り、生産制限より一轉して生産擴充の方策に奔命せざるを得なくなつた。即ち昭和十三年五月臨時物資調整局官制が公布されるに及んで同局内に石炭生産統制協議會及石炭配給統制協議會が設けられ、石炭の総合的生産計畫及具體的實施計畫の樹立並に石炭の総合的需給計畫の確立、及配給の具體的實施計畫等が論議せらるゝに至つた。次で同年九月輸出入品等臨時措置法に基き、石炭配給統制規則が制定せられ輸移入炭の販賣統制と共に、原料用炭の供給確保を目的として特殊炭の販賣許可制が實施され、昭和石炭株式會社を中心として配給制當制が實施せられ茲に生産規制より消費規正への段階に移行するに至つたのである。然し乍ら内外情勢の緊迫化は戰時經濟の特性が愈々濃化せられ、高度國防國家建設の要請は各部門に亘る經濟機構の再編成を不可避ならしめ、従来の統制機構は到底其の變遷に即應せざるとなり、長期建設に對應する新なる統制機構が新なる角度から検討せらるゝに至つたことは當然のことである。斯くて石炭問題の根本的解決策として中央物價委員會石炭特別部會に於て昭和十四年八月石炭對策要綱を決定し、本要綱を基礎として石炭配給統制法案を立案し昭和十五年第七十五帝國議會に提出、同議會に於て可決され昭和十五年法律第一〇四號として同年四月八日公布せらるゝに至つた。

(註) 石炭對策要綱

第一 石炭對策の目標

一、現下石炭對策の急務と其の重大性

我國現在の物資需給狀態に鑑み、現下最も緊要なる生産力擴充並に物價統制の目的達成上最も支配的影響力を有するもの

は石炭の需給及石炭價格の適否如何に在りと謂ふことを得べし。茲に於て政府は事變發生以來石炭の生産、配給、消費並に價格に付應急的措施を講じ、渺からざる効果を擧げ來りたるも石炭問題の重大性愈々加はらんとする今後の事態に備ふるが爲には、更に根本的有効適切なる對策を此の際急速に實施するの要特に甚大なりと云はざるべからず。

二、現下石炭對策の目標

現下の石炭對策の目標は物價統制の線に沿ひ、極力炭價の低下を圖り且増産の目的を最大限度に達成せしむると共に、所與の供給量を以て最大の効果を發揮せしむるに在り。之が爲には少なくとも左の如き根本對策を實施するの要あり。

- (1) 政府は石炭全體に對する具體的需給實施計畫を樹立し速に之に即應し必要な諸施設の實施を圖ること。
- (2) 増産に付具體的實施計畫を樹立し、積極的に資材及勞力の適正なる供給を確保すると共に、必要に應じ重要礦物増産法等の發動を爲すこと。
- (3) 物價統制上の要求と増産上の要求との調和を圖る爲「プール」平準價格制を採用すること。
- (4) 石炭の配給に付消費部門別に割當制度等を実施し其の需要を統制すると共に適性炭の用途別統制を行ふこと。
- (5) 石炭の有効利用、消費節約の徹底を圖る爲必要な措置を講ずること。
- (6) 石炭の規格を統一單純化し配給能率を増進すると共に物價統制の勵行に資すること。
- (7) 石炭の一手買上及一手販賣を爲す特定の中樞機關を設け、之を中心とし販賣機構を一元的に系統化し以て石炭配給の根本的合理化を圖ること。

第二 一元的販賣機構の確立

石炭の需給の圓滑及價格の適正を圖る爲に必要な配給統制、消費規正、價格統制、規格の統一等の諸統制の圓滑なる運

第二節 石炭配給機構整備の推進

管と勵行とに資する爲中央及地方を通じ全国の石炭を一元的、系統的に配給する機構を確立するものとし、其の中樞機關として全國石炭の一手買上及一手元賣販賣を爲す機關を設立するものとす。

(1) 全國石炭一手元賣機關

(イ) 全國石炭一手元賣販賣機關は内地に於ける石炭の一手買上及一手元賣販賣を爲す權能を有し政府の企圖する石炭統制目的遂行の任務を負ふものとする。

石炭の生産業者、移輸入業者は其の取扱に係る總ての石炭を右一手元賣販賣機關に賣渡すこと。

一手元賣販賣機關は半官半民の株式会社(以下一手販賣會社と稱す)とし其の資本金の半額を政府に於て、他の半額を民間側(原則として關係業者)に於て出資すること。

(ロ) 一手販賣會社は別に定むる「プール」平準價格制(註參照)の原則に従ひ、適正價格を以て石炭生産業者等より購入し之に適正手数料を加へ規格販賣すること。

(註) 「プール」平準價格制に於ける石炭の買入價格及販賣價格決定方法に付ては別途之を決定すべきも、其の買入價格に付ては「物價統制實施要綱」の示すが如く生産者の原價に一定の戰時適正利潤を加へたるものとなるべく、尙此の場合には高効率のものに付ては低効率のものに比し多くの利潤を認むる等十分生産能率の増進を圖らしむる様考慮し、概ね各炭礦に於ける生産適正利潤其の他の生産條件、炭質、新規増産設備の狀況等を勘案して相等階段に分ちたる價格にて買入れ、之を「プール」平準せる價格にて各炭質等に依る規格に基き販賣するものとす。但し特定の用途及特殊の場合に於ては差等を設くるものとす。

(ハ) 一手販賣會社の販賣建値は若門倉、小樽、阪神、名古屋、京濱等の大集散市場又は大消費市場とすること。

(ニ) 一手販賣會社は一定數量以上の大口需要者に對して直賣する外は別に設立する地方販賣會社を通じて販賣する

こと。

(ホ) 一手販賣會社は石炭の買入及販賣上必要なる附帶事業其の他石炭の需給の圓滑及價格の適正を圖る爲必要なる事業等を營むこと。

(ヘ) 一手販賣會社は檢炭、檢量其の他石炭の販賣統制上必要なる施設を爲すこと。

(ト) 一手販賣會社の設立に當りては現存販賣機關即ち生産業者、生産業者の一手販賣權者及移輸入業者の販賣設備並に其の使用人を原則として承繼すること。

(チ) 政府は一手販賣會社に對し適當なる保護助成を與ふると共に必要なる監督を爲すこと。

(2) 地方卸賣販賣機關

(イ) 一手販賣會社の直屬機關として一定の地方別に石炭地方販賣株式會社(以下地方販賣會社と稱す)を組織せしめ、一手販賣會社の直賣するもの以外の石炭に付各地域内の一手卸賣販賣を爲さしむること。

(ロ) 地方販賣會社は現在一定數量以上の石炭販賣を爲す問屋をして其の地域別に從ひ之を組織せしむること。

(ハ) 地方販賣會社は政府の公定する販賣價格を以て小賣業者に販賣する外一定數量以上の需要者に直賣することを得ること。

(ニ) 石炭の配給並に消費規正及炭價統制の圓滑なる運轉を期する爲政府は地方販賣會社の配給計畫に付認可を受けしめ若は其の變更を命じ炭質の檢査、事業報告の提出等必要なる監督を爲すこと。

(3) 石炭小賣機關

(イ) 政府は石炭小賣に付其の販賣價格を公定すること。

(ロ) 石炭小賣機關に付ては差當り石炭小賣業者をして地域別に商業組合を組織せしめ以て石炭の配給、消費並に價

格に對する統制の勵行及配給經費の低下に資せしむること。

(ハ) 石炭小賣業に付ては炭質の検査其の他取引條件の監督を爲すこと。

(ニ) 小賣業者の販賣の合理化を圖る爲石炭小賣業の免許制の實施等適當なる對策を講ずること。

石炭配給統制法は石炭の需給の圓滑及價格の公正を圖る爲め必要な諸規定及び之が統制の中樞機關たるべき日本石炭株式會社の機構、職能、監督等に關する規定を包含するものであつて其の眼目とする所は

- (一) 一手買取販賣に依る石炭配給統制の一元化。
- (二) プール平準價格制の運用。

により石炭の價格統制を強化せんとするに在るのである。即ち同法第一條は

石炭ノ生産業者、輸入業者及移入業者並ニ石炭ノ取扱ヲ爲ス會社ニシテ主務大臣ノ指定シタルモノ(指定會社)ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ生産、輸入、移入又ハ取扱ニ係ル石炭ヲ日本石炭株式會社ニ賣渡スベシ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限りニ在ラズ。

- 一、石炭ノ生産業者、輸入業者又ハ移入業者命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外其ノ生産、輸入又ハ移入ニ係ル石炭ヲ自己ノ用ニ供スルトキ
- 二、指定會社ノ社員又ハ株主タル石炭ノ生産業者其ノ生産ニ係ル石炭ヲ當該指定會社ニ賣渡ストキ
- 三、特別ノ事情アル場合ニ於テ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキ

と規定し石炭の生産業者、輸入業者、移入業者並に指定會社は同條但書の場合を除くの外その生産、輸入、移入又は取扱に係る石炭は凡て日本石炭株式會社に賣渡すことを要するものとして日本石炭株式會社に石炭の一手買入及一手販賣權を賦與し之を石炭配給の中樞機關としてゐるのである。而して同條但書に依り日本石炭株式會社に賣渡すことを要せざる、一の「自己の用に供するとき」とは當該石炭山の事業用並に製鐵事業用、發電事業用及人造石油製造事業用に供する場合であり(石炭配給統制法施行規則第四條)、二の「指定會社の社員又は株主たる生産業者が其の生産に係る石炭を當該指定會社に賣渡す場合」は、當該指定會社が其の社員又は株主より買入れたる石炭を一括して日本石炭株式會社に賣渡すものであるから、各生産業者は直接日本石炭株式會社に賣渡すことを要せざることは當然であり之を明示したに過ぎない。三に依り主務大臣が許可を與へる特別の事情とは、概ね石炭の選別業者^(註)が其の選別したる石炭を賣渡す場合の如きことを豫定してゐるのである。又日本石炭株式會社の一手買取權の運用に付ては日本石炭株式會社は石炭の生産業者、輪移入業者又は指定會社に對し石炭の種類、價格、數量、受渡時期、受渡場所其他取引上必要な事項を指示して買入契約の申込を爲すものとし之等の業者は右申込ありたるときは遲滞なく契約を締結することを要するものとしてゐる(同施行規則第二條)。

更に政府は石炭の配給統制上必要ありと認むるときは石炭の生産業者、輸入業者、移入業者又は販賣業者に對し石炭の配給に關する施設の賃貸又は讓渡につき、命令の定むる所に依り協議を爲すべきことを命ずることを得ると共に、日本石炭株式會社に對し石炭の需給調整上必要な事業を行ふべきことを命ずることを得ることとして配給統制の完

鑿を期し、又日本石炭株式會社に對しては販賣の目的を以て買入るゝ者に石炭を賣渡すときは、主務大臣の認可を受け、其の石炭の販賣に關し必要な事項を指示することを得る一種の指示権を與へて一元的配給統制の確立を圖つてゐる。即ち日本石炭株式會社は販賣の目的を以て同社より石炭を買入るゝ者に對して當該石炭の販賣先、販賣價格、其他必要な事項を指示し配給計畫の實效を期することゝなるのである。

(註) 選別業者とは石炭品位取締規則第六條の許可を受けて低品位炭又は石炭を含む炭滓より石炭を選別して之を賣渡すことを業としてゐる者を謂ふ。

斯かる選別業者の選別炭は通常其の品質良好ならざるを例とするので業者の申請あるときは日本石炭株式會社に賣渡すことを要せざる許可を與ふる方針とせられてゐる。

プール平準價格制の實施に付ては、石炭配給統制法の條文上は之を明定しなかつたが同第二十三條に於て「日本石炭株式會社ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外主務大臣ノ認可ヲ受ケタル價格ニ依ルニ非ザレバ石炭ノ買入又ハ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ」と規定し、専ら同條の運用に於てプール平準價格制を取入れることゝした。同條に所謂命令を以て定むる場合とは「關東州、滿洲及支那以外の地に輸出する爲買入るゝ者に石炭を販賣する場合」である。即ち右地以外の地例へば歐米諸國に輸出する爲買入るゝ者に石炭を賣渡すときは、日本石炭株式會社は商工大臣の認可を受けざる價格を以て賣渡す事を得るのである。實際問題として斯かる場合は寡少であらう。プール平準價格制の採用は昭和十四年八月中央物價委員會石炭特別部會に於て決定せられた石炭對策要綱に依つて明示せられた所であるが(前掲)

同制度の採用は規格賣炭制の實施と共に石炭の價格政策上劃期的のものであつた。それは全く低物價政策上の要求と増産上の要求との調和を圖つたものである。

石炭配給統制法の二大眼目は上述の通りであるが其他日本石炭株式會社の性格、機構、權限、同會社に對する監督、特殊的罰則等につき重要な規定を設けてゐる。

日本石炭株式會社は石炭の需給の圓滑及價格の公正を圖る爲、必要な事業を營むことを目的とする株式會社であつて、其の目的を達する爲め石炭の買入及販賣、輸出、輸入、移出及移入、石炭礦業に對する資金の融通又は投資、之等の附帯事業、其他當該目的を達する爲必要な事業を行ふことゝなつてゐる。日本石炭株式會社の職能が斯様に國家的業務を遂行するものであるから其の機構、業務の運營等に付ては相當監督の強化乃至干渉を加へられてゐる。即ち資本金の半額は政府出資として其の基礎を強化し、社債の發行は拂込資本金の三倍迄可能として商法の制限を緩和して資本調達を容易ならしめ、社長以下會社の主腦たる業務執行機關は株主總會に於て之を選任するも主務大臣の認可を要するものとし、主務大臣は日本石炭株式會社監理官を置いて同會社の業務を監視せしめ金庫、帳簿及文書、物件の検査、業務に關する報告の要求、株主總會其他諸般の會議に列席して意見を陳述し得る權能を與へてゐると共に、主務大臣は日本石炭株式會社の業務に關し監督上必要な命令を爲し得ることゝしてゐる。又日本石炭株式會社の定款の變更、利益金の處分、合併及解散の決議は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜざるものとして株式會社自治の原則を制限し、主務大臣は日本石炭株式會社の決議又は役員が行爲が法令、法令に基きて爲す處分

若は定款に違反し又は公益を害すと認むるときは其の決議を取消し又は役員を解任することを得るのみならず社長、副社長、又は理事は同法に依つて認可を受くべき場合に於て其の認可を受けざる時、其他特定の事項に違反したるとき一定の制裁を受くべき旨を規定して、業務運営を適正ならしめんことを期してゐる。

又生産業者、輸入業者又は指定會社は其の生産、輸入又は取扱に係る石炭を日本石炭株式會社に賣渡さず、又は日本石炭株式會社の指示に従ふべき旨の主務大臣の命令に違反したるときは一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金（但し犯罪に係る石炭の價額の三倍が一萬圓を超すときは當該價額の三倍以下の罰金に處せられ（同第三十條）、主務大臣より業務及財産狀況の報告を命ぜられたる場合に於て之を爲さず又は、虚偽の報告を爲したるとき及び主務大臣が帳簿書類其他の物件の検査を爲さんとするに當り之を拒否し、妨害し、忌避したるときは五百圓以下の罰金に處せらるゝこととなつて居り、配給統制の強權を明確にしてゐることに注意せねばならぬ。

石炭配給統制法は斯様に石炭の一元的配給に關し相當強力なる政策を示現してゐるのであるが、それは専ら配給統制の型態の問題であり、吾々は更に其の量的及質的統制の分野に進んで検討を加へねばならぬ。

（註）石炭配給統制法第十五條に於て

日本石炭株式會社へ販賣ノ目的ヲ以テ買入ルル者ニ石炭ヲ賣渡ストキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ石炭ノ販賣ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトヲ得
主務大臣ハ石炭ノ配給ノ圓滑價格ノ公正ヲ圖ル爲テ必要アリト認ムルトキハ日本石炭株式會社ヨリ販賣ノ目的ヲ以テ石炭ヲ買入ルル者ニ對シ前項ノ指示ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

と規定してゐるが同條第二項による日本石炭株式會社の指示に従ふべき旨の主務大臣の命令は左の通告示せられてゐる。
昭和十八年四月一日商工省告示第二九三號

石炭配給統制法第十五條第二項ノ規定ニ依リ左ノ通り定ム
販賣ノ目的ヲ以テ日本石炭株式會社ヨリ石炭ヲ買入ルル者ハ當該石炭ノ販賣ニ關シテハ日本石炭株式會社ガ石炭配給統制法第十五條第一項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ認可ヲ受ケ指示スル所ニ從フベシ

二 量の統制と質の統制

石炭配給統制法の施行に伴ひ新機構に依る石炭の配給及消費の統制に即應せしむる爲從來實施せられてゐた石炭販賣取締規則は廢止せられ、新に石炭配給調整規則が施行せらるゝこととなつた。石炭配給調整規則は石炭販賣取締規則と同様輸出入品等臨時措置法に基く規則であつて石炭の量の統制を圖る法令といふことが出来る。同法の目標とするところは大口消費者の買受許可並に消費制限及配給計畫の設定と其の實施である。

大口消費者即常時月額八百五十噸以上の石炭を使用するものは原則として商工大臣の許可を受けざれば石炭を買受けることを得ない、又其の買入れたる石炭を他人に譲渡することを得ない（第一條、第三條）。大口消費者に關しては商工大臣は期間を定めて石炭の使用數量を指定することが出来、その指定あつた場合に於ては其の期間中その數量を超えて石炭を使用することは出来ぬ（第三條ノ二）。

石炭の生産業者、輸入業者又は移入業者にして常時月額八百五十噸以上の石炭を使用する者は原則として商工大臣

の許可を受けなければ其の生産し、輸入し又は移入したる石炭を自己の用に供することは出来ない（第四條）。

斯様に買受に付ての許可、使用に付ての制限は全體としての配給統制を完璧ならしめんが爲の措置であることは勿論であつて、茲に配給計畫の合理性、配給計畫實施の嚴正さが要請せられることは當然である。配給調整規則は日本石炭株式會社に對し、毎年上期及下期に於ける日本石炭株式會社及日本石炭株式會社より販賣の目的を以て石炭を買入るる者、並に指定會社の社員又は株主たる石炭の生産業者の取扱に係る石炭の配給計畫を定め商工大臣の承認を受くべきことを命じてゐる（第六條）。從來は數個の生産業者及販賣業者の團體が夫々別個に配給計畫を設定し、多元的配給統制を行つてゐたのであるが、本法に依つて日本石炭株式會社に依る一元配給を確立したのである。

石炭の販賣業者の團體又は石炭の販賣業者を社員若しくは株主とする會社にして、商工大臣の指定したるもの（指定仲買團體）も亦毎年上期及下期に於ける其の取扱に係る石炭の配給計畫を定め、商工大臣の承認を受くことを要する。而して此の承認申請書は日本石炭株式會社を経由して提出することを要することとし、日本石炭株式會社は全體としての配給計畫設定の觀點より之に意見を附して商工大臣に進達することとなつてゐる（第七條）。

日本石炭株式會社及指定仲買團體は配給計畫に付商工大臣の承認を受けたるときは道府縣別に配給計畫の明細表を定め、之を當該地方長官に提出することを要する。而して日本石炭株式會社及指定仲買團體は、商工大臣の承認を受けた配給計畫又は地方長官に提出した配給計畫の明細表に依らなければ石炭を賣渡す事を得ない（第九條）。石炭の販賣配給は如斯にして計畫性を與へられると共に、日本石炭株式會社より販賣の目的を以て石炭を買入るる者は日本石

炭株式會社の販賣指圖書に依るに非ざれば石炭を賣渡すことは出来ぬ。而して日本石炭株式會社は販賣指圖書を交付した時は遅滞なく種類別賣渡數量、賣渡先に於ける用途、賣渡の時期、販賣指圖書の交付先を販賣指圖書に記載した賣渡先に通知することになつてゐる（第十二條）。之は専ら販賣指圖書の實行性を期するが爲である。之等の事柄は指定仲買團體が其の團體の構成員に對して石炭を賣渡す場合も同様である。配給計畫、配給計畫の明細表又は販賣指圖書に依て石炭を賣渡す者以外の者は、地方長官の許可を受けざれば石炭を販賣することは出来ない。但し商工大臣より指定せられた者（註二）は商工大臣の許可を受けなければならぬことになつてゐる。

斯くの如く石炭の配給統制は一貫した一元性を確立してゐるので、合理的にして公正なる配給計畫の設定及其の實施は即ち配給統制の生命線とも云ふべきである。従つて日本石炭株式會社は綿密に需給狀況の調査を爲し、配給計畫設定に誤りなからんことを期してゐる。又配給調整規則に於ては、配給機關に對し一定期間毎に其の賣渡を爲したる石炭の種類別數量を日本石炭株式會社に報告することを要することとしてゐるのである。

（註一） 指定仲買團體として各府縣に設立せられた石炭販賣會社が指定せられてゐる。

（註二） 石炭を賣渡さんとする者の賣渡先が一府縣に止らず、數府縣又は全國に亘るときがあり得る。斯かる場合には地方長官の許可を受くるよりも、商工大臣の許可を受くる方が合理的である。即ち商工大臣は斯かる特殊の者を指定し、その指定せられた者は商工大臣の許可を受けて石炭の販賣行為を爲すこととなる。鐵鋼原料統制株式會社、日本陶磁器工業組合聯合會の如きがこれである。

石炭配給調整規則は右の如く配給の計畫性と合理的且つ公平なる量的配分を目標とした規則であるが、如何に量的

統制を合理的に行ふと雖も、粗悪なる石炭が市場に横行するに至つては其の増産目的は決して達せられないのみならず價格の公正、需給の圓滑を期せられない事は勿論である。又日本石炭株式会社設立に依つてプール平準價格制が採用せられた結果、石炭は一定の規格に依り一定の價格を以て販賣する所謂規格賣炭制を實施することとなり、其の結果石炭の規格即ち品位を保全し取締ることが高度に要請せらるゝに至つた。石炭品位取締規則は斯かる見地から制定せられた法令であり、之は専ら買の統制を目的とする規則であると云ふことが出来る。その内容を要約すれば

- 一、石炭を販賣する者は種類及等級を買受人に通知することを要すること。
- 二、低品位炭及石炭を含む炭滓の販賣を取締ること。
- 三、低品位炭及石炭を含む炭滓等を優良炭に混入することを禁止すること。
- 四、選別業者(所謂ボタ洗業者)に對し監督を加へること。

即ち石炭の生産業者及販賣業者は石炭を賣渡さんとする時は商工大臣の定むる規格に依り、當該石炭の種類等級を定めて之を買受人に通知しなければならない(第一條)。但し商工大臣の指定したる石炭に付ては右に拘らず、銘柄及最低保證品位を通知することを要する(第二條)。第一條は規格賣炭制の原則を示すものであつて、これによつて複雑な銘柄賣炭より簡明な規格賣炭へと移行したのである。生産業者及販賣業者は自己の通知した當該石炭の等級に對して、自ら責任と保證とを持たなければならぬこととなり粗悪炭の出廻りは防止せられる。石炭の標準規格は第一種一

般用炭、第二種原料用炭、第三種瓦斯發生爐用炭、第四種無煙炭、第五種燧石の五種類に分ち、それら品位に應じて等級が定められ商工大臣より告示せられてゐる(註)。第二條は規格賣炭制の例外であつて石炭の品質及其用途の特殊な石炭に就ては規格賣炭よりも銘柄賣炭を爲すことが合理的であると云ふ見地から、斯かる石炭は夫々商工大臣が指定することとし、その指定を受けたるものは銘柄賣炭を爲すこととなつたのである。例へば原料用炭に付ては其の用途の特殊性に鑑み炭化度指數、粘結度指數、瓦斯品位等を工業分析すると共に原素分析、乾餾試験等の結果を綜合して適性綜合品位を算定し等級を決定してゐるが、其の用途の特殊性よりして銘柄賣炭を行ふこととなつてゐる。

石炭の生産業者又は販賣業者は商工大臣の指定した品位に達しない石炭又は石炭を含む炭滓は原則として之を販賣することは出来ぬ(第四條)。又生産業者又は販賣業者は其の賣渡す石炭に右の商工大臣指定の品位に達せざる石炭、石炭を含む炭滓又は土石其他石炭に非ざる物を混入することは原則として許されぬ(第五條)。斯かる販賣又は混入行為は地方長官の許可(石炭を目的とする鑛業權者の場合は鑛山監督局長の許可)を要することとして粗悪炭の横行及石炭品位の低下を防止してゐるのである。

選別業者の選別炭は其の行為が多くは一旦廢棄したボタ又は石炭を含む炭滓より石炭を選別するものであつて、選別せられたる石炭も亦到底優良たり得ざる性質のものなるに鑑み、斯る選別賣渡の行為は地方長官の許可事項として其の監督を嚴重にすることとした(第六條)。

石炭配給調整規則及石炭品位取締規則は、斯様に石炭配給統制法の外廓的役割を勤め、以て石炭配給統制の綜合的

第二章 石炭流通過程の性格と其の機構
使命を達してゐるのである
(註)

石炭標準規格表 (十八年度上期)

甲號(常磐炭、宇部炭以外ノ石炭)		乙號(常磐炭)		丙號(宇部炭)	
等級	發熱量(カロリー)	等級	發熱量(カロリー)	等級	發熱量(カロリー)
特一級	七、三〇〇以上	特一級	六、〇〇〇以上	特一級	五、七〇〇以上
特二級	七、〇〇〇	特二級	五、九〇〇	特二級	五、五〇〇
特三級	六、八〇〇	一級	五、七〇〇	一級	五、三〇〇
一級	六、六〇〇	二級	五、五〇〇	二級	五、〇〇〇
二級	六、四〇〇	三級	五、三〇〇	三級	四、九〇〇
三級	六、二〇〇	四級	五、一〇〇	四級	四、七〇〇
四級	六、〇〇〇	五級	四、九〇〇	五級	四、五〇〇
五級	五、八〇〇	六級	四、七〇〇	六級	四、三〇〇
六級	五、六〇〇	七級	四、五〇〇	七級	四、〇〇〇
七級	五、四〇〇	八級	四、三〇〇	八級	三、六〇〇
八級	五、二〇〇	九級	四、一〇〇	九級	三、三〇〇
					四、六〇〇

第二種石炭(原料用炭)		第三種石炭(ガス發生用炭)		第四種石炭(無煙炭)		第五種石炭(燐石)	
等級	適性綜合品位	等級	發熱量(カロリー)	等級	發熱量(カロリー)	等級	發熱量(カロリー)
特一級	七、〇〇〇以上	特一級	六、八〇〇	特一級	八、〇〇〇以上	特一級	七、〇〇〇
特二級	六、八〇〇	特二級	六、六〇〇	特二級	七、五〇〇	特二級	七、〇〇〇
特三級	六、五〇〇	一級	六、五〇〇	一級	七、〇〇〇	特三級	六、〇〇〇
一級	六、二〇〇	二級	六、三〇〇	二級	六、六〇〇	一級	六、〇〇〇
二級	五、九〇〇	三級	六、〇〇〇	三級	六、三〇〇	二級	六、〇〇〇
三級	五、六〇〇	四級	五、八〇〇	四級	六、〇〇〇	三級	六、〇〇〇
四級	五、三〇〇	五級	五、五〇〇	五級	五、八〇〇	四級	六、〇〇〇
五級	五、〇〇〇	六級	五、二〇〇	六級	五、三〇〇	五級	五、八〇〇
六級	四、七〇〇	七級	四、九〇〇	七級	四、八〇〇	六級	五、六〇〇
七級	四、四〇〇	八級	四、六〇〇	八級	四、三〇〇	七級	五、四〇〇
		九級	四、三〇〇	九級	四、〇〇〇	六級	五、二〇〇
		十級	四、〇〇〇	十級	三、七〇〇	五級	五、〇〇〇
						四級	四、八〇〇
						三級	四、六〇〇
						二級	四、四〇〇
						一級	四、二〇〇
						特三級	四、〇〇〇
						特二級	三、八〇〇
						特一級	三、六〇〇
						九級	三、四〇〇
						八級	三、二〇〇
						七級	三、〇〇〇
						六級	二、八〇〇
						五級	二、六〇〇
						四級	二、四〇〇
						三級	二、二〇〇
						二級	二、〇〇〇
						一級	一、八〇〇
						特三級	一、六〇〇
						特二級	一、四〇〇
						特一級	一、二〇〇
						九級	一、〇〇〇
						八級	〇、八〇〇
						七級	〇、六〇〇
						六級	〇、四〇〇
						五級	〇、二〇〇
						四級	〇、〇〇〇

第二節 石炭配給機構整備の推進

- (註) 第二種石炭 適性綜合品位ハ當該石炭ニ付炭化度、發炭ガス、灰分等ニ依リ日本石炭株式會社ニ於テ檢定スルモノニ依ル。
- 第三種石炭 甲號トハ膨脹度一・三以下ニシテ灰ノ耐火度一、三五〇以上ノモノトス。乙號トハ膨脹度一・三以下ニシテ灰ノ耐火度一、三五〇度未満一、二〇〇度以上ノモノトス。
- 第四種石炭 無煙炭トハ燃料比四・〇以上ノモノ。
- 第五種石炭 燐石トハ燃料比四・〇以上ニシテ火山岩ノ影響ヲ受ケ變質シタルモノ。

三 下部配給機構の整備

日本石炭株式會社の業務開始によつて石炭の配給統制は愈々軌道を進むこととなるに伴ひ、石炭配給下部機構の再編成が問題として俎上に呈せらるゝこととなつた。それは他の一般産業型態の再検討と同軌である。戦時經濟機構は最少の努力を以て最大の效用を求めんとする經濟の倫理性を極度に要求する。國防國家體制は一厘の無駄もなく、國家の總力を擧げて生産の増強に挺身する體制でなければならぬ。この要求は石炭の下部配給機構的存在たる仲買業者を従來の自由主義經濟時代の型態のまゝで存続することを許容しては置かなかつた。

日本石炭株式會社の配給計畫及販賣指圖の實效性を期する爲には之等仲買業者を統合して一定の組織的な配給機關たらしむる必要があるのであり、仲買業者即ち販賣業者の統合については昭和十五年春、早くも問題として取上げられてゐたのである。即ち同年三月十一日附燃料局長官より北海道廳長官及各府縣知事に宛てられたる『石炭の中小需要者に対する需給調整に關する件』通牒の中に道府縣別に販賣業者の統制團體を組織せしめ、之を各地方廳に於て指

導すべきことが明示せられた。次で石炭販賣取締規則が廢止せられ、石炭配給調整規則が改めて制定せらるゝに及んで、仲買販賣業者の統制團體に付ては原則として各道府縣毎に一の統制團體を指定し、日本石炭株式會社と密接な連絡の下に所屬販賣業者の配給の統制を行はしむることとなつた。然し此の統制團體は所謂石炭の共同購入共同販賣を爲し、團體員の斯かる賣買行爲を統制する目的以外に石炭配給の下部機構としての明確なる指標は與へられては居なかつた。一方昭和十六年十二月大東亞戰爭の勃發を契機として我國經濟は超戰時體制に移行し石炭の需給狀況は愈々重點主義が強化せらるゝに従ひ、その配給分野に付ても著しい變化を餘儀なくせられたこと、従來の仲買業者の統制團體より成る配給機構を以てしては時勢に即應せざるものあるに至つた爲め、政府は昭和十六年十二月末石炭下部配給機構整備要綱を發表して下部配給機構の決定的な再整理を斷行することとなつた。其の要點とするところは

- 一、指定仲買團體、指定小賣團體を以て石炭下部配給機構とすることを明確にしたこと
- 二、石炭の配給経路を明確にしたこと
- 三、日本石炭株式會社をして重要消費地に於ける指定仲買團體に資本及役員に参加を爲さしめ連繫を密にすることとしたこと
- 四、指定仲買團體又は指定小賣團體の構成員に對し整理補償金を交付することとしたこと

等である。今其の要綱の全文を掲ぐれば左の通である。

石炭下部配給機構整備要綱

一、石炭下部配給機構及其ノ構成員

(一) 本要綱ニ於テ下部配給機構ト稱スルハ日本石炭株式會社、石炭配給統制法ノ規定ニ依ル指定會社(以下指定會社ト稱ス)生産業者又ハ輸移入業者ヨリ石炭ヲ買受ケ之ヲ販賣スル場合ノ配給機構ヲ謂フ

(二) 石炭ノ下部配給機構ハ石炭配給調整規則ノ規定ニ依ル指定仲買團體又ハ指定小賣團體ヲ以テ之ヲ構成スルコト

右ノ指定小賣團體ハ小賣業者ヲ以テ地域別ニ結成セラレタル小賣商業組合(昭和十五年十一月二十二日附商工次官通牒生活必需品配給機構整備ニ關スル件ニ依リ整備セラレタル關係商業組合)ヲ以テ之ニ充ツルコト但シ小賣業者ヲ凡テ指定仲買團體ニ包括スル場合ハ之ガ結成ノ要ナキコト

(三) 石炭ノ販賣業者ハ右ノ何レカノ團體ニ加入スルコト

右ノ加入資格ハ二、ノ四ニ依ル販賣ノ分野ニ依ルコトトシ其ノ販賣分野双方ニ亘ル場合ハ双方ノ團體ニ加入スルコト

二、石炭ノ配給経路

(一) 指定仲買團體ハ日本石炭株式會社、指定會社、生産業者又ハ輸移入業者ヨリ石炭ノ共同購入ヲ爲シ之ヲ需要者又ハ指定小賣團體ニ共同販賣ヲ爲スコト

(二) 指定小賣團體ハ指定仲買團體ヨリ石炭ノ共同購入ヲ爲シ之ヲ需要者ニ共同販賣ヲ爲スコト

(三) 小口需要者(當時月額使用數量八百五十通未満ノ需要者ヲ謂フ)ニ對スル石炭ノ販賣ハ特ニ定ムルモノ(追テ別途指示ス)ノ外凡テ指定仲買團體又ハ指定小賣團體ニ於テ之ヲ行フコト

(四) 指定仲買團體ト指定小賣團體トノ販賣分野ヲ區分スルコト

右ノ販賣分野ハ需要者ノ業態又ハ石炭月額使用數量ニ依リ地方ノ實情ニ應ジ適宜之ヲ定ムルコト

三、配給機構ノ内部組織

(一) 指定仲買團體又ハ指定小賣團體ハ配給所其ノ他石炭ノ共同販賣ニ必要ナル限度ニ於テ施設設備ヲ保有シ之ニ依リ配給ヲ行フコト

右ノ施設設備ハ成ルベク其ノ團體ノ構成員ノモノヲ賃借又ハ買收シ之ニ充ツルコト

(二) 配給所ハ其ノ配給地域、配給數量、設備等ヲ勘考シ地方長官之ヲ定ムルコト

(三) 重要消費地以外ノ地方ニ於テ其ノ地方ノ事情ニ依リ特ニ必要アル場合ハ指定仲買團體又ハ指定小賣團體ハ地方長官ノ承認ヲ受ケ團體ノ構成員中ヨリ適當ナル者ヲ選定シ配給所ニ於ケル配給事務ヲ委託スルコトヲ得ルコト

右ノ場合ニ於テハ配給所ニ對シテハ經營費、缺斤、賣掛危險負擔等ヲ考慮シ適正ナル手数料ヲ支給スルコト

四、株式又ハ出資ノ割當

- (一) 指定仲買團體又ハ指定小賣團體ノ資本金又ハ出資ノ總額ハ當該團體ノ石炭取扱數量ノ二ヶ月分ノ炭代ニ相當スル金額ヲ適當トスルモ地方ノ實情ニ依リ適宜之ヲ定ムルコト
 - (二) 重要消費地ニ於ケル指定仲買團體ニ對シテハ其ノ資本金ノ一部ヲ日本石炭株式會社ヲシテ出資セシムルト共ニ日本石炭株式會社ノ役員ヲシテ其ノ役員タラシムル等ノ方法ニ依リ之ガ連繫ヲ密ナラシムルコト
 - (三) 指定仲買團體又ハ指定小賣團體ハ其ノ構成員ニ對シ昭和十三年度、十四年度、十五年度（地方ノ實情ニ依リ多少ノ變更差支ナシ）ニ於ケル石炭ノ販賣實績ニ夫々一、二、三ヲ乘ジタルモノノ六分ノ一ノ數量ヲ基準トシ販賣實績一應ニ付持込場所毎ニ一箇月販賣數量八應以上ノ場合ニ付テハ三、八應未滿ノ場合ニ付テハ七ノ割合ニ依リ株式又ハ出資ヲ割當ツルコト
- 販賣業者相互間ノ仲間取引ノ場合ニ付テハ相互間ノ株式又ハ出資ノ配分比率ハ夫々其ノ取得シタル口錢ノ比率ノ割合トスルコト

五、轉廢業者及殘餘施設設備ニ對スル措置

- (一) 指定仲買團體又ハ指定小賣團體ハ其ノ構成員ニ對シ昭和十三年度、十四年度、十五年度（地方ノ實情ニ依リ多少ノ變更差支ナシ）ニ於ケル石炭ノ販賣實績ニ夫々一、二、三ヲ乘ジタルモノノ六分ノ一ノ數量ニ對シ持込場所毎ニ一箇月販賣數量八應以上ノ場合ニ付テハ三圓、八應未滿ノ場合ニ付テハ七圓ヲ基準トシテ整備補償金ヲ交付スルコト但シ販賣業者相互間ノ仲間取引ノ場合ニ付テハ三圓又ハ七圓ヲ夫々其ノ取得シタル口錢

ノ比率ニ依リ分割シタルモノヲ基準トスルコト

- (二) 整理補償金ノ交付ニ要スル資金ハ必要ニ應ジ借入金ヲ以テ之ニ充ツルコト

右ノ資金ハ國民更生金庫、商工組合中央金庫、日本石炭株式會社等ヨリモ之ヲ融通スルコト但シ國民更生金庫ヨリ共助資金ノ融通ヲ受クル場合ハ昭和十六年九月五日附一六振第五六七號商工、大藏、農林各次官連名通牒ニ依ルコト

- (三) 石炭販賣業者ノ施設設備ニシテ團體ニ於テ賃借又ハ買収セザルモノニ對シテハ必要ニ應ジ國民更生金庫ニ於テ之ニ對スル措置ヲ爲サシムルコト

斯くて此の要綱に基き各道府縣に從來の指定仲買團體即ち販賣業者の統制團體を解散又は改組し、新に石炭販賣會社、所謂共販會社が設立せられ新指定仲買團體として發足する事となつた。其の組成は昭和十七年四月迄に概ね完了し國家的配給機關たる自覺の下に着々その業務が推進せられ、配給統制の一貫性は其の形態を具備することゝなつた次第である。

四 實態としての石炭配給経路

吾々は前三項 互つて石炭配給統制の型態が兎も角も一貫性を具備せられたことを述べたのであるが、然らばその實態としての石炭配給が、吾々が右型態に所期する通り實現せられてゐるか否かを検討して見なければならぬ。そ

して其の結果は必ずしも吾々の期待する如き、充分な効果を擧げてゐないことを確認せざるを得ないのであつて寔に遺憾とする所である。

日本石炭株式會社は買入れたる石炭を自ら需要家に販賣する機構を具備してゐないが故に、買入れたる石炭を原則として買入れたる者に賣戻す制度を定めてゐる。即ち日本石炭株式會社は生産業者、指定會社又は輪移入者に對し買入れたる場所で即時當該石炭の賣戻を爲し、買入價格と販賣價格の差額につき決済する——此の買入及販賣の際にブール操作を行ふと共に、販賣價格と買入價格との差額即ち損失につき日本石炭株式會社は政府の補償を受ける——その結果は需要家に對する直接の配給者は、生産業者又は指定會社或は仲買業者であることとなつて、日本石炭株式會社設立前の態様と選ぶ所なき實情となつてゐる。之等の生産業者又は販賣業者は過去の因縁に結ばれて多少なりとも配給の経路を亂すことあるを否認し得るであらうか、殊に指定會社に付ては指定會社自らの販賣機構がない爲に、從來の株主たる生産業者の石炭につき販賣の衝に當つてゐた者を其の販賣代理人(之を指定販賣者と謂ふ)又は販賣實務の代行者(之を販賣代行者と謂ふ)として認めてゐるのであるが、生産業者と需要家との中間に介在して事實上の仲買的行爲を爲し居る之等の者に付ては、更に検討を加ふべき餘地あるを否めない。戰時經濟の飛躍的發展に伴つて重要物資の超重點配給が強化せらるゝに比例して、配給に關する間行爲の横行し易きは當然の理であり、配給統制機關自ら配給の實權を把握せざる場合に於て殊に甚しくなるのである。

日本石炭株式會社は固より配給計畫に基き販賣に關し必要な指示を爲すことを得ると雖も、此の配給計畫は必ずし

も不變的なものではなく、商工大臣の承認を受けたるときは之を變更することが出来るのであつて、販賣指圖も亦修正は可能である。現在の實情を以て云ふならば、石炭配給の實權者は生産業者、販賣業者其の他のものであつて、日本石炭株式會社自身ではなく、配給に關する限り唯單に形式的操作を爲すに過ぎざる場合もあることを率直に認めねばならぬのである。

第三節 石炭の輸送並荷役

一 石炭輸送の經濟的意義

我國に於ける石炭輸送問題は現在に於ては、戰時經濟の運命を左右する程の重要性を持つてゐるが、平時に於ても我國の輸送全體の上に於て特殊な意義と重要性を持つてゐた。それは第一に我國に於ける全輸送量の上に占める石炭輸送量の量的尅大さと、第二に我國石炭資源の地理的分布と其實質的構成に基づく海上輸送への依存度が絶對的に高い事、第三に炭種が非常に多い事等に基因する。

第一の點に付て見るに我國海上輸送量の約五割が石炭輸送に充當せられ、又輸送すべき石炭の約六割が海上輸送力に依存して居た事實は、石炭と海上輸送との密接なる關聯を如實に物語つて居る。而して支那事變から大東亞戰へと

時局の進展に伴ふ我國經濟構造の全面的編成替に相應する輸送體形の變化、殊に海上輸送の本格的戰時編成（陸運轉換）の必要は、石炭輸送問題に重大な影響を及ぼしつゝあることは贅言を要しない所である。

第二の點は我國の石炭資源が九州、北海道の如く主要消費地たる内地本土と海を隔てた地域に分布してゐる關係と我國内地の石炭資源のみを以てしては量的質的に我國産業の石炭需要を充塞し得ない事に基因する。樺太、朝鮮、北支、佛印等から移輸入しなければならぬ石炭は、累年増加の傾向を辿り、之がため必要とせられる汽船船腹の量は輕視し得ない。

第三の炭種の多い事は我國の石炭輸送上に於ける難問題の一つである。

現在我國に於ける炭種は、炭礦の數の多い爲品位取締規則に依つて規格等級を定め、相當に單純化してゐる現在に於ても尙且、約三千種あり之が輸送能率を如何に阻害してゐるか絮説するまでもない。

これがため一隻の汽船に石炭を積むのに、炭種が多い爲に甚しきは一五にも二〇にも船艙を仕切つて積込むが、此の仕切に非常に時間と勞力を要し、更に其積荷の順序に應じ貨車の入れ換へに大變な手數がかかる。更に豫定しない別の代船が入港する時があるが、そんな場合は貨車操荷役は一層混亂を來す。

かかる理由に基き輸送能率向上策としての炭種の統合は輸送部面に於ける永年の懸案となつてゐる。然るに現在の石炭事情は、一方に於て買入規格は一層細分化せられ、以て選炭の強化、優良炭の増産を期せんとする傾向あるに反し他方、販賣統制の方法として統制機關たる日本石炭會社が自ら販賣することなく（但し昭和十八年十二月一日より漸次

自賣の豫定）、買入れたる生産業者に買入場所で賣戻をなす形式を採用せるため、販賣規格を單純化するためには採炭の方法に著しい困難を伴ふが故に、いきほひ買入規格と販賣規格とは一致せしめざるを得ざる結果となり、炭種の統一單純化は期し得べくもない。

以上に於て我國の石炭輸送は主として海上輸送に依存せる事を述べたが然し乍ら、海上輸送の始點と終點は陸上輸送であり更にその兩輸送の連結機能を果すものは港灣荷役である。即ち少數の海岸炭礦及び内地本土にある炭礦から生産された石炭を除いては鐵道又はトラックに依つて積出港に送られ、そこで積荷されて内地本土に運ばれ荷揚港で水揚され更に汽車又はトラックに依つて消費者へ運ばれる。

斯くの如く石炭の輸送は部分的に見れば異種輸送の連鎖であり、全體として見ればベルトコンベヤーに依る輸送の如きものである。従つて何れかの一部が停止又は停滯すれば直に輸送全體が停止又は停滯する事となり、又何れか一部分の均衡が破れ輸送能力が減少すれば全輸送力が減少し其の最少部分の輸送力に規制せられる結果となる。従つて輸送機關は速度に於て能力に於て全體として夫々均衡を維持しなければ部分々々の全能力を最も有効に發揮する事は出來ない。

此の問題は結局異種輸送給付間の供給能力の均衡問題であつて、自由資本主義時代に於ては價格即ち運賃（又は荷役賃率）に依つて自然的に均衡が維持せられたのである。

然るに現在に於ては價格統制の強化並に資材勞力等の不足により運賃そのものに依る自然調節的解決は不可能とな

つた。従つて戦時經濟下に於ては陸上輸送と海上輸送、及び海陸兩輸送力と港灣荷役力即ち積出港の荷役力と荷揚港の荷役力其の他小運送の輸送力等が相互に不斷に能力、速力の均衡を維持する事は頗る困難であり、船腹の不足は積出港の港頭に貯炭の山を築いて生産を阻害し、荷役力の不足は滯船となりて海上輸送力を更に減退せしめる結果となる。殊に大東亞戰の勃發以來海上輸送部面に於ける戦時色が濃厚となるに伴ひ、港灣荷役力との均衡が破れ海上輸送の部面の現状は戦争遂行上眞に已むを得ざるものである以上荷役部面に於ける過重の負擔は、飽くまで荷役力の向上によつて打開しなければならぬのである。

次に石炭の海上輸送に於ける近年の著しい傾向は遠距離輸送量の著しい増加である。それは従來九州、北海道其他の内地炭のみによつて充塞されてゐた我國産業の石炭需要が戦時經濟の進展に伴ひ重化學工業を中心とする一聯の軍需産業の躍進に因り、内地炭のみを以てしては充塞困難となり、新に樺太、朝鮮、北支、佛印等遠隔地の石炭を多量に必要とするに至つた結果であり、殊に軍需産業の樞軸たる製鐵業は尤大な北支の強粘結性炭を不可缺の原料とするからである。かゝる近年に於ける我國移輸入炭の量的増加の趨勢は既に前述せる如くである。

斯くの如き石炭の海上輸送に於ける遠距離輸送の増加は、必然的に輸送船舶の航海系数を減少せしめ、殊に移輸入炭増加の爲大型船の航海系数を減少せしめる結果となつた。云ふ迄もなく海上輸送に於ける航海系数の減少はそれだけ輸送能率の低下であり、輸送船舶の減少である。

(註) 航海系数とは航海に要する日数と碇泊日数の合計で三十日を割つたもので航海系数一と云へば一ヶ月に一航海出来る事

最後に輸送數量の季節的變動の問題に付て一言觸れよう。

石炭に於ける海上要輸送量殊に樺太、朝鮮等の外地炭の要輸送量は、年間を通じての平均輸送が頗る困難であり、季節的に非常に變動性がある。それは外地の地理的關係から、季節的に出貨荷役輸送等が極度に制限され、或は全然不可能になるからである。即ち樺太、朝鮮等殊に樺太は冬期は港の凍結のため積出不可能となり、年間を通じて石炭の積出し可能な時期は大體四月の初めから十一月の中頃迄である。従つて樺太炭に對しては夏期は尤大な大型船腹を必要とするに反し、冬期は殆んど船舶の需要なく年間を通じての船腹の需給調節は非常に困難である。

従つて近年は樺太に於ては内地炭の不足を補ふべく銳意増産され乍ら消費地たる内地本土へ輸送し切れず、年々多量の貯炭が坑所港頭に充満して生産を壓迫する實狀であり、こゝにも天然資源即經濟力ならざる事を如實に示してゐる。天然資源が生産力に轉化され經濟力戰鬥力となるには輸送によつて生産力に連結されて始めて可能である事を今更乍ら痛感せしめられるのである。

尙、交錯輸送の問題も石炭の海上輸送上の一問題であつたが、之は海運統制の強化、計畫輸送の徹底によつて漸次解決されつゝある。

近代的組織による輸送機能の企業化は、歴史的には資本主義的商品生産經濟に於ける商業(及貿易)機能の發展に附隨する。従つて輸送企業はその本質的機能に於て、商業及貿易企業と同様濃厚な營利性を持つてゐる。それは輸送企

業が商業企業（並に商業資本）に附隨して發達したところの歴史的經濟的環境に胚胎する。

即ち輸送の經濟的機能は資本主義の非計畫的商品生産の時間的空間的調節機能たる商業機能の營利手段として、その指示に従ひ需要供給の空間的調節機能を果す事にあつたのである。而して斯かる輸送機能遂行の機關は陸上に於ては主として鐵道であり、海上に於ては船舶であつた。斯かる輸送の機能たる需給の空間調節作用は、自由主義、國際主義の華やかなりし時代、世界各地域が比較生産費の法則に従つて、國際分業に従事し世界自由貿易の繁榮するに及び商業資本にとつて益々其の技術的重要性を増大した。

斯くの如く輸送は商業企業の營利手段として不可缺の重要な經濟的機能を持つてゐたのであるが、果して然らば如何なる經濟的意義を持つてゐたのであらうか。この答は輸送の經濟的機能から必然的に引き出される。即ち輸送の機能が需給の調節作用に關與する限りに於て、輸送は價格形成の重要な要素としての經濟的意義が生ずる。

従つて輸送は交通給付として運賃の形態に於て商品の價格形成の重要要素となるのである。殊に自由資本主義時代に於ては輸送の供給は大體に於て需要に超過して居り、偶々景氣變動の餘波を受け海運が好況の波に乗り、一時的局部的に船腹の不足を來したにしろそれは、輸送給付の價格即ち運賃に依つて需給の調節が可能であり、世界の隅々から高運賃を求めて船腹が密集する結果、輸送の供給不足から來る生産障害と云ふ點は餘り問題とならず、唯商品價格の構成要素としての運賃の高低のみがそれが自由價格であり變動性が多かつただけに、輸送の經濟的意義として最大の關心を持たれたのである。

とりわけ我々當面の研究課題たる石炭の輸送の如き場合に於ては特に然りである。即ち我國の石炭の如き遠距離輸送にして、而も重量商品の消費者價格形成に於ては運賃の占める比重は著しく大であり、炭礦の地理的條件がその炭礦の經濟的價值を決定する程の重要性を持つてゐた。古くから「炭山を買ふ前に道を買へ」と云はれたのも石炭市場への運賃如何が炭礦の經濟的價值を左右する事を教へた言葉であらう。

今參考迄に最短距離にある内地炭に付昭和十七年度に於ける石炭販賣價格（内地炭全體の消費者價格の平均）中に占める輸送費の割合を示せば次の如くである。

(1) 揚地賣炭の場合 同上構成内容

販賣價格	石炭價格	運賃諸掛	販賣價格に對する輸送費の割合
二六三・一	一六〇・二	一〇二・九	三九・〇%

(2) 沿線賣炭の場合 同上構成内容

販賣價格	石炭價格	運賃諸掛	販賣價格に對する輸送費の割合
一九六・一	一六〇・二	三五・九	一八・〇%

(註) 一、石炭價格及沖着、着驛迄の運賃諸掛は十七年上期の實績に依る。
沖着及着後の運賃諸掛は明確な額は不明なるも、一噸沖着後は二圓五十錢。着驛後は一圓五十錢とした。
二、沿線賣炭とは、産炭地に於ける販賣石炭をいふ。
三、輪移入炭の販賣價格中に占める輸送費、諸掛の割合が内地炭に比し遙に大なる事云ふ迄もない。

以上の如く輸送の意義を價格部面に於て把握する所に自由資本主義の下に於ける特徴的意義が見出される。

自由資本主義時代に於ては陸上輸送海上輸送共世界全體として之を觀れば、平時は勿論戰時に於てすら輸送給付の價格即ち運賃に依つて大體輸送自體の需要と供給の調節は可能であり、輸送力の不足に因つて重大なる生産障害を惹起する如き問題は殆んど起らなかつた。近世に於て最も輸送力殊に船舶不足の問題に悩んだ第一次世界大戰當時に於ける英國は主として食糧問題に悩んだものであり、その軍事生産力はあれ程迄に自國船舶の不足を生じ乍らも米國其他の援助に依り、致命的障害を惹起する事なく危機を脱し得たのである。

斯くの如く全體的に見れば自由資本主義時代に於ては輸送の問題は輸送給付の價格即ち、運賃の問題に歸納せられたものである。然し乍ら自由資本主義の否定と止揚の歴史的基底に立つ現代の戰時經濟下に於ける輸送は如何なる機能を持ち又如何なる意義を持つてゐるのであらうか。

戰時經濟體制下に於ても輸送が配給の手段として需給の空間的調節作用を分擔すると云ふ機能に於ては依然その本質に於ては變りはない。然し乍ら戰時經濟體制下に於ては輸送力の需給は一國のみに於ては勿論、世界全體としても殆んど調節困難であり、如何なる高運賃を以てしてもこの調節は不可能である。現在に於ては全世界のあらゆる人的、物的資源が夫々手一杯に總力戰に従事して居り、一隻の遊休船舶も無いのみならず通商破壊戰の名に於て全世界の海上に於て行はれつゝある輸送力の消耗は蓋し莫大なるものがある。

こゝに於て戰時經濟に於ける需給の空間的調節が著しく停滯、又は阻害される爲兎角生産と消費が切斷され勝となり、全面的に生産に對して重大な障害を及ぼして來た。

この輸送力の不足が惹起する生産障害の影響を最も強く蒙つて居るのが、海洋國家であり重要資源を殆んど全部海外に依存する現在の我國である。即ち我國は自然的に鐵礦石、石炭、石油、ボーキサイド其他重要資源の海外依存度高きに拘らず、海上輸送が單に私的營利企業に一任されて來た結果その重要性に比して、貧弱なる海上輸送力を擴充することなくそのまゝ大東亞戰に突入し、戰史未曾有の廣大な戰線に於ける軍事輸送並に兵站補給と大東亞全水域の海上輸送の需要を我國のみの船舶を以て充塞せざるを得ない窮情に立至つた。

我國の海運も汽船に付ては時局の進展に即應し次第にその統制を強化し、大戰突入後は完全な國家管理態勢を整備し、運航能率の向上を圖つたのであるけれども、單なる機構の整備に依る運航能率の向上のみを以てしては輸送力増強の根本的解決は不可能である。

自由資本主義時代に於ては輸送力の不足は單に高運賃を意味するに過ぎなかつたけれども、現代の總力戰體制下に於ては輸送力は生産力の重要な要素であり、其の不足は即ち生産力の減少を意味し戰時經濟の弱體化を意味する。

こゝに於て一面計畫造船の強行により又は運航能率の向上により、積極的に輸送力の供給強化を圖ると共に、反面に於て地理的賣炭工場立地其他により輸送に對する需要を減少させ、輸送力の節約を圖り以て輸送力の不足が生産力に及ぼす悪影響を阻止せんとしつゝある。斯くの如く總力戰體制下に於ける石炭輸送の經濟的意義は主として生産力

との關聯に於て把握されてこそその特徴的意義がある。

戰時經濟下に於ては輸送力殊に船舶は、戰時經濟の運載者と云はれる程の重要性を持つてゐる事は論議の餘地なき事實である。然し乍ら輸送はそれが如何に重要であらうとも、輸送自體は飽迄も目的に對する手段として、又技術としての重要性を有するに過ぎない。

前述の如く輸送は自由資本主義時代に於ては投機利潤を追求する商業企業の營利手段であり、戰時經濟體制下に於ては一次的には配給の手段であり終局に於ては生産擴充の手段である。即ち自由資本主義經濟から國家の統制經濟へ移行するに伴ひ、需給の調節機能は私的企業相互の自由競争の表象たる「價格」から「國家の意志」に移行し國家の物動計畫に依つて需要と供給は結合され、一致せしめられる結果從來の意義に於ける商業は社會的にその存立の基底を失ひ且、生産資本に對する控除としての流通費用の縮少と云ふ全體的立場は商業資本の輸送に對する指示權をも失はしむる事となり、物動計畫の設定者であり實行者である國家（但し技術的には統制會又は國策會社等が國家事務の代行もする）が輸送に對する指示を行ふに至り、輸送は物動の實施手段となり物動の至上目的たる重點産業の生産確保並に擴充手段となるのである。

斯くの如く輸送が物動及それに基づく配給計畫の實施手段たる關係から、輸送を配給計畫の實施機關に隸屬せしめ又は、少くとも輸送機關に對し配給統制機關の發言權を確保せんとするに至るのは極めて自然の成り行きであり、殊に

石炭の如きはその特殊の性格により斯る傾向は一層強化せられる必要があり石炭の輸送又は荷役部面に於て専門的機構が漸次實現されつゝある。

然し乍らかかる議論に對しては輸送及荷役の綜合的一元的運營の立場よりする強硬な反對がある。斯かる反對意嚮は第八十一議會で成立した戰時行政職權特例（勅令）にも表はれてゐる。決戦下生産増強が國家の至上命令であり、その目的達成には先づ第一に生産行政の綜合一元化が絶對的要請であり、前議會に於てもこの要請に應じて戰時行政特例法（註）これに基づく勅令戰時行政職權特例も同時に發布）が提出され、五重點産業の生産擴充に對する首相權限擴張の對象として勞務、資材、動力、資金が取り上げられたけれども現下我國に於ける生産上最大隘路の一たる輸送部面は除外されてゐる。

結局この問題は生産行政の綜合一元化と輸送行政の綜合一元化と、何れに重點を置くかに依つて決定せられる。ただ現下の實狀に照し吾々の與へ得る結論は輸送の綜合的一元的運營は、飽迄も目的に對する手段又は技術の立場に於て生産行政の綜合一元化の範圍内に於て、生産目的達成の爲に行はるべきであり、尠くとも兩者は有機的關聯の下に於て現在よりも更に更に密接不可分の關係に立たなければならぬといふことである。

註、懸案の鐵道省、逓信省の解體に依る運輸通信省の出現せる結果、海陸輸送行政の一元化は達せられたるも生産行政との關係は従來同様なり。

以上に述べ来た所に依り明らかなる如く、戦時經濟に於ける輸送は配給の手段又は技術として、生産力即ち國防生産の増強に奉仕することこそ、本然の機能であり其の最終目的である。輸送力が現下の我國に如何に重要であつても、輸送自體に獨自の目的が存する如き錯覺に陥つてはならない。従つて問題を具體的に限定し、我々當面の課題たる現行石炭の配給統制並に海運統制の形式に従つて論ずれば、石炭輸送計畫は物動計畫の一部たる配給計畫の實施計畫としての機能を果すべきものであり、石炭配給計畫の完遂こそ石炭輸送計畫の至上目的でなければならぬ。

従つて、戦時石炭配給統制の最高目的たる、重點配給に依る重點産業の生産力増強は、輸送に於ける重點輸送の形態に於て是非とも實現されなければならぬ。

斯くの如く配給と輸送は密接不可分の關係がある故に兩機能は、絶えず有機的關聯を持たなければならず、兩者の間に乖かたりとも不一致や聯絡不十分な點があつてはならない。現代の如く輸送殊に海上輸送に變動、混亂の多い時代に於ては石炭配給計畫全體に變動と混亂を惹起する危険は多分にある。かゝる危険に對しては陸上輸送と密接な有機的關係を持ち、海上輸送の變動性を陸上輸送の安定性に依つて補充する事等の綜合的運營により、配給上の混亂を最少限に喰止め、重點産業の生産擴充への悪影響を緩和すべきである。

然るに現状に於ては（但し昭和十八年十二月一日以降は漸次賣戻制度廢止）日本石炭會社の石炭配給計畫に依る配炭實施は個々の石炭業者に依つて行はれてゐる關係上、配給計畫に忠實な輸送は從來の石炭の流れる所謂「順路」を破壊する事ある爲、石炭業者としては營利的觀點から斯かる不順路賣炭の輸送は特別に餘分費用の補償ある場合の外は配炭

を喜ばない。従つて石炭の配給計畫及輸送計畫の完遂の爲には石炭配給統制機構の確立も不可欠の前提條件である。

以上の如く石炭の配給が重點産業の生産力の確保増強を企圖せるものである以上、配給の手段たる輸送機關の運營は當然斯かる配給の目的達成の爲になさるべく、五大産業に對する生産行政の一元化が法制化された今日、この線に沿つて輸送行政も觀念的な綜合的運營から、五大産業の生産増強に役立つ様再編成され總力戰體制下の輸送機關に相應しい、より現實的な綜合的一元的運營に移行すべきである。斯く再編成されてこそ、始めて配給統制上に於ける輸送の戰時的意義があり本來の面目がある。

二 石炭輸送機構

資本主義經濟に於ける一切の現象は價格の中に集中的に顯現すると云はれるが石炭の問題も亦、その炭價の中に集中的に表現されてゐる。即ち炭價構成の最大要素は勞賃と運賃であり、石炭に於ける最も重要な問題が勞働と輸送の問題に歸納される事を端的に示してゐる。蓋し交通（輸送を含む）の問題は絮説する迄もなく、戦時統制經濟體制下に於ては愈々その重要性を増し、それは高度國防國家の完成、東亞共榮圈確立の基本條件であるからして輸送の完遂を離れて高度國防國家の完成も無ければ、東亞共榮圈の確立もないわけである。

石炭の問題も同様に先づ輸送の確保が前提條件である。如何に炭質良好、炭量豊富であつても輸送が困難であつたり、運賃諸掛が著しく高率であつてはその石炭の經濟的價値は著しく低い。

前述の如く我國の石炭輸送は從來主として海上輸送に依存してゐるのであるが時局の進展と共に船腹の有効利用及び地理的配船の見地から機帆船輸送の強化は從來と比較にならぬ重要性を帯びるに至れり。

木造機帆船が壓倒的重要性を帯びて、内地炭輸送の主役を擔はんとする情勢にあるのは之による汽船船腹の轉用に資するのみならず餓不足の折柄、我國に豊富な天然資源たる木材を以て短時日間に建造可能な事及び戦時下危険分散に適し、又接炭荷役可能な事等種々我國に於ける近距離輸送に好適なる諸條件を具備してゐる爲である。

目下計畫造船中の木造機帆船は總て三種の戦時標準型（一〇〇噸、一五〇噸、二五〇噸）に統一され、産業設備營團の手に依り一括發注されて居るが其數も相當數に及んで居り、今後も益々増加する事は必然であり尙且つ郵船、商船、三井其他大手筋汽船業者が十數社續々自ら造船所を設立して建造に着手し或は遠からず着手の豫定であるから、斯かる老大な機帆船が組織的に運航さるゝに至れば今後我國近海に於ける海上輸送力に及ぼす影響は大きなものがあらう。

斯くの如き機帆船輸送陣の強化は陸運轉換と共に我國石炭輸送陣を補強せしめ九北炭、朝鮮炭等の大部分が今後機帆船と鐵道輸送に依存し貴重な汽船に依存するものは、九北炭の一部と樺太炭並に輸入炭等の遠距離に在るもの又は天候其他の關係上機帆船等の小型船舶にては輸送不可能なものゝみに限定さるべきであらう。けれども木造機帆船の造船所は零細企業であつて仲々所期の造船は困難であり、殊に燒玉式機關の製造に至つては急激な製造の増加は困難であり、尙且つ假に機帆船に依る海上輸送力の強化が急速に實現されるにしても港灣荷役力及陸上輸送力（殊に北海道の機帆船に依る中繼地たる東北、北陸に於て）の之に應ずる強化が伴はなければ、その効力を發揮することは出来ない。

次に海上輸送機構の實體を一瞥しよう。

先づ現在に於ける石炭の汽船による輸送機構について記述するに當り極く簡單に我國に於ける海上輸送機構の發展段階を歴史的に回顧し、現在の戦時海運管理令による海運統制の國家管理體制に至る迄の過程を概説しよう。

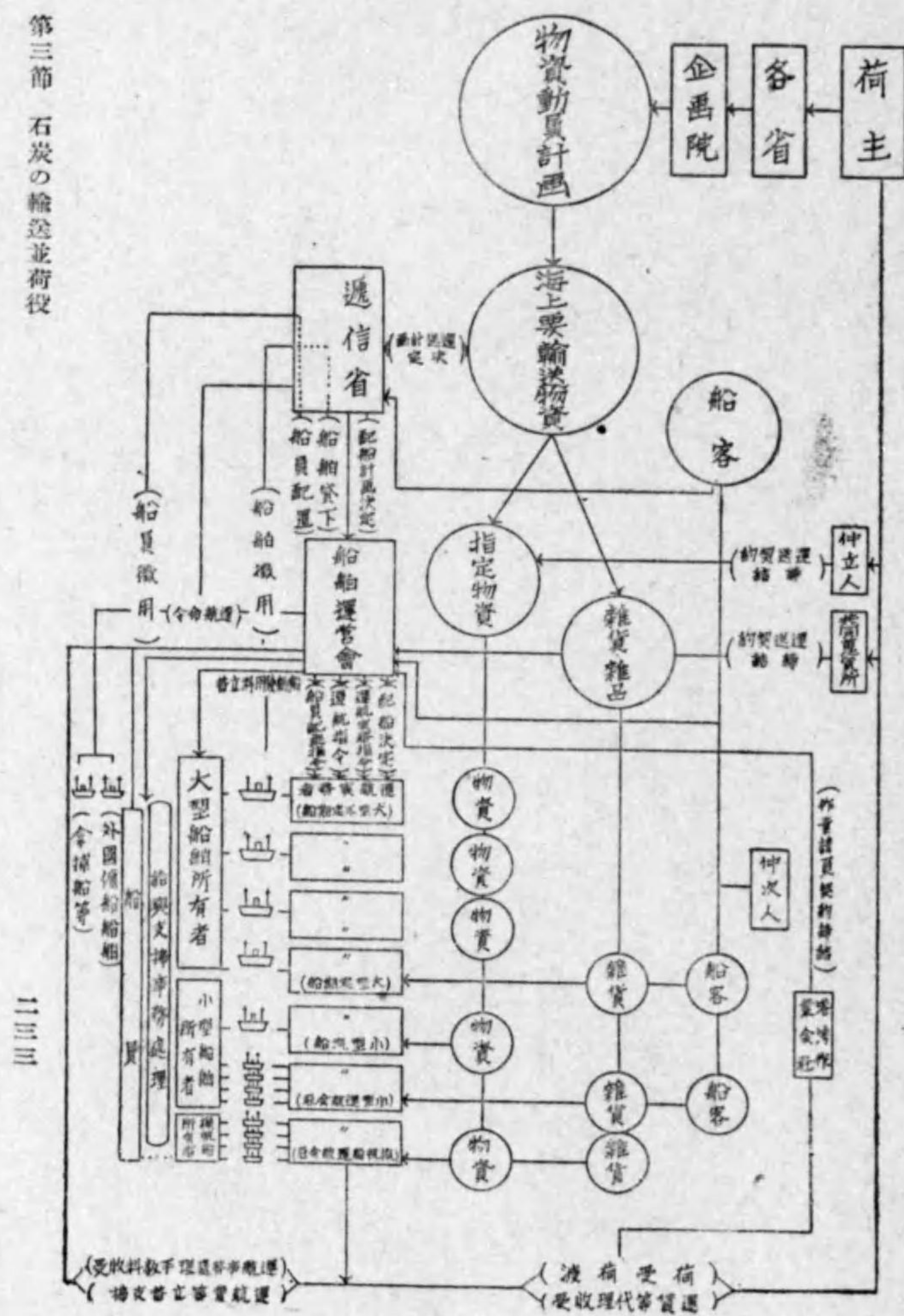
顧みるに貿易と共に最も自由主義的國際的性格を濃厚に持ち、世界を跨に自由奔放な活躍を續けた海運が統制體制に發展した第一の段階は滿洲事變後、次第に船舶の需給不圓滑ならんとしつゝあつた矢先、更に日支の關係が一觸即發の危機を孕んだ昭和十二年七月一日、海運自治聯盟の結成に端を發する。同聯盟による海運統制は、價格即ち運賃、備船料の統制を中心とした自治的統制であつた。

次に第二の段階は昭和十四年九月一日に設立し、配給即ち船舶の配船統制を中心とする官民協力的な海運統制委員會による半官半民的海運統制であつた。

第三の段階は、昭和十五年十一月一日設立された海運中央統制輸送組合による配船の管理、運賃の公定といふ價格配給の綜合的統制たる準國家管理體制の段階であつた。最後に第四の段階即ち現在の段階は、昭和十七年三月二十四日公布の戦時海運管理令に依る海運、造船、船員に對する綜合的な國家管理體制である。その骨子は總噸數百噸以上の汽船（後に五〇噸以上及び總噸數百五〇噸以上の機帆船）は、全部政府に於て徵用し、之を更に總動員法第十八條を母胎とし戦時海運管理令によつて昭和十七年四月設立せられた船舶運管會に貸下げ（軍費用分を除く）、我國海運の總力を最も有効に發揮すべく、逓信省の管理の下に船舶運管會をして綜合的、一元的に全船舶を運営せしめる仕組である。

戰時海運國家管理運営圖解

第三節 石炭の輸送並荷役



二三三

第二章 石炭流通過程の性格と其の機構

二三二

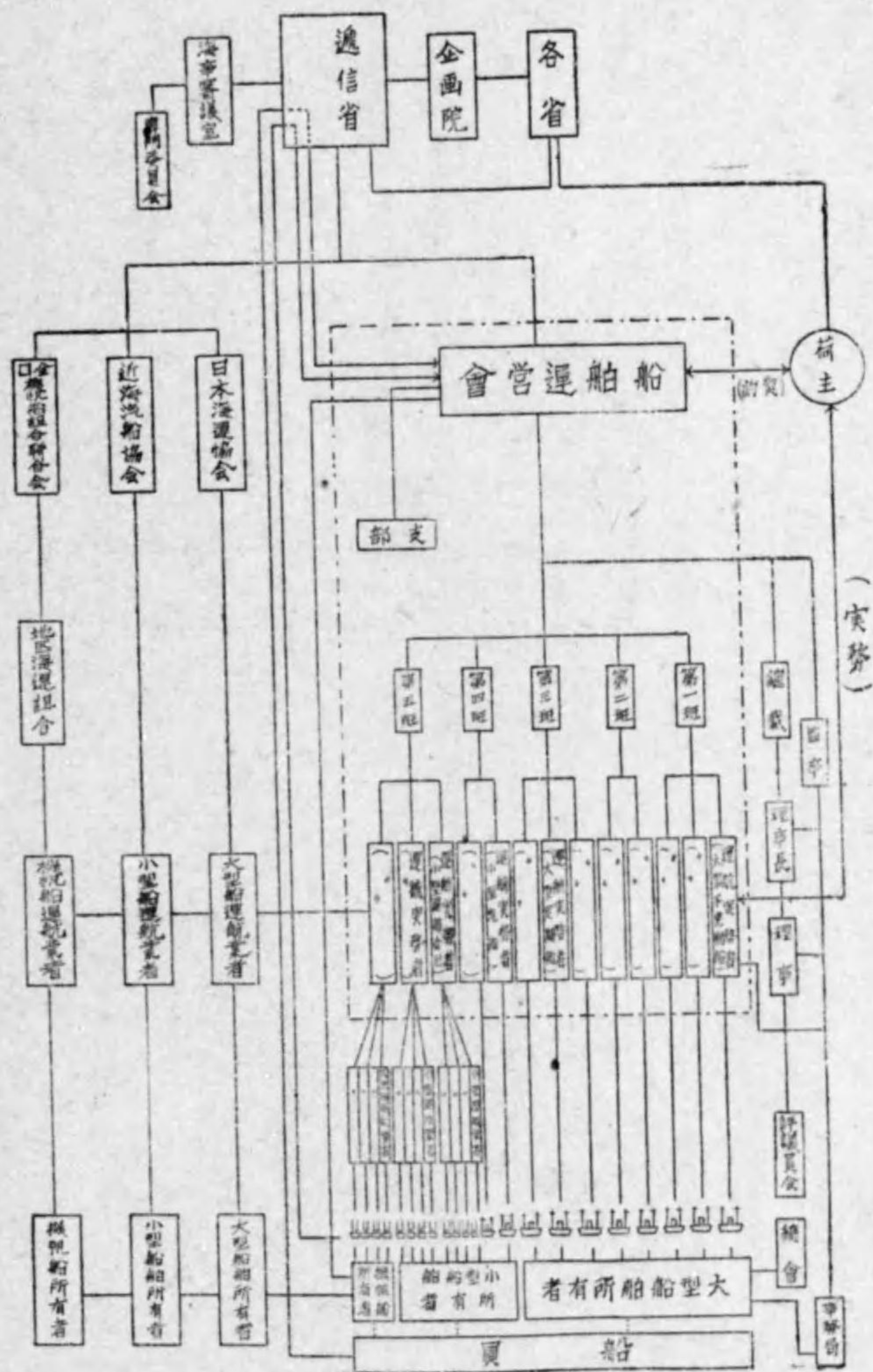
而して運管會は徵用船の使用に付ては、船舶所有者と同一の權利義務を有し運送契約の締結及政府決定の輸送計畫及配船計畫に基く配船の實施を爲し、運送契約の履行に當る事となつて居り、又運航の實務に付ては従来の運航業者、例へば日本郵船、大阪商船等六十社（但し機帆船に付ては後に追加）を運航實務者として指定し、之を五班に分ち（但し機帆船運航と大連汽船を除く五十八社）船舶運管會の指示に従ひ、船舶の運航積揚荷等に關する事務並に運送契約に基く運賃の收入、諸經費の支拂等收支計算に關する事務を處理せしめてゐる。

以上の如き戰時海運統制機構の下に於ける石炭の汽船に依る輸送の過程は次の如くである（二三三頁參照）即ち先づ綜合的、基本的な企畫院（但し昭和十八年十一月一日より軍需省物資動員局）の物動計畫交通動員計畫並にこの國家計畫に準據する遞信省の輸送計畫（及配船計畫）が設定され、この中の石炭部面については、日本石炭會社の配給計畫に基く具體的に詳細な輸送の實施計畫を參酌し、船舶運管會は之に従つて配船計畫の實施荷主との運送契約の履行の任に當り、運航實務者に配船の指令を發する運航實務者は指令に基き石炭の荷主、本船代理店、港灣作業會社、檢量立會人に對し必要な指示又は協議をなし船荷證券、荷物受取證等を發行し、船積、陸揚、荷捌（船荷證券の回收事故整理辨金支拂等）の實施監督に當り又運賃、滯船料を收入し早出料、港費、人夫賃等の支拂を代行してゐる。

以上の戰時海運國家管理機構と運營の概略を圖解すれば次の如し。（二三四頁）

戦時海運國家管理機構

第二章 石炭流通過程の性格と其の機構



尙機構論の一部として石炭運送契約に付て一言しよう。

自由資本主義時代に於ては石炭の運送契約も亦契約自由の原則に従つて、個々の荷主と個々の船主の間に於て自由に締結された。殊に運送契約の中心問題たる運賃は汽船に依る輸送が不定期備船なるを以て、契約締結の都度當時の輸送給付の需給關係、競争の有無等を反映して著しく變動するのが常であつた。従つて此の時代に於ては荷主にとつても、船主にとつても運賃契約は私經濟上非常な重要性を持つてゐたものである。然るに戰時統制經濟體制下に於ては、運賃も配船も原則として國家の意志に基き、殆んど一方的に決定される故に運送契約は單に石炭輸送機構上の一過程に過ぎず、従前の如き荷主と個々の船主との間の自由契約ではなく、荷主と船舶運管會との間の定型契約である。唯運送契約の條項は大體従來同様で、主要事項は次の如きものである。

船名（噸數を含む）、積地、揚地、貨物の種類及數量、運賃割合、運賃計算方法、運賃支拂日時場所方法、積地揚地の解賃及船内人夫賃の負擔方法、碇泊期間、滞船料、積地回航順路、積取期間（積地回航船定日及解約期日）等である。

而して汽船の石炭運送契約に於て一言注意すべき問題は、運送契約に規定されたる運送責任の範圍が積出港に於ける本船の船側から荷揚港に於ける本船の船側迄の間を對象とするものである事である。即ち現在迄は運送契約の責任は、FOBからCIF迄であり積出港及荷揚港に於ける石炭荷役は、全部備船者の責任である。従つて従來に於ては港灣荷役に當つては船舶の運航能率の問題は兎角第二義的に取扱はれる傾向があり、滞船も單に滞船料の支拂と云ふ私經濟的關係に於て、解決されるものと考へられて來た。それ故最近の如く荷役勞働力の不足、其他戰時下種々の障

害に依り港灣荷役力の著しく低下せる時にありては船舶の運航能率も亦従つて著しく低下する結果となり、こゝに於て荷役増強の問題が船腹の相対的擴充策として、重大な關心を惹起すると共に輸送上石炭の積込、荷渡の方法に關し船側制を廢し、船舶の運航能率に重點を置く總積揚制の採用が實施されんとするに至つた。(昭和十八年十月一日以降石炭に付いて實施の方針なりしも少し遅延の見込)

次に機帆船輸送機構の記述に移る事とする。先づ機帆船の性能に付て略述すれば次の如くである。機帆船なる用語は最近屢々我々の耳に觸れる最も時局的なもの、一つであるが、之は機械力を以て運航する帆船の通稱であり船舶法施行細則第一條に規定する帆船の觀念に包含せられる。併し實際問題としては小型汽船と機帆船の區別は明瞭を缺く場合が尠くない。

一般に言ふ機帆船は純帆船に非ず、機械力に依つて航海する木造船の通稱であるが、その船型に依り第一級船、第二級船、第三級船(現在機帆船の大部分は之の型に屬し沿海航路に耐え得る構造を有するもの)第四級船に區別され、或は使用材料に依つて木造船(機帆船は殆んど木造船)鐵船、木鐵交造船に區別され、又エンヂンに依つてセミディーゼルエンヂン船(燒玉式と稱せられるものにして現在の機帆船は殆んど木形式に依り、政府の計畫造船もこの式に依る)ディーゼルエンヂン船等に區別せられる。

次に航海能力に付て見れば速力は大體六ノット餘である故、若松大阪間の航海に要する回数は往復約四日間位であり、室蘭八戸間の所要日数は約二日間である。尤も實際に於ては滯船・時化・故障等の事情に依り、若松大阪間で月

二、五航海室蘭八戸間で夏場二、三航海冬場一、七航海位が普通とされてゐる。

尙機帆船の特性とも云ふべき點は、小型で吃水が浅い爲大量輸送、遠距離輸送及外海輸送等に不適當な所にある。従つて石炭輸送に付て見れば、従來は殆んど北九州炭及山口炭の瀬戸内海沿岸輸送に限られてゐた。然るに大東亞戰の勃發以來汽船、船腹の逼迫と短期造船の遂行及危険分散の必要等に因り、機帆船輸送の重要性が強調され従來北部輸送團に依つて極少量輸送せられ來つた北海道炭も機帆船の計畫造船の進行に伴ひ愈々本格的に大量輸送される事となつてゐる。

さて機帆船の輸送機構であるが、之は汽船輸送機構と異り、綜合的一元的國家管理體制が整備されず、未だに分散的多元的で頗る不完全な統制下にあり、計畫輸送の完全な遂行に種々な障害を與へ、石炭の配給並運賃の面に於て尠からざる弊害を生じつゝあるを以て、その一元化が強く要望せられてゐる。蓋し機帆船の我國海上輸送上に占める重要性は従來は非常に低く、我國總海上輸送力の一割餘に過ぎず、又企業形態の地方性零細性等種々一元的綜合的統制機構の成立を阻害する事情の存在せる爲、今日に至る迄一五〇噸(後に五〇噸以上)以上の機帆船が船舶運賃會の傘下に於て、戰時海運管理に服する外大部分の機帆船は個々の法規や、組合、委員會、運航統制會社等に依つて部分的統制が行はれて居るに過ぎない。

以下機帆船輸送機構(統制機構を含む)に付大略の素描を試みよう。

我國に於ける機帆船一隻當り噸數平均は三六噸と云ふ零細船の集合である。此等の機帆船は海運組合法第九條の規

定に基き、全國三十四の地區海運組合に分括され、更に同法第二十六條の規定に基き、全國の地區海運組合は全國機帆船海運組合聯合會（其後本船海運協會に改組）に總括されて居る。海運組合の事業は同法第四條に規定せる如き頗る消極的なものであり、尙此外に海運統制令第六條に基き、機帆船の重點輸送を遂行する爲に航行承認の權能が與へられてゐる。以上が組織法たる海運組合法により整備されたる機帆船の機構であるが、之等の機帆船を運航する爲の行爲法的統制諸法規並に戦時下運航統制の必要に基き、成立した運營機構は次の如く多元である。

機帆船運航統制株式會社

本會社は機帆船に關する唯一の船舶運營會の運航實務者であり（其後三井、郵船等十數社追加）、一五〇噸以上（其後五〇噸以上）の國家使用の機帆船に付ては船舶運營會の運航實務を行つてゐる。但し本會社は元全機聯の外航輸送擔當部門として總噸數一〇〇噸二級船以上の機帆船を對象として設立された機帆船外航統制輸送組合を運營會の實務者とする爲に發展的に解消せしめ、昭和十七年四月に設立された會社である爲、一五〇噸未滿の舊外航統制所屬船に付ては外航統制組合時代の運航委託契約を其儘引繼いで居るが、輸送計畫及配船計畫に付ては海務院の通牒に依り國家使用船と同一の取扱をしてゐる。

本店は東京市にあり、資本金は五百萬圓、株主は各地區組合の理事長であり各地區の機帆船運送會社（機帆船回漕統制會社）を代理店としてゐる。

西日本機帆船石炭輸送統制株式會社

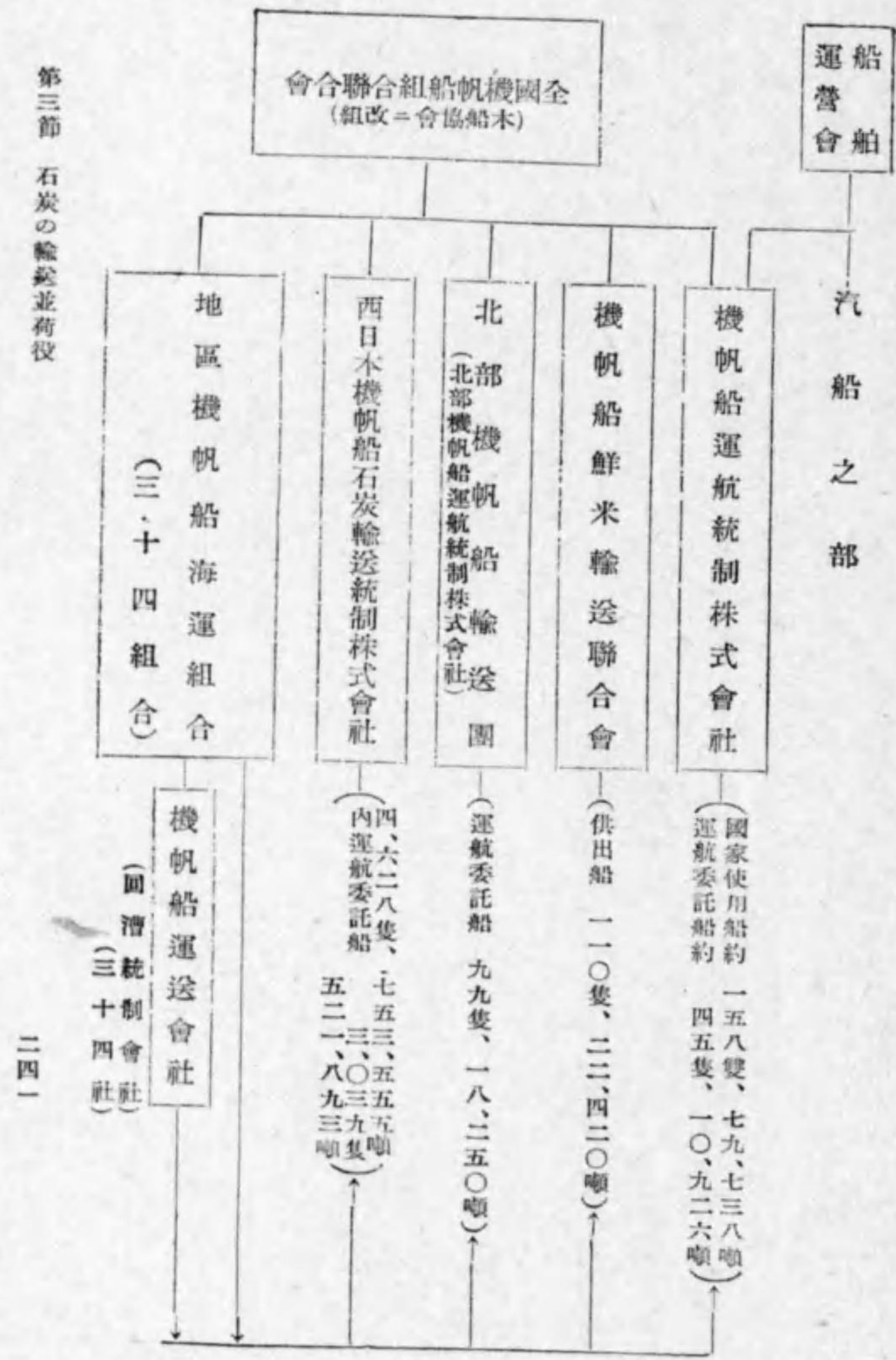
本會社は全機聯内部の九州山口炭の輸送擔當機關であり、西日本石炭輸送委員會を母胎とし伊勢灣石炭輸送團、若松石炭類輸送用機帆船重油規正組合、並に日本石炭の子會社たる石炭輸送會社を吸收合併して昭和十八年三月成立した運航統制の會社であり（家用船二十二隻）、本店を若松に置き資本金一千萬圓機帆船業者、石炭業者、日本石炭の三者が出資してゐる。

尙本會社に吸收された西日本石炭輸送委員會であるが、之は石油販賣取締規則第五條の二に依り、九州山口の石炭輸送に當る機帆船中重油の確保並に消費規正の爲、昭和十三年八月設立された石油の配給指定團體たる若松石炭輸送用機帆船重油規正組合の登録船にして、全機聯に運航委託命令のあつたものに付綜合的配船統制をなす爲全機聯内部に創設した運航統制機關である。（後に船舶運營會の運航實務者に指定さる）

北部機帆船輸送團

北海道炭輸送を目的とし昭和十七年一月に設立された全機聯内部の北海道炭輸送擔當部門である東北地區、南部北海道地區、西部北海道地區の各海運組合の所屬船中北海道炭輸送適格機帆船主を以て構成されて居り、所屬船は海運統制令第十五條に報く運航委託船である。機帆船の計畫造船に依る北海道炭の輸送強化に伴ひ、政府は北部機帆船輸

機帆船統制機構



第三節 石炭の輸送並荷役

第二章 石炭流通過程の性格と其の機構

送團を母胎として北部機帆船運航統制會社を設立準備中である。註、上記會社は六月既に成立。
(附)、機帆船運送會社(舊機帆船回漕統制會社)に付て

機帆船業者中には一隻船主多く、全體として零細企業の集合であり、従つて其の資本乏しく又商業能力低く荷主との關聯乏しき爲機帆船の仲立業者たる回漕業者との間に資本的從屬關係を有する者が多い。斯くの如く機帆船の回漕業者は單なる仲立業者を營むばかりでなく、その資本力と商業能力を背景として貨物の蒐集、積込船荷證券の發行、輸送計畫の樹立等事實上の運航業者の觀がある。海務院に於てもその重要性に應じ、回漕統制組合實施要綱に基き回漕業者を統合して地區海運組合別に機帆船回漕統制組合を組織した。其後時局の進展に應じ右回漕統制組合を會社組織に変更し、一地區内に一個の機帆船運送會社を確立しつゝある(但し例外的に山口、長崎、有明地區は二個の運送會社を認めてゐる)。終りに運送契約に付ては戰時海運管理令により、船舶運送會の運航する一五〇噸以上の國家使用船に付ては船舶運送會海運統制令第十五條により、運航委託された機帆船に付ては全機帆其他に付ては船主が直接之に當つてゐる。

以上の機帆船輸送統制機構を圖解すれば次の如し。

次に汽船並に機帆船の輸送計畫及配船統制に付て一言しよう。

第一に輸送計畫樹立の面に於ては汽船と機帆船は根本的に同様方法に依つてゐる。即ち先づ第一に企畫院(後に軍需省)に於て汽船、機帆船の輸送能力を考慮して汽船、機帆船別に産炭地別揚地ブロック別に石炭の物動計畫を決定する。之に基き日本石炭會社は燃料局より通知の船腹割當量並に業者の炭線豫定の配炭計畫等(自賣制の下では幾分修正)を勘案調整して毎月業者別積揚地別輸送計畫を樹立し燃料局を經由して海務院に提出する、右輸送計畫は海務院より汽船は船舶運營會を通じて機帆船は船舶運營會若しくは全機聯を通じて夫々實施に移される。

第二に汽船の配船統制は完全な國家管理體制下にあるを以て、船舶運營會を通じて綜合的一元的に遂行され、大體に於て輸送計畫と一致し所期の成績を挙げつゝある。然るに機帆船は前述の如く強力な綜合的一元的配船統制機構が整備されて居らない爲配船の實施が上述の如き個々の運航統制機構に依つて行はれてゐる關係運航委託、航行承認、重油の重點配給等超重點指定物資の輸送計畫實施に必要な諸制度があるに拘らず、輸送計畫に基づく配船指令は末端の運航實務者に徹底してゐない。現状に於ては航行承認は輸送計畫、配船計畫に一致せず單に事後承認の形式的手續に過ぎず、又重油の配給も同様航行承認とリンクされて居ない。尤も斯かる現状は主として統制機構の不備に基き事勿論であるが後述の如く石炭運賃と雜貨運賃との不均衡に基き點も見逃し得ない。計畫造船の進行殊に郵船商船始め、巨大資本を有する大汽船會社が機帆船運航部面へ積極的に進出せんとしつゝある現状に於て運航統制機構、運航實務者等を如何に整備すべきか多くの問題を殘してゐる。

最後に廣義の輸送機構の一部としての運賃問題に論及して海上輸送機構の編を終る事とする。

海上運賃は海上輸送給付の價格である。従つて價格である限りに於て、自由資本主義經濟の下に於ては原則として輸送價值と輸送原價の間に於て輸送給付の需要と供給の關係に依つて決定せられる。海上運賃は自由資本主義の下に於ては景氣變動の影響を受ける程度強く輸送給付の需給關係、競争の有無、強弱等に因り、非常に變動性の多い價格である事がその第一の特色である。その變動の振幅は定期船と不定期船に依つて異り一般に後者の變動騰落が甚しい。それは前者は概して運賃率表通り相當長期間に互り据置かれる傾向があつたのに反し、後者即ち不定期船運賃は、輸送契約の都度決定せられるのが習慣であつたから時間的空間的に頗る不安定なものであつた。

以上の如く自由資本主義時代に於ける海上運賃は他の一般價格同様自由價格であり、原價計算に基いて決定された適正運賃でなかつた事が第二の特色である。従つて輸送原價は單位噸當り同一であるに不拘、輸送貨物に依つて運賃率に非常に凸凹があつた。自由資本主義經濟の下に於ける斯かる不均衡な運賃が戰時經濟の根本命題たる低物價政策の要請に基き、その儘代行停止額として公認されるに至つた。かゝる運賃に於ける不均衡の矛盾が最も著しく、爲に最も重大な輸送障害を惹起したのが重要物資殊に石炭であつた。蓋し海上輸送が個々の對立せる營利企業に依つて運營せられつゝある限り、船舶が利潤を求めて集中し、缺損的輸送を忌避せんとするのは已むを得ざるべく、採算の均衡や犠牲の公平な分擔の問題に根本的解決を與へない配船統制が、結局その目的を達し得なかつたのも亦必然の歸結であつた。斯かる配船統制の痛とも云ふべき運賃の不均衡の問題を解決したのが戰時海運管理令に基き船舶の國家管

理である。尤も全部解決されたのではない事は勿論である、殊に機帆船の部面には運営會の一元的運営が徹底せず依然不均衡の矛盾を内包して居る。参考迄に機帆船の石炭運賃對雜貨運賃の比較を示せば次の如くである。
(別表挿入)。

石炭運賃對雜貨運賃比較表

(一越ニ付單位圓)

航路	船種別	種別	昭和一六年		昭和一七年	
			上期	下期	上期	下期
若松	機帆船	石炭	四、〇四	四、二八	一〇〇	一〇〇
		米麥、雜穀	六、三〇	六、三〇	一四七	一〇〇
大阪	機帆船	石炭	五、八〇	五、八〇	一三六	一〇〇
		煉瓦、鹽、肥料	一四四	一四七	一〇〇	一〇〇
汽船	石炭	大	三、六〇	三、六〇	八四	三、六〇
		小	三、九〇	三、七〇	八六	三、七〇
室蘭	機帆船	石炭	五、二〇	六、〇七	一〇〇	五、六〇
		雜貨	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
八戸	機帆船	石炭	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
		雜貨	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

備考 (イ) 本表%ハ機帆船石炭運賃ヲ一〇〇トス
(ハ) 室蘭積下期機帆船並ニ小型汽船運賃ハ規定ニ基キ各場割増ヲ夫々算入セリ
(ニ) 一六年度、機帆船石炭運賃ハ附帶條件二分ヲ加算ス (但シ若一阪運賃ニ限ル)
(三) 一七年度機帆船石炭運賃ハ石炭輸送割増金ヲ加算ス
(ホ) 一七年度若松—大阪機帆船雜貨運賃ハ未決定ナリ
(ヘ) 一六年度室蘭—八戸機帆船雜貨運賃ハ未詳ナリ
(ト) 雜貨運賃ニシテ石建ノモノハ適ニ換算セリ

以上に於て總論的に海上運賃の性格並に特徴の素描を試みたが、次に各論的に汽船運賃と機帆船運賃に付て夫々一言觸れよう。現行の石炭汽船運賃は價格等統制令に依る代行停止額であるが、現行運賃を記述するに先立ち現在に至る過程の略述から始めよう。石炭は近海輸送物資の大宗である爲、平時に於ては石炭輸送に對する競争は最も激烈を極め、海運界好況なりし大正七年(歐洲大戦中)には若松京濱の汽船運賃が、最高十一圓六十錢、最低六圓五十錢と云ふ高率であり又海運界不況の深刻なりし昭和五年に於ては最高一圓二十錢、最低七十錢と云ふ法外な低率であり、景氣變動と競争の強弱に依り著しい亂調を示した。

日支事變勃發の昭和十二年に於て一躍前年の二倍に昂騰した爲、大型船主中の有力海運業者が組織する海運自治聯

盟に依つて、運賃並に備船料の標準率を設定して海運市場の自肅に努め、其後時局の進展に應じ大型汽船に付ては海運統制委員會小型汽船に付ては小型汽船統制委員會が組織され夫々独自の立場に於て自治的に運賃備船料の統制に當つたのであるが、昭和十四年十月十八日價格統制令が公布されるに及び上記委員會の協定運賃が主要航路石炭運賃の代行停止額として公認された。其後代行停止額無きものに付ては指示運賃の認可あり、又運賃但書の追加訂正があつて現在に及んでゐる。運賃但書と云ふのは通稱運賃附帯條件の事であつて主に割増金とランニングレデース（碇泊許容日數）とそれに基づく滞船料早出料の規定である。後者は現行運送契約の範圍内に於て荷主の迅速荷役を強化し以て船腹の有効利用の向上を狙つたものであるが、現行ラン噸數が實際の荷役力と懸け離れて高率であり、荷主が如何に努力してもラン噸數に達する事は困難であり、荷主の受ける早出料は全體として極く小額なるに對しデマレーチは毎期相當額を示してゐる。此の事は實質的には運賃の値上りと同一の結果となり、炭價に影響する所が少くない。次に参考迄に石炭運賃と附帯條件（運賃但書）の一部を附記しよう。

◎運賃率（括弧内は小型船運賃）

（内地關係）

九州	若松—芝浦	四圓八〇錢
	高島—同	六圓八〇錢

北海道

（ロ）小樽—芝浦	五圓七〇錢	（六圓八〇錢）
室蘭—芝浦	四圓六〇錢	（五圓五〇錢）

樺太

（ハ）上塔路—同	七圓七〇錢
----------	-------

朝鮮

（ニ）元山—同	八圓一〇錢
---------	-------

北支

（ホ）奈臯島—横濱	八圓〇〇錢
-----------	-------

◎但書（附帯條件） 但大型船の場合

- （二）樺太積の運賃割増率（船型重量噸三、五〇〇噸未満は五分増二、五〇〇噸未満は一割増）
- （七）日本海揚の運賃割増率（十一月一日より三月末日迄金八十錢也増）
- （八）小口物の割増率（一、〇〇〇噸未満は十錢、五〇〇噸未満は三十錢）
- （九）二港以上積の割増率（一港毎に十錢増）
- （一〇）二港以上揚の割増率（同）
- （十二）積地に於けるラン條件（港別に列挙）
- （十三）揚地に於けるラン條件（同）

第三節 石炭の輸送並荷役

(十四) 滞船料

(重量噸別)

(十五) 早出料

(滞船料の三分の二)

次に機帆船運賃であるが機帆船運賃も海上輸送給付の價格たる點に於ては汽船運賃と經濟的には同一性格を有するけれども従來は社會的法制的には可成な相違があつた。思ふに運賃も機構(又は制度)の一部なる故機帆船運賃は機帆船機構の地方性と非一元性がよく反映してゐる。先づ機帆船は地方的輸送機關である爲、その運賃も地方的色彩濃く従來は主として九州山口炭の運賃に限られ、而も過半は若松阪神間のものであつたから機帆船運賃は若松阪神間の運賃(昭和十六年四圓二十錢、昭和十七年上期は二割三分八厘下期は三割三分三厘の割増)を基準とし其他はそれとの比率又は運差によつて決定され、原價計算による適正運賃たる公定價格でない事は云ふ迄もない。第二に機帆船運賃は法制的に一元化されてゐない。機帆船石炭運賃には次の如く三種類ある。

- (1) 許可運賃
- 價格等統制令第二條第一項但書の規定により横濱海務局長から全機聯が許可を受けた運賃
- (2) 指示運賃
- 價格等統制令第二條第三項但書の規定に依り逕信大臣又は横濱海務局長から全機聯が指示を受けた運賃
- (3) 認可運賃 (代行停止額)

價格等統制令第三條一項に依り各地區海運組合が所管海務局長から認可を受けた運賃。

現行機帆船運賃は大體上述の如く三本建になつて居り、全機聯又は船舶運營會が直接の契約當事者たる時は先づ許可、指示運賃を優先採用し之が無い航路に認可運賃を採用して居り、地區海運組合及構成員たる個々の船主が契約の當事者たる時は認可運賃によつてゐる。斯くの如く基本運賃が三本建になつて居る上に但書(附帶條件)が夫々相違して居る結果、同一航路、同一船型性能の機帆船で種々雑多な運賃を生じてゐる實狀であり、殊に現行石炭運賃が雜貨運賃に對し遙に割安な爲自然間運賃を發生し又は運航委託命令、重油の優先配給制により極力他物資の輸送への轉向を阻止せんとせるにも拘らず斯かる制度は全面的には施行せられて居らない爲非重要物資への轉向船も少くない現狀である。従つて機帆船輸送計畫の完成の爲には強力な一元統制機構の整備の外に、適正運賃又は補償金制度の設定が有力な前提なりと云はれる。昭和十七年度は日本石炭の價格平衡資金より、昭和十八年度は逕信省の豫算として獎勵金の形式に於て石炭運賃の補償制が施される事となつた。

石炭の陸上輸送機關には貨車、トラック、馬車、エンドレス等種々あるも基本輸送は殆んど貨車に依存して居り、他は主として積出驛迄の部分的輸送機關又は地方的小運送機關として夫々附隨的な輸送機能を負擔してゐるに過ぎない故、本文に於ては論點を貨車輸送に集中する事とする。従來に於ける石炭の陸上輸送は三種類の型に分類し得る。第一は坑所から直接消費地まで貨車で直送するもので俗に「沿線賣炭」と稱せられ、石炭陸上輸送の中心であり、其

平均輸送費は次の如くである。

	平均輸送費
(1) 九州炭	一圓二二錢
(2) 北海道炭	二圓〇九錢
(3) 常磐炭	二圓六七錢
(4) 宇部及山口炭	七圓一九錢
合 計	二圓一四錢

第二は揚地賣炭で坑所から積出港までの輸送であるが、之を十七年下期に付て見るに平均輸送費一圓十三錢である。(但し日炭プールの同九五)第三に之は從來に於ては極少量であるが、揚地賣炭が揚港にて荷揚後更に奥地へ貨車輸送せられるものである。

以上が大體平時輸送體制に依る輸送量(但し稱略)であるが、十八年度以降は昨年十月政府が船腹對策として沿岸海上輸送物資殊に石炭の陸運轉化を圖る爲策定した「戰時陸運非常對策」愈不格的軌道に乗り、鐵道省(昭和十八年十一月一日より運輸通信省)も戰時規格に依る貨車の計畫生産旅客列車の運轉制限と客車の貨車への改造、貨車の増積(十三連積を十五連積に十五連積を十七連積に改造)の全面的強行等非常時輸送に必要な具體策を着々實行しつゝあり、又之に對する資金の面に於ても二億七千萬圓と云ふ未曾有の公債發行を盛つた鐵道豫算を組んで上述の陸運強化に伴ふ施設の大増

設に對處せんとして居り、從來の黒字主義經營から赤字覺悟の經營にて非常時陸上輸送の完遂を圖らんとして居る。

尙貨車輸送強化に對應せる小運送強化については全國府縣別に貨物自動車の企業統合を斷行し、組合に統制會的性格を附與して國策協力體制を整備せしめ、また省營貨物自動車事業の擴充強化を計り、國鐵が陸上輸送全體に付て綜合的一元的運營に當り、從來の旅客主、貨物從主義から貨物主、旅客從主義に石炭輸送の飛躍的重點輸送に一大轉換を行つた事は時局の要請の然らしむる所とは云へ眞に意義深きものがある。斯かる輸送機構の戰時編成に對し輸送の對象たる石炭自體にも之に對應する事が要請され、炭種の整理統合、選炭強化、混合積等の積極化が輸送關係より強く要望されてゐる。陸上輸送機構に付て一言附加すべき事は陸上輸送機構(鐵道)は海上輸送機構と異り、企業並運營形態が國有國營であり、鐵道省(運輸通信省)自體が監督官廳であり運營主體である所に大きな特色があり、平時より既に或程度の計畫輸送が行はれて居り、海運に比し戰時編成が頗る容易である。

斯かる長所に對し缺點は我國の陸上輸送力はその絶對量に於て甚だ貧弱だと云ふ事である。次に輸送計畫に付て述べれば十八年度鐵道輸送計畫策定は次の如き方針に依つて行はれた。

- (イ) 刻下喫緊の要請に即應し五大重點産業の原材料及製品の輸送は之を最重點的に確保する事
- (ロ) 食料需給の實情に鑑み主要食糧の綜合配給計畫に即應し之が輸送を重點的に考慮し特に緊急輸送の手配を要する場合に於いては遺憾なき様措置する事
- (ハ) 前記以外の物資に對しては必要に應じ抑制する事

(ニ) 海上輸送計畫との連繫を一層緊密ならしめ海陸輸送總力を最高度に發揮すると共に重要工場に對する重要原材料及製品の輸送を確保する様輸送分野の調整及び海陸輸送力の綜合的運用を圖る事

(ホ) 輸送能率の向上に資する様各種物資の生産計畫配給計畫の是正を圖る事

(ヘ) 發着地に於ける荷役施設の轉換強化

(ト) 輸送力増強對策

大體以上の如き策定方針に基き鐵道省(後に運輸通信省)は日本石炭より提出せる貨車輸送量並に期別月別の貨車輸送計畫(局別、業者別、府縣別、着驛別、産業別、工場別)を参考とし貨車輸送力を勘案して期別と月別の貨車輸送計畫を作成する。

かくして策定された輸送計畫に基き鐵道省(後に運輸通信省)は全陸上輸送力の再調整と重點的再配分を斷行しつゝ、ある。

最後に貨車運賃に觸れる事とする。

石炭の貨車運賃が輸送給付の價格たる點に於ては海上運賃と同様であるけれども、貨車運賃は次の如き點に於て非常な特色を持つてゐた。先づ第一に従來より原價計算に基き適正運賃たる公定價格の性格を持つてゐた事であり、第二に貨車運賃表に明記して公表され景氣變動により、又は契約内容により變動する如き事なく、相當長期に亘つて據置かれてゐる事である。貨車貨率は鐵道省運輸局發行の貨車運賃早見表に明記されてゐる内容は小荷物扱、小口扱、車扱の三種に大別され、其の内に於て又普通貨率と割引貨率に分類されてゐるが、石炭運賃は車扱の特別貨率(十二

級)適用により割引されてゐるが、五百軒迄の近距離に付ては更に割引されてゐる。之を五百軒に於ける石炭運賃に付て見れば普通貨率(五級)にては五圓五十二錢、特別貨率(十二級)にて五圓十三錢、現行割引石炭貨率に依れば四圓六十九錢である。現在に於て國鐵の貨物運輸は輸送原價に對して約二割近い赤字を出して居り、戰時陸運非常體制の強化、進展に伴ひこの傾向は必然的に激化されるであらう。然しこの際運賃値上げに依り獨立會計としての國鐵財政のみの辻褄だけを合はす事は問題の根本的解決とは云ひ得ない。鐵道の如き國營事業こそ國家の超非常時に直面して赤字に甘んじて國策遂行に邁進すべきである。

現下に於て戰時生産力の最大隘路たる海上輸送力の隘路であり、脆弱點であるのが港灣荷役力である。我國船舶の一ヶ年平均運航日数は約三百三十日で、そのうち約百八十日は港灣碇泊日数と見られ、實に運航日数の過半を港灣荷役の爲に消費してゐる現狀である。之を以て見ても、荷役能率の高低が船舶運航能率、ひいては海上輸送力にいかに重大な關係を有するかを窺知し得ると思ふ。荷役能力の増大に因つて運航能率を一割向上せしめ得たとすれば、それはまさに數十萬噸の船舶増加に値するのである。

さて港灣荷役とは港灣に於ける海上小運送業務の總稱であり内容は次の如くである。

港灣荷役は貨物の船積と陸揚げの各作業の種類によつて (一) 積荷役とは揚荷役 (二) 岸壁荷役と沖荷役

(三) 機械荷役と人力荷役 (四) 船内荷役、舁回漕、沿岸荷役等の別があり、更に岸壁荷役は積卸し共に船内荷

役と沿岸荷役の二つの作業が、沖荷役では船内荷役、舁回漕、沿岸荷役の三つの作業が行はれるが港灣荷役は斯かる作業の綜合されたもので非常に複雑性をもつてゐる。斯かる複雑な港灣荷役作業が無秩序に濫立せる小經營の企業に依つて原始的に非合理的に運營されて來た。この港灣荷役機構の原始的多元的、運營こそ港灣荷役機構の最大の脆弱點であつた。次に我國に於ける港灣荷役機構の特色は殆んど人力に依存せる點にあり、之が第二の脆弱點である。主要積出港（大體鐵道省が所有）並揚港の一部を除いて殆んど人力荷役に依存してゐる（約八〇%が人力荷役）關係上、頗る原始的形態に依つて行はれて居り、又労働者は原則として常備でなく自由労働者であり親分子分の封建的生活狀態を續けて居る。而も港灣荷役が重労働で時間的にも偏倚してゐる事は労働力補給の困難さ、天候熟練等の特殊性を伴つて荷役問題の複雑性を一層深めて居る。第三に尙港灣行政の多元性も見逃す事の出来ない重大特色であり、同時に又一脆弱點であつた。從來港灣の監督官廳は内務省、大藏省、逓信省、鐵道省、商工省、農林省、文部省、厚生省、陸軍省、海軍省等にして各官廳が夫々の立場に於て事務を分管處理した爲港灣行政は錯雜を極め、荷役能率を阻害する事甚大であつた。（註、行政問題は十一月一日發足の運輸通信省の成立によつて解消の豫定）

以上の如く我國の港灣荷役機構は種々本質的脆弱性を内包せる上に、戰時下種々の障害を反映して勞力資材不足甚だしく又船舶の集團入港等の爲港灣荷役力は著しく低下した。

之に對し政府は（一）港灣運送業等統制令に基き全國主要港に無秩序に濫立し、商業資本に隸屬せる（石炭關係は大體石炭業者に隸屬）小規模の作業會社を整理統合して一港一社の港灣作業會社を設立し、以て港灣荷役作業の合理的

一元的運營を圖り併せて、（二）港灣行政の綜合運營に關する應急措置として府縣知事に指示權を附與して港灣行政の綜合一元化を企圖し尙又、（三）「戰時港灣荷役力緊急増強對策を策定して主要港灣に於ける荷役能率の五割引上げを目的として勞務管理の改善強化、機構設備殊に機械設備の整備、擴充、企業經營の合理化及改善を圖り尙又勞務者の確保、總積揚制の實施等を通して強力に港灣荷役力の増強對策を推進展開した。更に又、（四）「港灣地帯に於ける海陸兩運送業の調整要綱」が決定され（昭和十七年十一月）、港灣地帯に於ける海陸一貫輸送の隘路をなしてゐた、港灣運送業と陸上小運送業との調整を圖り、六大港を除き原則として港灣作業會社と鐵道省が現在自治的に統合せしめてゐる各港灣地帯の小運送會社（日本通運）を單一會社に整理統合する事とした。以上の如くして北海道を除く主要積揚港には既に港灣作業會社が設立され（資本構成は業者七割、船舶運管會關係二割、日本石炭其の他で一割）港灣荷役機構の戰時編成たる一元的組織化は着々整備されつゝあり、海陸輸送體制の戰時編成と呼應し兩輸送の連結點としての機能果さんとしつゝある。唯機帆船輸送の強化に對應せる如き専用の港灣荷役設備（機帆船の接岸荷役設備の如き）の擴充に付ては未だ遺憾な點が尠くない。

次に港灣荷役の貨率であるが諸掛貨率も輸送給付の價格たる點に於ては船貨、貨車貨と同様であるけれども次の如く種々特色を持つてゐる。先づ荷役作業の複雑性に應じ諸掛の種類も多く又貨率も原價計算は頗る困難である爲明確を缺ぐ點が多い。

同一港灣に於ける積込諸掛、舁貨、舁滯船料、陸上下貨、立會貨等も船型により又荷物により相當相違

がある。殊に貨率が組合の協定貨率を其儘地方長官が認可したものが多し爲不合理なものも少くない。

第二諸掛貨率は全國各港別に非常に相違がある。之は原價計算に基いて商工大臣が公布した公定價格でなく各港灣に於ける荷役組合の協定貨率を地方長官が認可する制度となれる當然の歸結である。

解貨も全國各港、夫々異り同一港内にも距離に應じ大型小型の別々に認可されてゐる。京濱を例にとれば次の如し（但し東京港内即ち芝浦永代橋下までの貨率にして以上は割増貨率による）大型 八十錢、小型 九十錢

三 結 論

大東亞戰爭は一面に於て海上輸送戰たる様相を深刻に呈しつゝあり、爲に決戰經濟の根本たる物動計畫、其他の國家經濟計畫は交通（輸送）計畫と一體不可分の關係にあり、輸送力を離れて生産を論じ得ない現状にあるを以て政府に於ても四月三十日昭和十八年度物動計畫と交通計畫を有機的に連繫せしめて同時に策定し、國家計畫編成上の新機軸を出した事は、現段階に於ける大東亞戰の經濟的性格を明確に把握し適確なる對策を講ずるものと云ふべく、眞に意義深きものがある。決戰經濟の至上命令たる生産擴充殊に鐵、石炭、輕金屬、船舶、航空機等の超重點物資の劇期的増産に國家總力を集約せんとする物動計畫は交通動員計畫による輸送力の重點的配置の裏付に依つて始めて實現の手段を具備せるものと云へよう。

上述の如く海陸港灣等に於ける我國の全輸送機構の戰時編成は着々と整備され、決戰經濟の至上命令に積極的に奉

仕しつゝあるを以て今更吾人の蛇足を要しない。唯吾々の希望を述べるならば、戰時經濟の性格は歴史的にその戰爭の性格によつて規定されるものなる故、我國現代の戰時經濟は更に機動經濟の性格を明確にし「集中」と「速度（時間）」の二大原則に依つて運営せらるべく、交通部面に於てもこの精神に従ひ、全輸送機構の徹底的綜合一元化と擴充強化を急速に（短時間に石）實現する要あり、之が爲に先づ交通、行政の綜合一元化の急速な達成が必要である。

第四節 石炭消費機構の轉換

一 一般的概観

我國戰時經濟の具體的基底を構成する物的諸條件の再檢討が刻下の要務たることはいふまでもない。今日石炭礦業が、五大重點産業の一として指定せらるゝに至る迄の過程に於て、これが戰時經濟の要請に即應すべき方策については、甲論乙駁幾多の主張が提起せられ従つて又その擲ふべき方途については尙今後に於て檢討さるべき幾多の問題が胎されてゐる。然しながら我々はあくまで此等の問題を單に個々の問題として理解してはならない。それは經濟の總循環過程の一環として構造的に把握することから出發するを要するが故である。この意味に於て我々は、石炭礦業が現に直面しつゝある課題の中、將に我國經濟自體の構造的な性格を最も克明に反映しつゝある石炭消費機構の展開の様

相即ちその量的質的轉換の過程を分析し、現在石炭礦業に負荷せられつゝある諸命題の一般的理解に資せんとするものである。

我國石炭資源の脆弱性に付ては既に幾度か論議せられたところであるが、それにも拘らず昭和十二年支那事變勃發の當初までは、周知の如く自治的カルテルによる送炭制限、輸入防壁といふ一見矛盾せる努力が傾けられたといふ不可解なる事實は、一體何を物語るものであるか。即ち石炭資源の貧困なることそれ自體は、あくまで單なる可能性に過ぎないのであつて、その具體的現實は、常に相對的に理解しなければならぬといふこと、換言すれば、資源は單に自然的、絶對的なものとして概念すべきではなくして、生産力の發展に照應する歴史的、相對的概念であるといふことを理解するならば、この不可解も亦自ら解明せられるであらう。

我國經濟の確立期に於ける石炭市場の形成は、明治政府の軍事裝備擴充の急迫的要請を基軸として展開せられたるものであり、就中官營八幡製鐵所と筑豊炭田との強力なる結合を基幹とする我國基本原料部門の確立は、我國石炭市場の跛行的發展を顯著ならしめた基盤であつた。之に對し正常にして廣汎なる規模の石炭市場の發展は、我國産業構成の逆位的構成を反映して、甚しく脆弱なる基礎の上に展開せられねばならなかつた。即ち輕工業發展と之に誘發せられたる所要機械生産部門の發展を條件として、その基本資料乃至は勞働補助材の補給に對する要請の下に石炭市場の形成をみるといふ一般的なる過程を辿り得なかつたのである。それは要するに、經濟の總循環過程内に於ける自生的な運動法則によらずして、寧ろ上よりの力強き要請に應じて狭少なる地盤に厯大なる軍事裝備の確立のための必至

の要請を達せんとするものに他ならなかつたのである。而して明治末期以後確立せられたる輸出——輕工業部門の決定的比重は、我國に於ける中小工業的經營形態のそれと併せて、エネルギー資源としての石炭市場の特徵的性格を育成したのである。此等産業部門に於ける零細マネーフアクチュア及び間屋制的家内工業のエネルギー源は、石炭よりも寧ろ電力に依存するものであつたのである。此の場合、既に獨占資本化したる電力業と以上の如き零細經營とは、その生産面に於て特殊なる連繫を形成したのである。産業革命の成立と電力業獨占資本の確立とが時期を接したることは、重要な意義を有するものである。

一方、滿洲事變以後に於ける我國經濟の構造變化に伴ふ石炭消費機構の著しい質的量的轉換は將に製鐵業、化學工業、電力業等の諸部門に幾多の問題を提起するに至つてゐる。即ち大恐慌以後に於ける構造的財政インフレーション政策を通じてなされたる我國の經濟構造變化は、そのエネルギー的支柱たる石炭の質及び量に對し決定的なる變容を齎らさずにはをかなかつたのである。然し此の場合に於ても我國重化學工業の従前に於ける狭少なる基礎並びに技術的脆弱性は新たな規模の發展に對し幾多の制約を感ぜしめずにはをかなかつた。例へば製鐵業に於ては、從來輸入スラップになる製鋼法を中心とせるものより銑鋼一貫作業の強力なる推進への劃期的轉換と、加ふるに軍器素材としての特殊鋼の増産の必然的要請を達せんがためには、その素材としての石炭の質及び量に於て決定的なる編成替を必然ならしめたのである。即ち銑鐵生産に要する高級製司コークスの原料炭として所要せられる粘結性原料粉炭及び製鋼用平爐に用ひられる瓦斯發生爐用無粘結中塊炭の莫大なる新需要を創出せしめたのである。しかも特殊鋼の生産

には驚くべき量の燃料（石炭電力）の追加的消耗を齎らすものであり、此等を勘案するとき、製鐵のみに於ても如何に量的質的性格變化を石炭消費機構に齎らしたかを窺ひ知るを得るであらう。しかも問題は單に製鐵業に止まらず、人造石油工業に於ける歴大なる石炭の消費乃至はコークス、コークライトを原料とする水素系化學工業の飛躍的増強の必要なる現在、大量の原料炭に對する要求は愈々切なるものがあるといへよう。その他海運の急速なる發展に照應する船舶燃料炭の増嵩、國策として採り擧げられた沿岸海送物資の陸運轉換による鐵道用炭の所要量増大にも應じなければならぬ。或は又屢次に互る電力飢饉が物語る水力發電量増加速度を超えたる電力需要の急騰等一々枚舉にいとまないのである。勿論此等個々の事情は、それ自體に意味があるのではなく、寧ろその様な急激なる産業構成の轉換に對し石炭業が如何なる程度まで即應し得るか否かに問題の本質が存するといはねばなるまい。以下斯かる意味に於て、石炭消費機構の轉換の過程を分析すると共に、之に照應する石炭資源の歴史的な性格を吟味することとせらう。

二 石炭消費機構の質的轉換

戰爭は偉大なる消費者であるといふことは、同時に歴大なる生産者であるといふことが豫定せられてゐるのである。所謂總力戰としての現代戰爭が生産戰爭たる性格を有する所以である。今や本邦産業は大東亞共榮圈の經濟中核として著しい發展を期待されつゝあるが就中此の歴史的な發展段階に於て各産業の兵站部門たる石炭鑛業の飛躍的増強が急迫的に要請せられてゐることは今更賑々を要しない處であつて、其の消長は正に戰局の歸趨を定むると云つても

決して、過言ではない。斯かる喫緊性を持つ石炭が過去に於て如何なる役割を果しつゝ今日に至つたかを見るに、先づ順序として明治大正時代に於ては、當時の需要量を船舶用、鐵道用、鹽田用及工場用といふ大雑把な用途に分類せられてゐたことが示すごとく其の意義も亦洵に輕微なものであつたと見ることが出来る。是れ即ち原始的形態たる薪炭風力及水力の利用に依つて十分運営せられたる手工業時代の様相を物語るものである。

固より石炭は維新前に於ても採掘せられ明治元年には鐵山局が創設せられ、明治九年には三池、高島兩炭山を國營と爲し鋭意其の開發に當つたことは事實であるが明治八年の産額は僅かに五十六萬噸に過ぎなかつたのである。明治十九年以降農商務省が發表した前掲用途別の統計に依つて概要を知らう。

年次	出炭	船舶用	鐵道用	工場用	製鹽用
明治十九年	一、三七四	二三七	一八	一四七	四五九
同二十年	一、七四六	二五二	二〇	一六四	三九五
同二十一年	二、〇二三	三八九	二七	二八六	三八四
同二十二年	二、八八九	三九三	四四	三六七	三五九
同二十三年	二、六二八	四六一	六九	四二四	四七七
同二十四年	三、一七六	四四四	九九	五二一	四三五
同二十五年	三、一七六	四三二	一一八	七二二	四三九

第四節 石炭消費機構の轉換

第二章 石炭流通過程の性格と其の機構

同	二十六	三、三二〇	四三八	一二六	七二九	二六二
同	二十七	四、二六八	五二四	一六七	一、一〇一	四五八
同	二十八	四、七七三	七四七	二二一	一、一九八	五三七
同	二十九	五、〇二〇	六九三	二五八	一、五六五	五二二
同	三十	五、一八八	八九三	三五〇	一、八四七	五五一
同	三十一	六、六九六	七九一	三九一	二、五四八	六六二
同	三十二	六、七七六	一二二五	五〇〇	二、六一五	六七五
同	三十三	七、四八九	一、四六四	五〇七	二、六五三	六三九
同	三十四	九、〇一八	一、三九七	六二六	二、八四四	八一二
同	三十五	九、七〇二	一、五三四	七〇四	三、四七四	七八九
同	三十六	一〇、〇八九	一、七四四	七三三	三、六七五	八二二
同	三十七	一〇、七二四	二、二二八	七五九	三、七〇五	七二三
同	三十八	一一、五四二	一、九九七	八四二	三、七七六	四九九
同	三十九	一二、九八〇	一、八〇五	一、〇四二	三、七七四	六九〇
同	四十	一三、八〇四	二、三三三	一、〇四四	四、四二一	七七四
同	四十一	一四、八二五	二、三一四	一、二四七	四、三一五	八二二
同	四十二	一五、〇四八	二、四〇八	一、二三八	四、三一九	九〇六
同	四十三	一五、六八一	二、三五八	一、三三五	四、七七六	七四二

同 四十四年 一七、六三三 二、六〇七 一、三八一 六、〇六二 七二三

明治初期に於ても三池及高島の官營拂下の後其の規模の擴充更に機械設置及蒸氣汽罐の應用等事業の面に一新を圖りたるも消費地たる阪神地區への運搬は小型帆船に依る以外に途なく微風、小波にも其の活動は停滯を餘儀なくされる實情であつたのである。然るに明治二十五年の鐵業條例實施後は斯業に對する中央の資本家の食指動き且つ識者の認識を深め斯業の内外部の改革が行はれ漸く活氣を呈するに至つたのである。而も其の後間もなく勃發した日清戰役は炎天の慈雨と謂ふべく之を轉機として機械工業の勃興、海運の飛躍其他企業の大規模組織化一方港灣及輸送の整備は斯業盛況の原因を爲し其の出炭量に於ても明治二十六年迄は三百萬噸程度であつたが二十七年、八年に於ては優に四百萬噸を凌駕し爾後年々上昇傾向を示してゐるのである。需要量に付いても前表に示す如く工場用炭は明治十九年には十五萬噸を出でるも日清戰役前の明治二十六年には七十萬噸を超え、而して翌二十七年には軍需工業の股賑を極め百萬噸を突破するに至つたのである。併しながら此の内譯の判明せざるは甚だ遺憾であつて纖維工業の如き古い歴史を有する事業の石炭消費も相當量に達したこと、思はれ其の他發電、製鐵、セメント及瓦斯用炭としての多額消費量を概算出来るであらう。斯くして各産業部門の原動力の意義を十分示すに至つた石炭は更に日露戰役に因つて重要性を一步前進せしめ確固たる基盤を築くに至つたのであるが、之は日清戰役後起つた異常なる景況の反動を経験した斯業の堅實なる歩みの然らしめたるものと稱すべきであらう。而して此の戰役は日本の地位を國際的水準に浮び上らせ、世界市場に日本商品の浸透を見るに至つたのであるが、石炭消費に付て見るに明治二十八年の工場用炭の百十

第四節 石炭消費機構の轉換

九萬噸が、戦後三十九年には三百七十七萬噸、四十年には四百萬噸を超え、四十四年には實に六百六萬噸に達してゐるのであつて、其の上昇傾向は正に驚異的数字を示してゐるのである。併しながら此のことを以て直に明治時代に在つて工場用が全需要に對する位置の最優位にあつたとは稱し難く寧ろ此の時代に在つては交通用消費に其の地位を讓らねばならぬのである。何故なれば既に指摘されたるが如く當時の輸出炭は外船燃料が含まれ、而も當時の仕向先は上海、長江、香港、廣東、新嘉坡及び比島であるが此等の大部分は船舶燃料として消化されたもので其の數量（單位千噸）は

明治二十四年	九〇九
同 二十九年	一、六四〇
同 三十四年	二、九六九
同 三十九年	二、四四〇

以上の如くにして、若し之を交通用炭と看做さんか、然る場合は内地交通用炭と合し全需要に對する比率は略々五割となり、工場用炭を凌駕することになるのである。隨て明治時代の石炭の經濟的價値は交通用に於て之を見ることが出来るると謂へるであらう。

（註） 渡邊四郎氏「人造石油と原料用炭」二三二頁

以上明治時代に於ける石炭消費の意義は特記されるもの輕微なりと雖も、半世紀を出ずして其の規模を整備して炭

礦の生命力に弾力性を與へ正に飛躍的態勢を示したことは、驚異に値する處であつて、斯くして大正時代に移行した譯であるが、大正年間に於ける炭界こそは歡喜と悲哀の双曲線を描いた目間苦しい回轉時代と謂へるのである。即ち彼の歐洲大戰は歐洲各國産業經濟上の活動を停止するに至り、爲に各工業品の需要は我國に殺到し、隨て茲に本邦近代産業の驚異的膨脹を來し、血戰の慘禍を蒙ることなく平和裡に而も順調に推し進められたのである。斯の如く血を以て贏ち得ずして戰爭の僥倖と更に政府の保護とに因つて達成せられた近代産業は戦後の反動に因る危局に當面するや忽ち危殆に瀕したのである。隨つて此の産業の推進力たる役割をもつた石炭鑛業も深刻なる打撃を受けたことは云ふ迄もなく、此の間の事情は當時に於ける出炭量の統計が端的に之を表示してゐる。即ち次の如くである。

内地石炭生産高（單位千噸）

大正元年	一九、七九五	大正八年	三一、二七一
同 二年	二一、三一六	同 九年	二九、二四五
同 三年	二二、二九三	同 十年	二六、二二一
同 四年	二〇、四九一	同 十一年	二七、七〇二
同 五年	二二、九〇二	同 十三年	二八、九四九
同 六年	二六、三六一	同 十三年	三〇、一一一
同 七年	二八、〇二九	同 十四年	三一、四五九

（本邦鑛業の趨勢に據る）

第四節 石炭消費機構の轉換

然らば此の時代に於ける石炭の消費實體は如何に推移したであらうか。日本産業が劇期的變貌を遂げた此の時代に在つても基本原料たる石炭の用途別需要量の正確且詳細なる統計のなかつた點は當時の發展様相が如何に無計畫且奔放的であつたかを示す一證左である。ともあれ左に農商務省の統計表に依つて一應其の需要量の趨勢を觀望して見やう。

大正年間石炭用途別消費高及同割合累年表 (單位噸)

年次	船舶用		鐵道用		工場用		製鹽用		合計	
	噸數	百分比	噸數	百分比	噸數	百分比	噸數	百分比	噸數	百分比
大正元年	四、七六六、五八三	三三・五	一、五七六、七七一	二一・五	六、六一七、六六三	四八・三	七九一、八九〇	五・八	一三、七二四、九七七	一〇〇
同二年	四、四九九、五四八	三〇・六	一、七五七、七七二	二二・二	七、六二二、八九三	五八・八	七九八、二三五	五・四	一四、六九七、四三七	一〇〇
同三年	五、一三四、三二二	三二・六	一、九一五、三〇〇	二二・八	八、三九九、〇三七	五九・五	八二〇、八七九	五・〇	一六、二二九、五七七	一〇〇
同四年	五、三八五、二九	三三・一	一、九五五、七七七	二一・八	八、三三二、七三八	五九・〇	八二六、二六八	五・一	一六、三五九、九七九	一〇〇
同五年	三、三三一、二〇〇	二八・六	一、九九五、四六一	二〇・七	一〇、四二六、〇七九	五九・一	八三八、三七五	四・五	一八、五七九、二六六	一〇〇
同六年	五、三〇三、〇〇七	三二・六	二、三九九、八七一	二一・六	一三、三六四、四四一	五九・〇	七九一、一三五	三・八	二〇、七七七、四三三	一〇〇
同七年	五、二七五、四四四	三三・九	二、九四〇、一七八	二二・八	一四、二四五、九三三	六二・九	八六四、四四八	三・五	二三、〇〇五、八〇三	一〇〇
同八年	五、八四四、〇七七	三三・六	三、二七三、一九三	二二・二	一四、一一二、二八一	五九・七	八六四、四四八	三・五	二四、八〇〇、九八八	一〇〇
同九年	六、九七一、七四四	二七・二	三、二九七、七八	二二・五	一四、六九五、〇五六	五九・三	七七八、〇〇五	三・〇	二五、六六四、五二二	一〇〇
同十年	六、四四七、五九二	二五・〇	二、八八六、四一五	二一・七	一四、八六四、一八八	六〇・四	七三三、二二九	二・九	二四、六三三、三三四	一〇〇

同十一年 六、三〇〇、〇〇〇 三三・五 三、三三〇、〇〇〇 二一・一 一六、五〇〇、〇〇〇 六一・六 七五〇、〇〇〇 二・八 二六、七七八、〇〇〇 一〇〇

同十二年 六、五〇〇、〇〇〇 三三・三 三、三九八、〇〇〇 二二・二 一七、〇〇〇、〇〇〇 六二・七 七〇〇、〇〇〇 二・五 二七、八八八、〇〇〇 一〇〇

同十三年 七、〇〇〇、〇〇〇 三三・一 三、六四八、〇〇〇 二二・五 一七、七〇〇、〇〇〇 六二・八 七五〇、〇〇〇 二・六 二九、〇九八、〇〇〇 一〇〇

同十四年 七、一〇〇、〇〇〇 三三・三 三、七〇六、〇〇〇 二二・五 一八、〇〇〇、〇〇〇 六二・六 八〇〇、〇〇〇 二・六 二九、六六六、〇〇〇 一〇〇

以上に依れば工場用炭の數字が船舶及鐵道の交通用炭の消費量を超え明治時代の位置を轉倒したものと見られることともなるが、此の概略なる統計に依つては石炭消費の全貌は容易に捕捉し得ないのである。仍て更に各用途の内容分析追求して見たいと思ふ。即ち次の如くである。(渡邊氏前掲著書二四〇頁)

石炭用途別需要調 (單位千噸)

年別	總需要	交通用炭		計	生産工業用炭							
		輸出炭	船舶鐵道		鋼鐵	洋灰其他生産						
大正元年	一九、六五三	一〇、〇〇〇	三、五五五	三、二二二	一、八四九	八、五九七	四、四七七	九九九	二九〇	四、八九四	六、一七三	三一・四
同二年	二一、〇五三	一〇、七一	三、九四三	三、二六〇	二、〇六八	九、二六八	四、四〇〇	一、〇六八	二八六	五、三七二	六、七三五	三一・〇
同三年	二一、〇三六	一〇、七〇	三、六五六	四、〇四三	二、〇五五	九、九〇四	四、七七一	一、三六〇	二七七	四、三七五	六、〇三三	二八・七
同四年	二〇、〇五七	一〇、三二	二、九四	四、七三三	二、〇〇六	九、八六四	四、九一一	一、五三〇	三〇三	三、三五三	五、一八四	二五・九
同五年	三三、三五六	一、八三	三、〇九三	四、五〇四	二、三〇四	九、九二二	四、二二五	一、八八八	三〇四	五、三二〇	七、四四二	二二・〇
同六年	三六、二二二	一、三三、四	三、〇五三	四、五六一	二、七三〇	一〇、三九九	三、九一五	二、〇四七	四三二	六、八八三	九、三五一	二二・七

第四節 石炭消費機構の轉換

第二章 石炭流通過程の性格と其の機構

二六八

年別	瓦斯電氣用炭				其他用炭			
	發電用	瓦斯用	發炭用	計	陸海軍公 衙學校等	小口建 物雜用	計	全需要ニ 對スル%
同七年	二六、二九八	一三三、八	四、八六六	一〇、三九六	二、三六七	五〇、八	八、八六五	三三、七
同八年	二八、五七七	一四三、四	五、三四四	一、三九二	二、七〇六	四九、五	六、六二五	三四、四
同九年	二七、九六八	一四三、三	五、一六二	一、二九八	二、八七四	六〇、一	六、〇九九	三四、二
同十年	二七、三七七	一三九、三	二、八九九	三、六六〇	二、三三九	六九、〇	七、〇三三	三四、七
計	一〇〇、四七六	—	三〇、五七五	四三、六七〇	一九、一八八	四、二四四	五五、八三三	—
(1)	100	—	二、九	一、一	八、〇	一、七	三、一	—
(2)	—	—	—	—	—	—	—	—
(3)	—	—	—	—	—	—	—	—
(4)	—	—	—	—	—	—	—	—
(5)	—	—	—	—	—	—	—	—
(6)	—	—	—	—	—	—	—	—
(7)	—	—	—	—	—	—	—	—

年別	發電用	瓦斯用	發炭用	計	全需要ニ 對スル%	製鐵用	陸海軍公 衙學校等	小口建 物雜用	計	全需要ニ 對スル%
大正元年	六〇六	四三五	二五〇	一、三〇一	六、六	七九三	九〇〇	一、九〇〇	三、五九三	一八、三
同二年	五三四	四七	三〇〇	一、三三一	六、二	七九八	九五〇	二、〇〇〇	三、七四八	一七、八
同三年	五八一	四九	三三〇	一、三三九	五、九	八二一	九五〇	二、一〇〇	三、八六一	一八、三
同四年	五三三	四〇	四〇〇	一、一八三	五、九	八二六	一、〇〇〇	三、八二六	三、八二六	一九、一
同五年	五四三	五七六	五〇〇	一、六一九	七、〇	八三四	一、〇〇〇	二、三五〇	四、三三四	一八、五
同六年	八二四	六四八	六〇〇	二、〇七二	七、九	七七九	一、〇〇〇	二、三五〇	四、四三九	一六、九
同七年	九七七	七四	七〇〇	二、四三一	九、二	五六六	一、四〇〇	二、四三〇	四、四二六	一六、八
同八年	一、八七	七〇七	七〇〇	二、六四四	九、四	八六五	一、四〇〇	二、四〇〇	四、六六五	一六、三
同九年	一、一五三	七二六	六〇〇	二、四七九	八、八	七七八	一、四〇〇	二、四五〇	四、六二八	一六、五
同十年	七、七九六	五、九四九	四、九三〇	一八、六七五	—	七、七九九	二、八五〇	三、三三〇	四一、八九九	—
計	三、三	二、三	三、一	七、八	—	三、三	四、九	九、二	一七、三	—
(3)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(9)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(10)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(11)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(12)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(13)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考 (1)日本内地、朝鮮、臺灣、樺太及び輸入炭ノ實消費炭合計 (2)日本及び臺灣炭 (3)日本、朝鮮、臺灣、樺太
 (4)鐵道省、私鐵、朝鮮、臺灣、樺太鐵道 (5)製鐵業參考資料ニヨル (6)洋灰生産量ニヨリ推算 (7)推算
 (8)電氣協會調 (9)瓦斯協會調 (10)推算 (11)商工省調 (12)推算 (13)推算

右の統計は歐洲大戰の前後の總括にして戦後の反動の漸く平靜を戻さんとした十年迄であるが、陸上運送の鐵道用は至極順調なる進み方に反し船舶用は、大戰中著しい増大を示してゐるが戦後大正十年に至つては轉落的數字を示してゐる、即ち大正三年四、〇四三千噸、同八年四、三四四千噸たるも十年には三、九六九千噸となり其の重要性を著しく失つてゐるのである。全般的に交通用炭は漸減の傾向を示してゐるのである、然る處生産工業用炭の大正初年は六、一七三千噸たりしも、十年には一〇、〇五二千噸に達し、此の中製鐵用炭が大正元年には百萬噸に達せざりし状態であつたが、九年には二、八七四千噸と倍加するに及ぶ顯著な増加を示し次第に重工業の擡頭を示してゐる。併しながら此の事に依つて直に重工業が、輕工業の地位を脅かし之に代位したものは推測し難く、其の他の生産工業用炭として渡邊氏も擧げられる如く、

- 一、維織工業用
- 二、造船其ノ他金屬製鐵用
- 三、化學工業用
- 四、製紙用
- 五、食物製造用

右各種用途別の内容を包含するものであるが、周知の通り戦後大正十一年には華府海軍々縮會議の結果、建造工事の停止、引續き十二年の關東大震火災の發生は一切の富力を灰燼に歸して仕舞つたのである。進展を豫約された如き觀あつた重化學工業の萎縮は是亦當然であつた。左に其の時代に於ける需要を掲げる。

大正十一年—十四年用途別石炭需要量 (單位千噸)

年 別	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年
總需要指數	一四四・五	一四八・六	一六〇・六	一六五・二
交通運輸	二八、三九九・〇	二九、一三〇・〇	三一、五六七・四	三二、四四八・〇
公用	一〇〇	一〇三	一一一	一一四
及私鐵	二、〇二一・〇	一、八五〇・〇	二、〇五七・〇	三、〇四二・〇
出輪全需要ニ對スル計	四、五一一・一	四、四三四・二	五、二〇九・一	五、〇四六・〇
生産	三、二四〇・〇	三、五七四・二	三、七五九・八	四、〇〇二・七
織業	九、七七二・一	九、八五八・四	一一、〇二五・九	一二、〇九〇・七
金業	三四・四	三三・九	三四・九	三七・二
業用	一〇〇	一〇一	一一三	一二四
業用	三、二三一・四	三、二二五・八	三、二三八・四	三、三一四・〇
業用	三、一六九・三	三、三八五・四	三、七四一・八	三、八二五・五
業用	一、九五四・五	二、〇九八・三	二、一五八・三	二、一七九・一

工業	化學工業	製紙工業	食品工業	炭用	動力	關係	其他
全需要ニ對スル計	七四四・三	九〇三・一	一、〇二三・八	一、〇二六・四	三、八八九	一〇〇	一〇〇
指	七二九・九	九四〇・三	一、〇四八・五	一一、四二八・二	三九・二	一〇四	一〇九
發電所	一、六〇二・二	一、四四七・七	一、二四九・五	一、二四九・五	一、三五五・九	一〇九	一一一
瓦斯及骸炭	一、三一九・四	一、三二〇・七	一、四五八・八	一、四五八・八	一、四六八・六	九四	九六
小計	二、九四一・六	二、七六八・四	二、七〇八・三	二、七〇八・三	二、八二四・五	八・六	八・七
全需要ニ對スル計	一〇・四	九・五	八・六	八・六	八・七	九六	九六
鹽及其他工業用	九〇一・九	七五二・一	九三一・一	八八九・九	八八九・九	九六	九六
官公衙用	一、三四三・八	一、三二三・五	一、二八四・六	一、二八四・六	一、二八四・六	九六	九六
煉炭家事小口其他	二、四一三・二	二、九九九・四	三、五九一・四	三、五九一・四	三、五九一・四	九六	九六
小計	四、六五八・九	五、〇七五・〇	五、八〇七・一	五、八〇七・一	五、八〇七・一	九六	九六
全需要ニ對スル計	一六・三	一七・四	一八・四	一八・四	一八・四	九六	九六
他指	一〇〇	一〇九	一二五	一二五	一二五	九六	九六

右の推移は至極平靜を裝ふてゐるが取りも直さず大戦後の整理時代の様相であり、織維工業の首位が依然たる有様

で石炭消費機構には何等變改を見ることが出来ぬのであつて、戦後の沈靜振を如實に示してゐるが、兎も角も歐洲大戦は近代エネルギー經濟の基礎を形成したる事は見通し得ざる處にして、此の大戦中石炭界の好況を示す證左として、其の炭價の暴騰を見ることが出来る。今大正年代の門司、東京、及小樽等に於ける市價を示せば次の如くである。

大正年間本邦石炭市價表（指數は大正三年を100とす）

年次	九州一種炭（門司）		九州一種炭（東京）		磐城炭（隅田川）		夕張炭（小樽）	
	適當價額	指數	適當價額	指數	適當價額	指數	適當價額	指數
大正元年	九、三六	105	10、六三	90	六、九四	87	六、六六	81
同二年	八、九五	100	11、04	93	七、二二	90	七、八八	96
同三年	八、九五	100	11、八二	100	八、00	100	八、二二	100
同四年	八、一九	92	10、七六	91	七、四二	93	七、二六	88
同五年	九、02	101	11、九七	101	六、四二	80	八、五一	104
同六年	15、六七	175	13、三三	197	13、五三	169	16、一二	196
同七年	21、三一	238	31、九一	270	26、三三	329	20、七一	252
同八年	28、三三	317	34、七0	294	31、六五	396	25、一七	306
同九年	28、五五	319	33、六九	285	28、三三	354	25、一七	306
同十年	20、20	226	25、六三	217	20、六七	258	18、一七	221

同十一年	16、七七	187	25、26	214	19、93	249	14、90	181
同十二年	16、83	188	25、12	213	19、65	246	13、90	169
同十三年	16、00	179	27、02	229	17、99	225	13、30	162
同十四年	16、18	181	24、28	205	15、81	198	12、92	157

備考（本邦鋼業の趨勢）に據る）

併しながら大戦後の反動に因り市價は低落の一路を辿り、昭和三年に至つては最高時の約三分の二乃至二分一に惡化したことは世人周知の通りであつて、大正十四年以來採られつゝあつた金輸出禁止策又は爲替相場回復策——金融恐慌——昭和四年の世界恐慌——昭和五年の金輸出解禁の實施等一聯の苦悶の歴史を経て、遂に世界恐慌の渦中に投じ、斯くして未曾有の惡化を見るに至つたのである、と謂つても當時我國の景況は必ずしも收拾不能とは稱し難く、寧ろ比較的平坦な歩みを續けたと見ることが出来やう。而して之が立直りを見せたのは、滿洲事變を契機とする軍需インフレーションが其の決定的な役割をもつたのである。そしてそれは言ふ迄もなく軍事諸工業及重化學工業重心への産業構成再編成の起點となつたのである。茲に於て石炭消費機構も亦其の相貌を一變した譯である。昭和初期より順次石炭界事情並に需要の狀態を瞥見して見やう、先づ其の生産狀況を内地地方別に示せば次の如くである。

日本全國出炭高地方別調 (單位 越)

年次	九州	北海道	宇部	常磐	その他	合計
昭和元年	三〇、八四、五三	五、六五、九一	一、七三、三七四	二、九三、三六九	五五、二八四	三、四三、五四九
同 二 年	三三、〇二、七六一	六、五七、八六一	一、八二、七六六	三、〇九、六九三	六七、五〇六	三、五〇、六〇七
同 三 年	三三、三三、九七五	六、八〇、七、三〇八	一、八二六、八二七	二、九三九、三九九	四三、七二〇	三、八六〇、一八一
同 四 年	三三、二〇〇、九〇一	七、一七三、〇一四	一、九三一、三三三	二、九二九、二二六	四四、三三四	三、四、三、五七、八二七
同 五 年	三〇、二九、〇七一	六、七六、五七九	一、七九九、六三三	二、五八、四四九	四〇、三九一	三、一、三、七、六、二、三
同 六 年	一七、六〇、七八一	六、一四、〇三七	一、八〇一、五五三	二、三三、一八五	三五、七二六	二、七、九、七、二、七
同 七 年	一七、九三、三三三	六、〇五、四、七〇九	一、八七〇、四五四	二、〇九、三二六	三五、六二九	二、八、〇、五、三、七、五
同 八 年	三〇、八四、五三	七、〇六、〇五三	二、二七七、三三三	二、二九六、〇六四	二七、七二七	三、一、三、三、三、七、六
同 九 年	三三、〇一、一六一	七、六六、六四九	二、六六〇、七六七	二、五九二、二九三	四四、一三〇	三、五、九、四、九、九
同 十 年	三四、一七、五五五	八、三三、三〇九	二、五九八、二二五	二、六〇〇、八九八	四九、七〇四	三、七、六、三、四、九
同 十 一 年	三六、六五、四七七	九、二八、四九〇	二、九〇五、五三七	二、八八一、三九三	六三、〇四四	四、一、八、〇、三、七、一
同 十 二 年	三六、四四、〇〇八	一〇、七九、五六六	三、〇二〇、八八〇	二、九六六、二九九	六四、九三四	四、五、二、五、七、八、七

備考 一、本表は無煙炭及山焚を含む 二、「本邦鑛業の趨勢」に據る

歐洲大戰後謂はば整備時代に入り不振場裡を彷徨し続け來たつた事情は以上の出炭狀況が明瞭に示してゐるのであつて、當時産業界を風靡した産業合理化運動は炭界にも波及し、先づ炭礦の整理、採炭技術の改善、勞銀騰貴の防

止の爲機械化其他石炭輸送、港灣設備の完成が朝野一齊に最も熾烈に叫ばれた時代であつたのであるが、當時の産業合理化は營利主義と云ふ産業自體の主義原則を忠實に伸長せしめる手段であつて、其の目的は唯産業高度化に外ならぬもので之が爲に劣位企業が淘汰され、失業者が増大し、更に競争が激増して獨占傾向を助長しても夫れは産業合理化の關心する處ではなく、因つて生ずる生産、消費の不調和を大にし新しく恐慌を誘發せんとしても別個の問題としたのである。時局下喫緊の要務を帯びつゝある企業整備の方針と徑庭の甚しきを見るのである。兎も角此の間に介在し衰退傾向の著しかつた石炭鑛業は起死回生策の發見に苦しみ、假令大正十年に設立された石炭鑛業聯合會が躍起となり、斯業の振興に如何に努力するも暗澹たる炭界の救済策なしと謂はれたのである。(石炭鑛業聯合會の性格及役割に付ては第一節參照) 此の事は産業界一般に對する人心の浮動を察知出来るが、當時の炭界に對する見方は炭礦の自然的生命力の保持困難、謂はゞ坑齡の考衰と良質廉價の撫順炭其他支那炭の内地侵入に依り其の根底を侵蝕され、更に石油より動力を得る内燃機關の廣汎なる利用の爲石炭需要に急激な變化を來たすに至つた爲である。果して然からば以上の觀測は悉く適中したであらうか、之を根底より覆したものは滿洲事變の發生である。即ち、茲に於て我が民族發展の意圖を國防的産業構成の確立に其の基本的表徴を示したのである。

大正末期より昭和の初期にかけて雌伏したアウトルキー建設の主體的擔當者は、此處に歴史的運命を負つて雄々しく立起つたのである。

擬て前掲石炭鑛業聯合會の設立以來實施された送炭の調節及湯水期の到來等に因つて、昭和二年に於ては石炭需要

に好況の曙光を見出したのであつたが、期待に反する積弊の度を深め三年に入つても低調を辿り、四年に至つては世界恐慌の餘波の影響甚しく一般事業界の沈衰は口筆を絶する状態となり、五年及六年は其の絶頂にあつたものである。此の間の事情を石炭需給の推移に依つて見れば次の如くである。

即昭和元年—十二年石炭需給調 (單位千噸)

年次	需要高	供給高	需給尻	貯炭	
				前年末	本年末
昭和元年	三〇、四六五	二九、九三五	(一)	五三〇	一、〇五七
同二年	三一、〇六三	三一、五七二	(十)	五〇九	五二七
同三年	三一、二四二	三一、一八六	(一)	五六	一、〇三六
同四年	三二、二九七	三二、六七八	(十)	三八一	九八〇
同五年	二九、四一九	二九、三七〇	(一)	四九	一、三六一
同六年	二六、九一三	二六、八七一	(一)	四二	一、三一二
同七年	二七、四三二	二六、九六四	(一)	四六八	一、二七二
同八年	三三、五三七	三三、五八〇	(十)	四三	八〇二
同九年	三六、八六一	三六、七五九	(一)	一〇二	八四五
同十年	三九、二八八	三九、〇六九	(一)	二一九	七四三
同十一年	四三、一三五	四三、四三〇	(十)	二九五	五二四
同十二年	四六、七三二	四六、四九九	(一)	二二三	八一九

同十二年

四六、七三二

四六、四九九

(一)

二二三

八一九

五八六

(昭和石炭社調査に據る)

即ち四年迄は漸増の形勢を示し、五年及六年は世界恐慌の打撃を如實に物語り、昭和元年の三千萬噸に比し二千六百九十萬噸に激減してゐるのである。而して滿洲事變を基點とする旋回轉換は十二年に至つて四千六百萬噸を突破してゐる、此の需要量の内容を渡邊氏の勞作に依つて滿洲事變迄の變貌を見やう。

需要別	年別			
	昭和元年	昭和二年		
總需要	一七九・九	一八三・三		
大正元年前	一〇〇・ト	一八三・三		
正元後	七九・九	一八三・三		
運輸	三三・四・八	三六、二七・二		
交通	二四	二二		
公用	三、〇五・七	二、五九・〇		
内船	五、五九・三	五、三〇・〇		
外船	四、一五・一	四、三三・三		
公私鐵道	三、八三・一	三、七五・三		
小計	三六・五	三三・八		
全需要ニ對スル%	二一	一九		
輸出	一七・九	一八・八		
及	一八・八	一九・六		
指	二一	一九		
昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年
總需要	一八四・八	一九三・六	一七五・一	一六五・四
大正元年前	一〇〇・ト	一九三・六	一七五・一	一六五・四
正元後	八四・八	一九三・六	一七五・一	一六五・四
運輸	三六、三三・五	三七、七六・五	三四、四〇・八	三二、九七・七
交通	二八	二二	二二	二二
公用	二、三八・〇	二、三八・五	二、三七・七	一、六五・九
内船	五、三〇・七	五、三九・三	四、七三・六	四、四二・八
外船	四、三九・二	四、四六・〇	四、一〇・九	三、九四・〇
公私鐵道	三、〇八・九	三、〇一・六	二、九八・二	二、〇六・七
小計	三三・三	三三・五	三二・五	三二・五
全需要ニ對スル%	二四	二五	二四	一九
輸出	一八・八	一九・六	一七・五	一〇・五
及	一九・六	一九・六	一七・五	一〇・五
指	一九	一九	一九	一九

第四節 石炭消費機構の轉換

生産工業用	織維工業用	金銅工業用	窯業用	化学工業用	製紙工業用	食品工業用	炭工業用		電力工業用	瓦斯工業用	動力工業用	關係工業用	其他工業用	其他
							全需要ニ對スル%	指 數						
三、三六・二	三、三六・二	三、三六・二	三、三六・二	三、三六・二	三、三六・二	三、三六・二	三、三六・二	三、三六・二	三、三六・二	三、三六・二	三、三六・二	三、三六・二	三、三六・二	三、三六・二
三、八九・八	三、八九・八	三、八九・八	三、八九・八	三、八九・八	三、八九・八	三、八九・八	三、八九・八	三、八九・八	三、八九・八	三、八九・八	三、八九・八	三、八九・八	三、八九・八	三、八九・八
二、三七八・四	二、三七八・四	二、三七八・四	二、三七八・四	二、三七八・四	二、三七八・四	二、三七八・四	二、三七八・四	二、三七八・四	二、三七八・四	二、三七八・四	二、三七八・四	二、三七八・四	二、三七八・四	二、三七八・四
七三〇・五	七三〇・五	七三〇・五	七三〇・五	七三〇・五	七三〇・五	七三〇・五	七三〇・五	七三〇・五	七三〇・五	七三〇・五	七三〇・五	七三〇・五	七三〇・五	七三〇・五
一、一九八・三	一、一九八・三	一、一九八・三	一、一九八・三	一、一九八・三	一、一九八・三	一、一九八・三	一、一九八・三	一、一九八・三	一、一九八・三	一、一九八・三	一、一九八・三	一、一九八・三	一、一九八・三	一、一九八・三
一、一九三・六	一、一九三・六	一、一九三・六	一、一九三・六	一、一九三・六	一、一九三・六	一、一九三・六	一、一九三・六	一、一九三・六	一、一九三・六	一、一九三・六	一、一九三・六	一、一九三・六	一、一九三・六	一、一九三・六
二、二七五・八	二、二七五・八	二、二七五・八	二、二七五・八	二、二七五・八	二、二七五・八	二、二七五・八	二、二七五・八	二、二七五・八	二、二七五・八	二、二七五・八	二、二七五・八	二、二七五・八	二、二七五・八	二、二七五・八
三六三	三六三	三六三	三六三	三六三	三六三	三六三	三六三	三六三	三六三	三六三	三六三	三六三	三六三	三六三
二二六	二二六	二二六	二二六	二二六	二二六	二二六	二二六	二二六	二二六	二二六	二二六	二二六	二二六	二二六
一、三六〇・一	一、三六〇・一	一、三六〇・一	一、三六〇・一	一、三六〇・一	一、三六〇・一	一、三六〇・一	一、三六〇・一	一、三六〇・一	一、三六〇・一	一、三六〇・一	一、三六〇・一	一、三六〇・一	一、三六〇・一	一、三六〇・一
一、六五三・七	一、六五三・七	一、六五三・七	一、六五三・七	一、六五三・七	一、六五三・七	一、六五三・七	一、六五三・七	一、六五三・七	一、六五三・七	一、六五三・七	一、六五三・七	一、六五三・七	一、六五三・七	一、六五三・七
三、〇二一・八	三、〇二一・八	三、〇二一・八	三、〇二一・八	三、〇二一・八	三、〇二一・八	三、〇二一・八	三、〇二一・八	三、〇二一・八	三、〇二一・八	三、〇二一・八	三、〇二一・八	三、〇二一・八	三、〇二一・八	三、〇二一・八
八・六	八・六	八・六	八・六	八・六	八・六	八・六	八・六	八・六	八・六	八・六	八・六	八・六	八・六	八・六
一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三
八九七・五	八九七・五	八九七・五	八九七・五	八九七・五	八九七・五	八九七・五	八九七・五	八九七・五	八九七・五	八九七・五	八九七・五	八九七・五	八九七・五	八九七・五
一、二六六・六	一、二六六・六	一、二六六・六	一、二六六・六	一、二六六・六	一、二六六・六	一、二六六・六	一、二六六・六	一、二六六・六	一、二六六・六	一、二六六・六	一、二六六・六	一、二六六・六	一、二六六・六	一、二六六・六
(三三・九)	(三三・九)	(三三・九)	(三三・九)	(三三・九)	(三三・九)	(三三・九)	(三三・九)	(三三・九)	(三三・九)	(三三・九)	(三三・九)	(三三・九)	(三三・九)	(三三・九)
四、四〇〇・〇	四、四〇〇・〇	四、四〇〇・〇	四、四〇〇・〇	四、四〇〇・〇	四、四〇〇・〇	四、四〇〇・〇	四、四〇〇・〇	四、四〇〇・〇	四、四〇〇・〇	四、四〇〇・〇	四、四〇〇・〇	四、四〇〇・〇	四、四〇〇・〇	四、四〇〇・〇
六、五〇四・一	六、五〇四・一	六、五〇四・一	六、五〇四・一	六、五〇四・一	六、五〇四・一	六、五〇四・一	六、五〇四・一	六、五〇四・一	六、五〇四・一	六、五〇四・一	六、五〇四・一	六、五〇四・一	六、五〇四・一	六、五〇四・一
一八・六	一八・六	一八・六	一八・六	一八・六	一八・六	一八・六	一八・六	一八・六	一八・六	一八・六	一八・六	一八・六	一八・六	一八・六
二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二
一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五
二四八	二四八	二四八	二四八	二四八	二四八	二四八	二四八	二四八	二四八	二四八	二四八	二四八	二四八	二四八
一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五
一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇
一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四

(前掲渡邊氏著書二五四頁に據る) ※ () 内數字は煉炭用を示す。

右表の中注目すべき點は交通用炭の相對的低下である。即ち大正十一年を一〇〇とする指數が、昭和七年に於ては九七となつて居り、全需要に對する歩合は二九・四%にして、昭和四年に於ける千二百二十萬噸を頂點として漸次其の重要性を失ひつゝあるのである。之に反して生産工業用炭が漸く其の頭角を表し始め、其の中、織維及金屬工業が平行的に上昇を示してゐる(次掲の軍需民需の比較表参照)

然る處滿洲事變を契機として國庫支出の膨脹は主として重工業方面に著しい刺戟を與へたのである。世界大戰の好機も重工業の礎石を形成するに至らずして其の後の慘澹たる不況の裡に呻吟せざるを得なかつたのであるが、滿洲事變による國家の強力なる助成工作に促かされ漸く其の端緒を掴みかけたのである。

併しながら一方促進劑としての輸出産業の發展、低爲替に依る輸入困難が大きき側因となつたことは贅言を要しない處である。處で産業構成の變貌を生産額より見れば次の如くであるが、元來生産額を比較するに貨幣的價值に依つて表現するは尙ほ多くの疑問あるも一應の指標たり得ると考へるのである。(單位千圓)

軍需工業	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
千圓	一、九二一、五八〇	一、五九九、六三六	一、九五九、八三三	三、八四四、七〇六	三、八五九、六五三	四、八三〇、四七七	五、六六一、三三三
(%)	(一一・八)	(一〇・〇)	(一四・九)	(一八・〇)	(二四・九)	(三〇・〇)	(三六・六)

第二章 石炭流通過程の性格と其の機構

項目	昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度
金屬工業	五九、四三三 (100.0%)	五九、二八 (100.0%)	八八、七二七 (100.0%)
機械器具工業	六二五、六三 (100.0%)	五四三、四三 (100.0%)	一、四六三、六七 (100.0%)
化學工業	七六九、四四五 (100.0%)	八二四、五三 (100.0%)	一、八七、〇九七 (100.0%)
民需工業	四、五二、三九 (100.0%)	四、〇三、六六 (100.0%)	一、二八、〇九七 (100.0%)
紡織工業	二、〇七、九三九 (100.0%)	二、〇三、八、七〇 (100.0%)	二、一八、七二九 (100.0%)
窯業	一、五八、九四七 (100.0%)	一、五九、五四七 (100.0%)	二、〇九、〇九七 (100.0%)
食料品工業	九四九、六三九 (100.0%)	八八六、二七三 (100.0%)	一、一八、七二九 (100.0%)
其ノ他ノ工業	九二四、四三三 (100.0%)	九四八、六五五 (100.0%)	一、四六、〇九七 (100.0%)
總計	五、九六三、八二〇 (100.0%)	五、九八二、四六九 (100.0%)	一、〇、八八、八八四 (100.0%)
備考 (1) 商工省「工場統計表」に據る。	五、九六三、八二〇 (100.0%)	五、九八二、四六九 (100.0%)	一、〇、八八、八八四 (100.0%)
備考 (2) 上表括弧内の數字は昭和六年を百とする指數。	五、九六三、八二〇 (100.0%)	五、九八二、四六九 (100.0%)	一、〇、八八、八八四 (100.0%)
軍需工業	三二・〇%	三二・八%	三三・九%
金屬工業	八・八%	九・九%	一五・六%

項目	昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度
機械器具工業	一〇・三	八・六	九・一
化學工業	一二・九	一三・四	一三・八
民需工業	六八・〇	六九・六	六七・二
總計	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%

右に依つて先づ紡織工業を見れば依然たる首位には變りないが、増加率は總平均以下であり、食料品工業にしても昭和五年には紡織工業に次いで第二位たるも、十一年に至つては五位に下つてゐるのである。之に反し金屬機械及化學工業は目覺しい躍進を示して居り、就中金屬工業に至つては昭和五年最下位たるも十一年には四倍強の生産額を示し第三位に達してゐる。斯くして石炭消費機構の質的轉換を必然たらしめた經濟的基盤は確立されたのである。左表に昭和八、九及十の三箇年の推移を辿つて見やう。

石炭用途別需要高調 (單位千噸)

用途別項目	昭和八年度		昭和九年度		昭和十年度	
	數量	需要割合指數	數量	需要割合指數	數量	需要割合指數
重工業	四七、〇	一三・八	五、六五	一五・三	六、三〇九	一五・八
瓦斯コークス業	一、八八一	五・八	一、九八	五・三	一、九七八	五・一
原料炭小計	六、五九一	一九・三	七、六三三	二〇・四	八、二八七	二〇・九

第四節 石炭消費機構の轉換

第二章 石炭流通過程の性格と其の機構

二八二

公私鐵道	三、四〇八	100.0	100	三、六二一	九・七	106	三、七三三	九・五	109
窯業	二、八七一	八・四	100	三、〇五五	八・二	106	三、四四三	八・八	100
紡織業	三、三三四	九・六	100	三、五〇四	九・四	107	三、四八〇	八・九	106
化學工業	二、五七五	七・五	100	三、三〇四	八・八	138	四、一三八	10・五	161
電氣業	一、八八二	五・五	100	二、五一一	六・七	133	二、八六三	七・三	152
食品工業	一、八九九	五・六	100	二、〇四七	五・五	108	二、〇七五	五・三	109
官業	七六六	二・三	100	八〇六	二・二	104	八三二	二・一	107
其他雜業	四、二五九	12・三	100	四、二六六	12・四	103	四、〇七七	10・四	98
内船燃料	三、九七七	11・六	100	四、一九七	11・二	106	三、七七七	9・六	95
(燃料炭) 小計	二四、八八八	七三・七	100	二七、三二一	七三・一	110	二八、四〇五	七三・四	114
内地需要合計	三、四〇九	九・〇	100	三、四九三	九・五	111	三、六五九	九・三	117
輸移出並外船燃料	二、七〇〇	八・〇	100	二、四三四	六・五	89	二、六三三	六・七	96
總計	三四、一三九	100.0	100	三七、三五八	100.0	109	三九、二二四	100.0	115

備考 1 昭和石炭社の調査に據る。
2 有煙炭のみを示し無煙炭を含まず。
3 自家用炭を除く。
4 指數は昭和八年を100とす。

昭和七年七月末に於ける全國貯炭額二百七十八萬噸に達し全く收拾すべからざる混亂を示し、之が爲に内地送炭の壓縮並に撫順炭の内地輸入の防壓等之が調整に躍起の方途が講ぜられた當時の炭界は軍需工業の興隆に伴ひ漸次立直

りを見せ右表に示す通り昭和八年の需要に於ても重工業が最大の消費者たる地位に在り、第二位が鐵道、第三位が紡織となつてゐたのであるが、十年に至つては重工業が更に其の比重を加へ第一位に達し、之に續いては化學工業が紡織工業を退け四百萬噸を突破して第二位に進出してゐるのである。日本産業の重化學工業への再編成の徴候次第に顯著となつて表はれてゐる。斯の如く戰時體制の強化を來しつゝある時支那事變の勃發は我國工業の構成を徹底的に變化せしめたるは云ふ迄もなく、之を一目瞭然たらしめる爲事變前の十一年度迄の工業の様相を%を以て表示して見やう。

生産額に示された我國工業の構成變化 (%)

	昭和四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年
紡織工業	四一・四	三六・五	三三・二	三七・〇	三七・〇	三三・七	三〇・〇	三九・八
金屬工業	八・四	八・四	八・三	九・九	一一・二	一一・九	一七・四	一八・〇
機械器具工業	10・四	11・七	九・六	10・0	11・三	12・四	13・五	14・0
窯業	二・八	二・七	二・八	二・七	二・八	二・七	二・六	二・七
化學工業	13・四	15・二	15・八	15・七	16・四	15・八	16・七	17・二
製材及木製品工業	二・七	二・七	二・八	二・六	二・四	二・四	二・三	二・三
印刷及製本業	二・五	三・二	三・四	三・〇	三・三	三・二	三・一	三・三
食品工業	15・1	16・0	16・二	14・七	13・9	11・1	10・8	10・三

第四節 石炭消費機構の轉換

二八三

第二章 石炭流通過程の性格と其の機構

ガス及電氣業	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
其他の工業	3.2	3.3	3.6	4.0	3.5	3.6	3.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(備考)「工場統計表」に據る。

而して石炭消費面に表はれた産業の様相を眺むれば次の如くであるが、其の全き編成替は事變以後の姿を見るに非ざれば把握し難き處なるも左表昭和十一年、十二年に依るも高度國防國家建設に第一歩を踏出した日本産業の編成替は容易に了知せられる處であらう。

昭和十一、二年度産業別石炭需要調 (單位千吨)

部門	項目	昭和十一年度		指数	昭和十二年度		指数	比率 %
		上期	下期		上期	下期		
製鐵	日本製鐵	2,426	2,261	100	2,383	2,597	100	100.0
	其他	656	751	100	827	833	100	100.0
	計	3,082	3,012	100	3,210	3,430	100	100.0
瓦斯	コークス	777	907	100	858	904	100	100.0
	ス	304	354	100	327	405	100	100.0
	計	1,081	1,261	100	1,185	1,309	100	100.0
日本發送電		1,338	1,878	100	1,565	2,182	100	100.0

部門	項目	昭和十一年度		指数	昭和十二年度		指数	比率 %
		上期	下期		上期	下期		
電力、電燈	其他	1,338	1,878	100	1,565	2,182	100	100.0
	計	337	381	100	370	493	100	100.0
	造船、造船、金屬工業	873	887	100	999	894	100	100.0
窯業	セメント	317	305	100	343	305	100	100.0
	耐火煉瓦	317	305	100	343	305	100	100.0
	煉瓦、瓦、土管	317	305	100	343	305	100	100.0
化学工業	肥料	401	408	100	476	471	100	100.0
	輕金屬電極	401	408	100	476	471	100	100.0
	其他	300	357	100	390	445	100	100.0
織維工業	製絲(生絲)	639	548	100	595	550	100	100.0
	紡績織布	548	639	100	608	695	100	100.0
	染色漂白、整理	695	548	100	608	695	100	100.0
合計		1,545	2,007	100	1,740	2,287	100	100.0

第四節 石炭消費機構の轉換

第二章 石炭流通過程の性格と其の機構

二八六

山 元 消 費	計	食料品工業			製 糖 製 粉	釀 造 飲 料	食 料	計	製 紙	人 造 織 維	製 織 維
		製	釀	食							
製 鐵 山 設	計	製	製	食	九二	五五七	五九三	二、九九三	五二三	六〇三	六八七
		製	製	食							
煉 油、 人 造 石 油	計	煉	煉	食	六六一	七三三	七三三	三、三九一	四九九	八八七	一、四九〇
		煉	煉	食							
製 煉 房、 厨 房、 浴 場	計	製	製	食	七七一	二、二六五	一、七六六	一、三三三	一、〇三三	一、〇三三	一、四九〇
		製	製	食							
其 ノ 他 (公 衛 ヲ 含 ム)	計	其	其	食	一、八〇一	三、二一八	二、〇六六	四、〇四三	三、一五五	三、一五五	三、一五五
		其	其	食							
船 舶 資 料 外	計	船	船	食	二、二六	三、二六	三、二六	四、四八七	二、二六	三、二六	三、二六
		船	船	食							
山 元 消 費	計	山	山	食	二、二六	三、二六	三、二六	四、四八七	二、二六	三、二六	三、二六

官 廳	計	官		備 考
		官	官	
官 廳	計	官	官	一、二八八
		官	官	
特 殊 計	計	特	特	二、〇〇〇
		特	特	
輸 移	計	輸	輸	二、一七六
		輸	輸	
總 計	計	總	總	二、一七六
		總	總	

右は徹底的な質的轉換を見んとする産業構成の前夜の姿を示す好箇の資料である。謂ふ迄もなく支那事變以前既に戦時體制なる言葉は實感を以て用ひられては居たが、實體は未だ微溫的なものに近かつたものとも云へるのである。然し右表に依るも明かな如く、十一年に於て八百四十七萬一千噸に達した重工業部門の石炭消費高は十二年に入り九百萬噸を突破するに至つてゐるのである。之を八年度に比しても三百萬噸の激増振りであつて、此の比率は一八・七%にして織維工業の一四・一%を凌ぎ、其の數量六百九十六萬八千噸と比較すれば百五十萬二千噸の差を以て遙かに壓へてゐるのである。更に注目すべきは化學工業の飛躍である。昭和八年二百五十七萬三千噸に過ぎなかつたが、十一年三百二十九萬五千噸、十二年三百九十五萬八千噸と著しい増加率を以て進んでゐるのである。國家の重大局面の展開を表示するに十分なる轉換にして、其の趨勢は語らずとも容易に了察し得られる處であつて、十三年以降更に其

の深度を濃化し纖維工業其の他の平和産業の壓縮に反して重化工業が急角度に上昇を辿つたのである。之を要するに、我國石炭資源の自然的制約は、量的側面に於ては最近に到る迄著しき影響を及ぼさなかつたものといふことが出来やう。石炭の用途は必ずしも燃料と限られるものではなく、工業原料として用ひられる面が大なることはいふまでもないが、假りに石炭をエネルギーに換算して見るに次の如くである。先づ世界に於けるエネルギー源の様相を見るに。

(註)

(一) 燃料

(1) 直接燃料

- (イ) 汽機動力用——船舶、汽車、一般工場用動力、發電機用、
- (ロ) 製煉用——乾燥爐用、焙燒爐用、熔鐵爐用、反射爐用、熔爐用、
- (ハ) 窯業用——セメント、石灰、ガラス、陶器製造用、
- (ニ) 還元用——亜鉛蒸餾、海綿鐵、製鐵用、酸化防止用、
- (ホ) 家庭用
- (2) 粉碎して加熱用に供するもの
- (イ) ローターキルン用
- (ロ) 焙燒及瘤化用

(ハ) 乾燥用

(ニ) 冶金用——鐵鋼工業用、銅鑛製煉用、鉛鑛製煉用試金爐用

(3) 加工燃料

(イ) 煉炭用

(ロ) カーボン製造用

(二) 原料

- (1) 骸炭製造用
- (2) 瓦斯製造用
- (3) 完全瓦斯化用
- (4) 液化用
- (5) 低温乾溜用

(三) 其の他副産物として廢棄酸化鐵、瓦斯カーボン、コールタータル、瓦斯液及石炭瓦斯等
備考 野村證券社編「我國主要産業の諸構成」一六一頁に據る。

一、石炭換算量(單位百萬噸)

年次	石炭	リグナイト	石油	天然瓦斯	薪材	水力	合計
一九一三	一、二一六	四六	七七	二四	三〇〇	四〇	一、七〇三
一九二五	一、一八五	二六	二一三	四六	二五〇	七五	一、八三五
一九二九	一、三二五	八二	二九五	七四	二五〇	一〇三	二、一二九

第四節 石炭消費機構の轉換
二八九

第二章 石炭流通過程の性格と其の機構

一九三〇	一、二一七	七〇	二八一	六九	二五〇	一〇二	一、九八九
一九三一	一、〇七五	六五	二七一	六七	二五〇	九九	一、八二七
一九三二	九五五	六〇	二六五	六三	二五〇	一〇三	一、六八七
一九三三	一、〇〇〇	六二	二八二	六三	二五〇	一〇九	一、七六六
一九三四	一、〇八八	六八	二九四	七二	二五〇	一一六	一、八八八
一九三五	一、一一二	七三	三二三	七五	二五〇	一三一	一、九六四

二、供給總量に對する割合

一九一三	七一・四	二・七	四・五	一・四	一七・五	二・四	一〇〇
一九二五	六四・六	三・六	一一・六	二・五	一三・六	四・一	一〇〇
一九二九	六二・三	三・八	一三・九	三・五	一一・七	四・八	一〇〇
一九三〇	六一・一	三・六	一二・六	三五	一四・一	五・一	一〇〇
一九三一	五八・八	三・六	一四・八	三七	一三・七	五・四	一〇〇
一九三二	五六・六	三・六	一五・二	三七	一四・八	六・一	一〇〇
一九三三	五六・六	三・五	一六・〇	三六	一四・二	六・一	一〇〇
一九三四	五七・六	三・六	一五・六	三八	一三・三	六・一	一〇〇
一九三五	五六・六	三・七	一六・五	三八	一二・八	六・六	一〇〇

(註) 水力電氣の換算は一キロワット時當り石炭一噸を固定値と看做す、其の他のウエイトは次の通り(噸にて)
 石炭七・〇リクタイト二・五、石油一〇・〇、天然瓦斯九・六、薪材三・六。「石炭時報」第十四卷第四號、所載「國際勞動調査」の調査表に據る。

右表の如く一九三五年に於ける世界エネルギー需要の五六以上を石炭に依つて充してゐることになるのである。扱て之を我國に付て見るに本邦のエネルギー資源の絶對量の貧弱なることは既述の通りであるが、諸外國と違つて其多様性を特徴の一つとして擧げ得ることを忘れてはならないので、況や此の大東亞戰爭の緒戦に於て收め得たる經濟版圖を入れるならば、更に錦上花を添へると云ふべきであつて米、英、佛の石炭を基本資源とする跛行性、瑞西の如き水力のみの資源に比するならば假令其の量少なしと雖も水力、石油及石炭と三大資源を所有する本邦エネルギー經濟は産業發達に相應する體制を整備するものと云つてもよいのである。其の中、本邦エネルギー生産の中心は云ふ迄もなく石炭であることは前表に從つて熱量換算に依る我國エネルギー生産比率を見るも明かな所である。即ち次の如くである。

年次	石炭	石油	水力	燃料木材
昭和元年	六一・五%	〇・六%	一五・七%	二二・二%
同 二年	六二・二	〇・六	一五・六	二二・二
同 三年	六一・〇	〇・六	一七・八	二〇・〇
同 四年	六〇・五	〇・六	一八・四	一九・六
同 五年	五七・七	〇・七	二〇・〇	二〇・五
同 六年	五四・五	〇・七	二一・二	二三・五
同 七年	五四・〇	〇・六	二一・五	二三・二

第四節 石炭消費機構の轉換

第二章 石炭流通過程の性格と其の機構

二九二

同 八年	五三・八	〇・五	二四・九	二〇・三
同 九年	五五・〇	〇・五	二四・三	二〇・一
同 十年	五四・一	〇・六	二六・〇	一九・四
同 十一年	五六・〇	〇・六	二五・五	一七・六

(註一) 各資材は左の如き熱量單位により石炭に換算し各年合計に對する割合を示した。

石炭一噸 = 七、〇〇〇キロカロリ 石油一噸 = 一〇、〇〇〇キロカロリ

木材一噸 = 四、〇〇〇キロカロリ 水力電氣一キロワット時 = 石炭一噸

(註二) 木材に付ては Dr. Rudolf Regul's Energiequellen in der Welt 中の木材生産量 (cbm) を同博士

の換算割合 $1 \text{cbm} = 0.367 \text{coaton}$ に従つて計算した。

(註三) 水力は電力發電量中水力によるもののみを採り瓦斯と共に石炭の二重計算を避けた。

(以上、「石炭時報」第十四卷第二號所載岡庭氏論文一〇五、一〇六頁より轉載)

三、石炭需給の様相

一國に於ける石炭の消費高は、直に其の國産業、殊に工業の發展の度合を物語る指標とも稱し得るものであり、石炭こそは近代經濟生活に不可缺の基本物資の一たることは謂ふまでもないところである。前項に於て吾々が回顧したところの石炭消費機構の實體も亦此間の事情を最も雄辯に物語るものである。随つて吾々は本項に於て斯かる石炭消

費部面よりの要請に對應する石炭供給部面に於て注目すべき點の一、二を採り擧げ、その我國に於ける特殊なる性格を検討することゝしやう。

我國石炭資源の貧困については、既に多くが云はれて居るが、序論其他隨所に論及せるところ、資源そのものを固定的なものとして考察することの誤謬であることは謂ふまでもないところであつて、資源は社會的な生産力發展に照應する相對的なものであることを銘記されなければならない。斯る前提の下に於て我國石炭資源の賦存状況を省察することは無用ではあるまい。

先づ世界に於ける石炭埋藏量を掲げ我國のそれと對比してみやう。(單位百萬噸)

区 別	推定埋藏量	確定埋藏量
歐 洲	六三四、二六九	二六〇、一五八
英 國	一八九、五三三	一四一、四九九
獨 逸	一七五、四三七	八五、〇三一
波 蘭	一五〇、一四〇	一〇、四八三
チエツコスロバキヤ	八、七八七	二、二六五
佛 蘭 西	一六、七五一	五、〇〇三
西 部 露 西 亞	六〇、三七七	一二四
第四節 石炭消費機構の轉換		二九三

第二章 石炭流通過程の性格と其の機構

白耳義	一、一、〇〇〇	二九四
亞米利加	二、三〇二、七〇一	六、六〇〇
合衆國	一、九八六、四〇八	二、三九、三二〇
加奈陀	二八三、六九五	二〇一、三八一
亞細亞	二七、〇〇〇	二九、八五二
支那	二一七、〇五八	一八、六六六
日本	一九、一九一	六、九六〇
滿洲	四、四六四	一、一一六
印度	七七、四四四	二二一
シベリヤ	三四八、〇〇二	
印度支那	二〇、〇〇二	
南洋洲	一三三、八三七	二、四五九
阿弗利加	一三二、九〇九	二、〇七〇
南阿聯邦	五六、七八五	三四五
世界總計	五六、二〇〇	五二九、二九一
	三、八一五、九三七	

(註) 一、昭和八年東亞經濟調査局調査に據る 二、本表には褐炭を含まず

按て本邦内地に於ける主要石炭地帯は石狩炭田を中心とする天北、夕張、留萌及釧路を擁する北海道を初め本邦最古且最大の筑豊、糟屋、唐津、三池更に北松炭田、天草を有する九州地方並に最近の石炭輸送逼迫下比較的好條に恵まれその開發を注目せられてゐる常磐及宇部地方に分布されてゐることは周知の通りである。之を朝鮮、臺灣を合したる埋藏量は左表に示す如く總計百九十億噸に達してゐる譯である。

一、本邦内地石炭埋藏量調(單位百萬噸)

地方別	未探掘炭	内		
		現在炭量	推定炭量	豫想炭量
北海道	八、〇〇九	二、〇三二	一、七六七	四、二一〇
東北	九三〇	一五七	一五八	六一五
關東中部	二九〇	五六	一三一	一〇三
近畿中國及四國	八六四	四八六	二〇一	一七七
九州、沖縄	六、一二六	三、一六五	一、六五六	一、三〇五
亞細亞	四七二	六五	一三二	二七五
合計	一六、六九一	五、九六一	四、〇四五	六、六八五

二、本邦外地石炭埋藏量調(單位百萬噸)

地方別	埋藏量
朝鮮	一、一〇〇

第四節 石炭消費機構の轉換

第二章 石炭流通過程の性格と其の機構

樺太	一、二五三
臺灣	四〇〇
合計	二、七五三

以上に依つて我國埋藏量を見るならば世界埋藏量に對する比率は推定埋藏量に對し、僅か〇・五一%にして確定埋藏量に對しては一・三一%に過ぎざるものにして石炭資源の貧困さを如實に示してゐるのである。更に又我國の如く火山活動の激甚なる地帯に在つては炭層の整序を著しく亂調且複雑ならしめ、精選炭の收得に大きな制約を與へてゐることを擧げなければならぬ。第二には石炭の地理的分布の偏在性である。既述の如く我國石炭の生産地は北海道及九州にして、消費地たる京濱及阪神との經濟距離の遠隔なることが産業の進展を阻碍すると共に石炭礦業の生命力を如何に制約するかは謂ふを俟たない處にして、北海道炭が資源の豊富且つ炭質の優位にあるに拘らず、比較的劣位にある常磐炭田に遅れて發達した理由も場所的制約の齎らしたものである。第三には炭質の缺陷である。本邦石炭の大部分は第三紀に屬し、朝鮮、平壤炭（石炭紀及二疊紀）及天草炭（白堊紀）を除き低位瀝青炭である。随つて灰分及硫黄の夾雜物多く且つ揮發分を多量に含有して燃焼を不完全ならしめ、更に粘結性の乏しいことが其の短所として擧げられるのであつて、結局我國石炭の炭質上、化學工業原料及直接燃料用に適してゐるのであるが、冶金工業用には不適當であり、之が爲大東亞共榮圈内に於ける石炭交流が論議せられる處である。

即ち我國のエネルギー源は、絶對的に石炭に依存するのであるが、水力によるエネルギー補給の發達と共に却てそ

の依存度を蠶食されつゝあるを見るのである。

併しながら石炭資源の質的制約は、石炭消費機構の質的轉換と共に遂に絶對的な制約として前面に現れざるを得ない。この事實を端的に表明するものとして次に輸入趨勢を見やう。

國 別	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
滿 洲	—	四九二	二、四四一	二、七五四	二、六九一	二、二七二
關 東 洲	一、七六六	一、三二九	四一	二	五	—
中 華 民 國	三五七	四二三	三六六	五五一	五五九	一、〇二二
佛 印	四四七	三五四	四七〇	五五〇	七四九	八八三
露 領 亞 細 亞	一一九	一一五	一七五	二〇二	四六	六
其 他	四	二	三	一	二	—
計	二、六九三	二、七〇五	三、四九六	四、〇六〇	四、〇四九	四、一八八

(本邦鐵業の趨勢に依る)

(單位千噸)

昭和十二年以降に於ける傾向は數字を以て掲記することは出来ないが、重化學工業の原料としての北支の特殊用炭を中心とする輸入の激増となつてゐることはいふまでもない。之が詳細は第四章に譲ることとするが、石炭需給の様相は消費機構の質的轉換に照應して、新たな局面を展開せざるを得ざる事情を推測するに止めて本章を結ぶものである。

第三章 石炭價格政策の諸問題

前 書

戰爭經濟の進展が總力戰の要請を愈々顯著ならしむるに伴ひ、國家の經濟に對する統制は在來の營利的な價格經濟の秩序に對し全體的計畫的なる生産及配分を可能ならしむる新たな經濟秩序の成立を要求する。換言すれば戰爭經濟の各段階を通ずる國家の經濟に對する統制の強行は自由放任に成立し來れる價格に對する間接的、消極的な對策から、進んで新しい秩序の確立維持の爲に不可避的に要求される統制價格形成への轉化の過程の裡に行はれ來つてゐると見ることが出来る。

戰時經濟の初期の段階に於ては自由競争市場に於て成立し來れる市場價格が戰時物資の需給不均衡に乗じて奔騰することにより、傳來の價格秩序の攪亂さるゝことを避けるため取りあへず國家の強權的措置によつてこれが急激な昂騰を抑止せんとした。しかしながら戰爭の長期化に従ひ本來應急的な又は部分的な措置として取られた統制政策は更に各方面に亘つて累積、擴大せられ、總力戰體制の確立の爲に政策の綜合性と計畫性が要求され、かゝる政策の貫徹

に際し自由主義的なる營利經濟の組織そのものの再編成を必然ならしめ、同時にこれが構造中樞を爲す價格に付ての國家の干渉は益々加重されんとするに至つたのである。

石炭礦業に對する戰時價格統制は昭和十三年九月に於ける輸出入品等臨時措置法に基く商工大臣の炭價引下命令を以て其の嚆矢とする。第一次歐洲大戰後の世界恐慌克服の對策の一環として大正十年十月全國主要生産業者によつて石炭礦業聯合會が結成され、同聯合會に於て生産統制即ち送炭調節が行はれてゐた。この段階に於ては直接價格については何等人爲的な拘束を加ふることなく生産割當制の下に専ら經營の合理化による生産費の引下に努力が拂はれたが昭和四年以降の恐慌に際し市場機構の強力な支配が要求され、聯合會加盟生産業者によつて販賣統制機關として昭和七年末昭和石炭株式會社が設立され、過剰生産を回避し價格の低落を阻止する爲めに生産制限に加ふるに販賣條件の統一、販路の分配が行はれ、茲に獨占價格形成への過程が推進されたのである。

かやうにして戰時價格政策は一應の獨占段階に到達せる價格—昭和石炭會社の統制炭は全國送炭の七割に及ぶ—に對して統制の緒口を求めたのである。然し乍ら戰時經濟の長期化は價格政策をして單なる暴利取締的措施による市場價格の昂騰抑止策に止るを許さず、進んでこれを全經濟機構との相互關聯の裡に、解決の方途を見出すべきが必要とされ生産及流通の全過程を通ずる一貫した統制政策の下に人爲的な統制價格を成立せしむべきが要求されるに至つた。

日本石炭會社の設立は正にかゝる要請に基くものであつた。即ち同社は全國石炭の流通機構を整備し一元的配給統

制を行ふと共に、後に述ぶるプール平準價格制度並に補助金制度の實施によつて「低物價」「生産増強」の二律背反的要請の調整を行ふ實施機關としての使命を帯びて設立されたのである。かゝる目的を以て設立された同社事業が昭和十五年十月より營まれてから今日まで既に三ヶ年近くを經過する。吾人はこの間に於ける戦時經濟の進展が如何に在來の價格經濟の秩序に深刻な影響を及ぼしつゝあるかを顧るべきであらう。今日價格政策を主導として發足せる國家の經濟統制政策の展開を見、特に補助金政策を媒介とする國家財政政策の積極的な進出を思ふとき自由主義的經濟組織の下に成立せる價格は漸次其の在來の機能を變質せしめられ、且つ其の成立の基盤を揺り動かされつゝあるかを知ることが出来る。否寧ろ國家の總力を綜合的に集中發揮し、經濟生産諸力の全面的な計畫動員の完遂を期することは實に營利的な價格經濟の諸機能が清算された後に始めて可能なりと云ふべきであらう。

然し乍ら本章に於てはかやうな價格政策一般に關する政策的論議を離れ、在來の價格經濟の秩序から新しい計畫的經濟秩序への轉換期の具體策として石炭礦業に於ける補助金制度による價格統制の方式を取る一方費用原則に基づく原價計算方法による價格形成の在り方に付て若干の考察を爲したものである。

第一節 戦時石炭價格政策の基調

戦時經濟の下に於ける低物價維持が何よりも先づインフレーションに依る經濟秩序の破壊を防遏する手段として政

策の最前面に立ち現れた意義に就ては茲に喋々するまでもない。而も一方戦時經濟の長期化に伴ひ先づ以て軍需物資の生産力擴充政策が第一義的課題として要請せられる所以に就ても今更絮説を要せぬところである。營利を目的とする在來の經濟秩序を前提として、如何にして低物價——利潤統制の強化を圖りつゝ必要な物資の生産力を維持増強するかといふことが、戦時經濟の要請が自由經濟に與へた最初の課題であり、而も今日に於ても尙一層強い要求を以てわれわれに解決を迫りつゝある根本的命題である。順序としてこれらの政策は經濟活動の現實面から着手される、戦時重要産業の中で石炭産業は殊に此の「低物價」と「生産増強」の二大要請を強く反映されて來つた。昭和石炭株式會社を中樞とする準獨占的石炭價格の形成は同社設立後の昭和八年より支那事變の初期の段階に至る景氣上昇期に際し急速に而も順調に成し遂げられたが、戦時經濟が本格化し長期化的傾向を帯びるに従ひ石炭の價格騰貴が一般物價に及ぼす「惡循環」的影響が考慮され、政府は輸出入品等臨時措置法に基き昭和十三年九月漸く昂騰の勢ひに轉ぜんとする炭價に對し値下命令を發したのである。^(註一)^(註二)

(註一) いま昭和八年一月以降十三年九月に至る産炭地の地元貨車乘の状態に於ける昭和石炭會社の協定炭價の推移を見るに次の如である。

年 月 日	塊炭一等	前期比較	中小地炭一等	前期比較	粉炭一等	前期比較
昭和八年 一月 一日	八・七五	圓	八・二五	圓	六・七五	圓
同 一月 二十七日	九・〇〇	(+)・二五	八・五〇	(+)・二五	七・〇〇	(+)・二五

第一節 戦時石炭價格政策の基調

同	二月十五日	九・二五	(+)	二・二五	八・七五	(+)	二・二五	七・二五	(+)	二・二五
同	五月三日	九・五〇	(+)	二・二五	九・〇〇	(+)	二・二五	七・五〇	(+)	二・二五
同	十月二十八日	一〇・〇〇	(+)	五・五〇	九・五〇	(+)	五・五〇	八・〇〇	(+)	五・五〇
昭和九年一月二十六日	一〇・二五	(+)	二・二五	九・七五	(+)	二・二五	八・二五	(+)	二・二五	
同	六月十九日	一一・四五	(+)	一・二〇	一〇・九五	(+)	一・二〇	九・四五	(+)	一・二〇
昭和十二年四月一日	一三・九五	(+)	二・五〇	一三・四五	(+)	二・五〇	一一・九五	(+)	二・五〇	
同	十一月十五日	一七・九五	(+)	四・〇〇	一七・四五	(+)	四・〇〇	一五・九五	(+)	四・〇〇
昭和十三年九月一日	一六・四五	(+)	一・五〇	一六・四五	(+)	一・五〇	一五・〇五	(+)	一・九〇	

(註二) 炭價引下命令(商工大臣より昭和石炭會社々長宛)

一、其の社株主炭に就ては其の定むる現在標準炭價には左の通引下を行ふべし

(一) 塊 炭 適當リ 一圓五〇錢

(二) 中小塊炭 同 一圓〇〇錢

(三) 粉 炭 同 九〇錢

二、前項の引下を爲したる標準炭價に適當且公正なる輸送費を加へ各消費地に於ける標準販賣價格を決定すべし

三、標準炭價及標準販賣價格は銘柄別に之を決定し其の社は之を公表し且其の社株主をして公表せしむべし。尙

從來銘柄別に標準炭價を決定し居らざりしものに付ても此の際銘柄を定めて其の標準炭價を決定すべし

然しながら右の炭價引下命令は全國生産炭の七割を統制の對象とし、國家統制の對象としても一應の條件を備へたる昭和石炭會社の協定炭價に對して其の效果を生じたるもので、爾餘の地方的な販賣統制團體乃至は非加盟生産業者

の販賣炭價については強制命令を發せず、又事實上發し得べくもなかつたため、需要の異常の増加に應じて市場炭價に不合理な二重性を招來した。而も當時にあつては價格統制に不可缺とされる流通機構の統制が不完全であつたがため、周知の如く發電用石炭の供給不圓滑に端を發して石炭の需給の不圓滑、闇相場の横行による石炭市場の未曾有の混亂を齎らした。この混亂を克服し、併せて増産目的を達成せしめるために、全國石炭の價格並に配給に關する一元統制機關を設置し、これによつて配給統制機構の全面的整備を行ふとともに、補助金政策を採用したるプール平準價格制度を布いて營利を目的とする經濟組織の下に「二律背反」と目されたる低物價並に生産力擴充兩政策の調整策を講ずることが急務とされたのである。石炭配給統制法に基く日本石炭株式會社の設立は正にかゝる戦時石炭問題解決の使命を帯びて生み出されたものに外ならぬ。此の間の事情は第七十五帝國議會に提案されたる石炭配給統制法案の提案理由に端的に表明されてゐる。^(註三)

かやうにして戦時石炭價格の統制方式は國庫補助金制度とプール平準操作による日本石炭株式會社の一手買入及販賣制度によつて一先づ完成された。なほ右による同社の買入價格及販賣價格の決定並に價格統制の實施の要領は概ね左に註記の如くである。

(註三)

石炭配給統制法の提案理由

我國現下の物資需給狀況に鑑みまして、最も緊要なる生産力擴充並に物價統制の目的達成上、支配的なる影響を有するものは、

第一節 戦時石炭價格政策の基調

石炭の需給及其の價格の適否如何にありと申しましたも決して過言ではないと考へるのであります。然るに我國に於ける石炭の需給状況を見ますに、今次の支那事變發生以來其の需給量の増加は特に著しきものがあるのであります。之に對しまして生産の方は、最近山元に於ける各種生産條件の緊迫化に依り著しく悪影響を受けて居りますのみならず、配給機構の不整備に依る石炭配給の不圓滑と相俟ちまして、必要なる方面への供給確保にも困難を生じ、海外貿易の増進も、生産力擴充も、是が爲少からざる障礙を受けて居ります。殊に最近發電用石炭其の他の工業用石炭に關しまして、御承知の如き状態を惹起致し、國民生活上幾多の不安を與へましたことは、洵に遺憾に存する所であります。斯の如き現狀に對しましては、凡ゆる方策を講じて事態の改善を圖ること極めて緊要でありまして、若し今日の状態の儘に放置して置きましたならば前述の如き不安を將來に貽し、國策遂行の圓滑を期し得ないものと考へる次第であります。政府に於きましては石炭の配給統制を目的と致しまして、曩に輸出入品等に關する臨時措置に關する法律に基き、石炭販賣取締規則を制定致しまして、右の目的達成に努めて參つたのであります。現下の状態は更に現在の配給機構を統合一元化し、統制力に富む強大なる機構を中心と致しまして、配給統制の運営に當らしむる必要に迫られて居るのであります。

次に石炭の極めて急激なる需要増加に對處し、併せて長期建設の將來に備へんが爲には、大規模なる増産促進の方策を樹立し、速に之を實施して供給の増加に努むることが缺くべからざる要務なりと認めらるゝのであります。山元に於ける生産條件の悪化は、炭礦業者の採算を悪化致しまして、現在の炭價を引上げるに非ざれば、増産を期待することは得ない様な状態でありまして、然るに炭價の一般的引上は、延いては諸般の物價に影響を及ぼし、現下の物價政策に背馳致しますが爲、到底之を實施することを得ないのであります。一方に於て低物價政策を堅持するの趣旨に於きまして、適正なる公定價格を定むると共に他方石炭の増産を圖り、必要なる方面へ供給を確保せねばならぬ次第であります。政府に於きましては、是が對策と致しまして、増産奨

勵金、新坑開發助成金等の交付に依りまして鑛區の積極的開發を促進する方策をも考究致しまして、之に對する經費に付ても、別途追加豫算を計上して居りますが、是等の方策のみに依りましては、尙解決し得ない問題を殘して居るのであります。即ち曩に申しましたる公定價格制を確立致しまする爲には現在多種多様な石炭を全國的に一定の規格に格付け致しまして、之に應ずる價格を定むる必要があるものであります。一方各炭礦に於ける生産事情の相異により炭質は必ずしも前述の規格に依る炭質と一致しないのであります。即ち或る炭礦に於きましては、生産條件比較的不利益でありまして、生産費が高いにも拘りませず、炭質は寧ろ悪質なるものあり、或は右と全く反する事情にあるものもありまして、現在に於ては二重三重の炭價を現出し、諸種の不都合を生じて居るのであります。此の間を調整致しまして、一方に於ては増産の機運を促進致しますると共に、他面生産の合理化を阻得せざる如き、國家的要求を充し得る如き賣値を、炭礦業者の爲に考慮する必要があると考へる次第であります。斯くの如き諸事情を考慮致しまして、低價格の維持規格賣炭の實施等物價政策上の要求と、生産増進の爲の採算的要求とを調和的に實施せんが爲には、斯の如き操作を確實に實行し得る一元的綜合機關を設置することが最も有效なりと考へる者であります。仍て前に述べました配給統制上の必要と併せて考へまして、石炭の一手買上及び一手販賣を爲す特定の中樞機關を設け、之を中心と致しまして販賣機構を一元的に系統化し配給の完全なる圓滑化を圖りますと共に、右機關に於きまして「プール」不準價制の運用に依り、前述の炭價問題を解決致しますこと、之に因る右機關の採算悪化を防止致しまするが爲に、曩の増産奨勵金新坑開發助成金と併せて、右機關に對する買上補償金をも追加豫算に計上致して居るのであります。而して右の如き事業は其の性質上、何れも公正なる國家的の機關に依つて經營せられることが必要であるのであります。之を單なる民間の企業に期待することは不可能であると思料せらるゝのであります。是れ故に新に法律に依り半官半民の特殊會社たる日本石炭株式會社を設立して、是等の事業に當らしめんとする所以であります。(後略)

(註四)

先づ日本石炭會社の買入れる石炭の價格に付て申述ます。會社は毎營業期毎に買入及販賣の價格を決めるのが建前であり、會社は一般用炭に就ては豫め基準となるべき標準炭の價格を決めまして、其の級差に従つて適當な値差を設け、二級以下の價格を決めて行くのであります。これは買入價格の基準となるべき價格でありまして、地元の値段であります。この値段を開業第一年度に決めますときは、當時の昭和石炭會社の九州一級炭の値段を取りまして、之を新しい規格の一級炭の値段とし、之を基準として各等級の値段を決めたのであります。廻つて云へば、これは十三年九月に引下命令のあつた儘の値段なのであります。然し度々述べました様に、爾來山元の生産條件は極度に悪化しまして、値段を上げなければ増産が出来ない事情であります。値段を上げれば直に消費者に影響し、低物價改策の趣旨に反すると云ふ處から生産者に對する買入値段は或る程度に引上げるが消費者に對する販賣値段は飽くまで十三年九月引下命令のあつた當時の値段を超えないことゝ致しまして茲に買入補償金制度を新に設けることゝ致したのであります。日本石炭會社が全國石炭の買入、販賣の中樞機關となつて居りますので、この補償金制度の運用も萬遍なく行ははる譯であります。補償金は十五年度下期には二千二百萬圓、十六年度に於ては四月—十一月間の經費として七千三百四十萬圓、これ以後の期間の經費として支出するべき豫算外契約三千六百七十萬圓を加へて合計一億一千萬圓が豫算に計上されたのであります。

然らばこの補償金を全國の石炭にどう云ふ風に振り當てるかといふのが問題であります。買入の基準となる價格は、石炭の種類別による等級に従つて總て一律に決定されるかといふと、さうではないのであります。同じ種類の同じ等級の石炭でも之を産出する炭礦の規模、經營の状況等に應じて生産費に相當な値開きがあり、即ち大規模の生産業者の生産費は比較的高く付くと云ふのが現在の實情であります。よつて嚴密に種類別、等級別に基準價格を決定しては、從來高い生産費を以て生産して居つた

業者の採算を困難ならしめる虞があり、旁々近年の如く需給の逼迫せる際には、一應なりとも多くの石炭を産出しなければならぬことに鑑み買入の基準價格は妥當と認められる限界生産費に基いて、數段階の價格を設けることゝしたのであります。然し將來生産機構の改造又は經營の合理化の進むに従ひ斯かる段階別の値差は漸次引縮めらるべきであります。

何れにしても、日本石炭會社が買入價格を定める場合には豫め業者から生産費調を聴取致しますと共に、當時の炭礦業、關係産業、其他一般經濟界の動向を比較検討して、其の生産費及適正利潤を決めるのであります。さうして數段階に分けられた各種類別、等級別の價格を一應決定致しまして、尙それでは採算困難なるものに對して買入補償金を交付するのであります。従つて其の交付の方法も決して一律ではないのであります。斯様に日本石炭會社の買入價格は炭礦の生産經營の部面に直接に重大な影響を與へるものでありますから、特に之が決定は法律に定めて商工大臣の認可事項としたのであります。

次に販賣價格に就て述べることにします。

日本石炭會社の販賣價格は以上述べた買入價格の基準となるべき價格の總合計をプール平準して、石炭標準規格の種類別、等級別に従つて夫々の石炭の販賣の基準となる價格が定められるのであります。この販賣價格に補償金が含まれて居ないことは云ふまでもありません。而してこの基準となる價格に地元から各消費市場に至る運賃、諸掛をプール平準したものを加算して市場別の販賣建値價格を定めるのであります。斯くして同一の市場に於ては同種類同級炭は總て同一値段となるのであります。先程申しました九州の三井田川塊炭も、北海道の新美唄塊炭も、京濱市場では同じ値段で販賣される譯であります。之等の販賣市場は積地市場、揚地市場、沿線市場等に分けて定められてありますが、その詳細に就ては同社の業務規程に就て御承知願ひます。買入價格が供給者側に對して重大な影響を及ぼすと同様、販賣價格は需要者側に對して重大な影響を及ぼすものでありますから、之が決定に當つても總て一律な算術平均的な方法でプールすることをせず實情に應じて各般の方法も講じ、又其の決定も商工大

臣の認可事項となつて居ります。

尙、日本石炭會社が業者に賣戻す場合には、この販賣價格に基いて其の石炭は何處で、どう云ふ條件で、幾らで賣るべしといふことを指示するであります。之は販賣市場を統制する爲に是非必要なこととあります。併し配給の段階が複雑で會社の指示を以て最終の消費者に渡るまで總てを指示する譯には参りませぬので、會社の指示の及ばないものに就ては別に公定價格を設けて市場價格を統制することになつたのであります。之は價格等統制令に基く公定價格でありまして、仲買販賣業者又は小賣業者の販賣價格となるものであります。之は各道府縣別に定められて居ります。

前述の様に、現實の石炭の販賣荷渡は原則として日本石炭會社の指示の下に、業者の責任に於て爲すことと致しました爲に、業者は販賣先から受領した販賣代金に就き日本石炭會社から受取るべき買入代金との差金の受授を爲して代金決済を爲すこととなつて居ります。「石炭需給調整と販賣統制」澤田慎一、石炭常設講座

調整金制度に基くプール計算方法による單一の石炭價格決定の構想は既に前大戰後獨逸經濟再建の擔當者としてのカルテル改革の一翼として獨逸の石炭シンチケート價格の決定に當つて採用せられた處である。^(註五)即ち決定さるべき單一價格を自由競争下に於ける正常な價格にほぼ等しからしめんがため、高低區々なる各企業體生産費の平均生産費をとり之を標準として價格を決定する方法である。而してこの標準生産費より高き生産費を以て操業しつゝある企業を存続せしめるため調整金庫を設置し、比較的低い生産費を以て作業し、従つて決定されたる價格によつてもなほ差額利得を儲ける企業をしてその利益の一部を平均生産費よりも高い生産費を持つ企業に對して交付せしめ、之によつてその損失を補償し若くは少くともそれを軽減しようとした。今計算假例を以てこれを示せば次の如くである。

	A 坑	B 坑	C 坑	L 坑
生産原價	126 M	118 M	108 M	104 M
平均原價	114 〃	114 〃	114 〃	114 〃
販賣價格	124 〃	124 〃	124 〃	124 〃
(平均原價に 10M の利益を附加す)				
販賣に於ける損失又は利益	-2	+6	+16	+20
調整資金分擔額 5M を負擔せるときの損失又は利益	-7	+1	+11	+15
調整金庫よりの拂戻額	11	5	2	2
各社の手取利益	+4	+6	+13	+17

(註五)「戦時價格統制と價格標準」有澤廣己、經濟學論集昭和十二年十一月號。

然しながら昭和十五年當時の我國物價水準は極めて顯著な足取りを以て上昇しつゝあり、各企業體内部の計算による調整金制度を以て昇騰せる生産費水準を維持し、單一價格を形成すること不可能の状態にして、而も石炭價格を低位に置くことが物價政策の第一義的要請とせられたる爲め右のやうな各經營體の負擔を以てする調整金に代ふるに國

庫補助金を以てする劃期的な財政政策が採用されたのである。

石炭産業にかゝる價格統制の方式が採用され、今日迄相當の効果を擧げてゐる所以のものは、石炭の如き天産物にして其の生産が自然的條件に制約せられ、炭礦の規模、年齢、採炭技術等の如何によつて各炭礦毎の應當り生産費に格段の差異があり、これらの差異は人爲的な經營の合理化等によつて悉く解消し得べきものではなく、従つてかゝる産業に在りては各企業單位或は比較的等しき生産條件の下に在る企業の集團に對し、夫々の生産費を償ふに足る價格を定め、増産目的を達成せしむる要あるが爲めであり、なほ特に需要せられる炭種については別段の價格を定めることも出来、隨時適切なる價格操作を通じて増産を刺戟し、需給の調整を圖ることも出来るからである。又需要面より見るに、石炭の如く生産地が地域的に偏在するに拘らず、その需要が産業別にも地域的にも廣汎多岐に亘るものについては、統制中樞機關に於て各炭礦よりの買入價格の總額をプール平準し、之に各炭礦より各消費市場に至る輸送費をプール平準したるものを加算して規格に應じた販賣價格を定め得るため需要者は各主要市場又は各府縣別に同一規格の石炭は同一價格を以て購入し得られることとなり、基礎的物資の價格の凹凸による一般價格公定政策への支障を除去し得られ、又特に必要あるときは特定の産業に對しては特別の販賣價格を設くる等の操作を行ひ、低物價政策上多くの効果を期待し得るものと云へよう。

然しながら生産者價格を政府豫算による補償金制度を以て補償せんとする方法に對しては當業者間に於ても尠からぬ論議を醸したところである。その主なるものを擧げると(一)補償金が毎年の豫算によつて組み替へられるため石炭

礦業に於けるが如く企業の特質上危險率大にして收益回収の將來に遷延されざるものに對しては企業者は着實な増産計畫に邁進することを得ざること、(二)今後の石炭増産は新起業の増産に待つところ多きも新起業は長期に亘る計畫を必要とし、従つてこの點からも年々議會の協賛を経て始めて定まるが如き補償金制度によつては新起業を促進せしむること困難なること、(三)現實に交付される補償金は企業者に對し謂ふところの生産費、適正利潤を補償し得る程充分ならず、生産費の昂騰は常に補償の限度を越えて著しきものあること、(四)時局が今日の如く長期性を帯ぶるに至つては補償金制度の低物價政策上に有する効果は著しく減殺されること等々。補償金制度に對する業者の或るやうな批難は一面に於てたしかに補償金政策の弱點を衝くものがあるが、それと共に、補償金制度の恒久化に對する在來の自由經濟の企業心理からする蔽ふべからざる不安を孕んでゐることを見逃すことが出来ぬ。補償金豫算は十五年度四千四百萬圓、十六年度一億一千萬圓、十七年度一億六千二百八十八萬五千圓、十八年度三億、と年を逐ふて著しく増額され、即ち十八年度に於ては生産原價の三割内外が補償金によつて占められてゐる事情を思ふべきである。生産力擴充政策を繞り國家財政政策の積極的展開が要請せられつゝあるとき、補助金政策の推移については實に當業者のみならず吾人の齊しく絶大の關心を有する所以はこゝにある。

何れにしても上述の如き補償金政策によるプール平準價格制度を以て戰時統制價格も形成せんとするに當つては何よりも先づ合理的な生産原價の把握と、次いで流通費用の適正^(註六)乃至はその低下が圖られなければならぬ。プール平準價格制度採用の初期に於ては炭礦生産費の査定は極めて粗笨な方法に依るの外なく、又炭礦經營に原價計算制度を適

用するには多くの困難が豫想されたが今や漸くにして石炭礦業原價計算準則の法制化をみるに至つたことはその意義に大なるものがあるといはねばならぬ。而して一方に於て謂ゆる原價計算制度の副題としての原單位計算制度が單に在來の價格政策を超えて生産力の動員擴充政策の一環として重要な意義を帯びつゝある所以についても注目されねばならぬであらう。

(註六)

石炭の流通費用がその市場販賣價格の構成に於て如何に重要な地位を占めるかについて次の表を掲げる。昭和十三年九月以降石炭の市場價格が騰貴してゐるとすればそれは今のやうな計算價格制度の下では悉くこの流通費用の膨脹に由來するといふことが出来る。

九州又は北海道産出炭の京濱市場に於ける販賣價格算定に用ひらるゝ流通費用構成例

坑所貨車乘價格(統制手数料を含む)	二〇・〇〇
坑所より積出港に至るブル平準輸送費	・九五
坑所より積出港に於けるブル平準積込諸掛	一・一四
京濱市場積出港より京濱港に至るブル船運賃	五・七九
沖着に至るブル平準販賣經費	・四二
小計	八・三〇
京濱港沖着販賣價格(日本石炭會社販賣建値價格)	二八・三〇

船内荷役賃	・五五
京濱沖着より大川	・九五
端解乘に	・七〇
至る流通	・〇五
店費	二・〇〇
小計	四・二五
大川端解乘改斤渡販賣價格(仲買業者公定價格)	三二・五五
引取賃	三・三〇
大川端解乘より東	・七〇
京市内小塊炭	・五〇
口納込渡	一・七〇
に至る流通	二・〇〇
通費	三・五〇
小計	一・〇〇
消費者持込小口最終販賣價格	一二・七〇
	四五・二五

第二節 石炭價格と原價計算

第二節 石炭價格と原價計算

(一) 石炭礦業原價計算準則制定の意圖

曩に述べた如く費用原則に立脚する價格統制方式の下に於て生産者價格適正の當否は一に適正なる生産費の把握如何に懸つてゐると謂へるのである。石炭價格の設定に當りても其の統制當初より生産費の把握は重要な基礎問題として考究されてゐたが、昭和十八年六月には遂に原價計算規則による「石炭礦業原價計算準則」の制度公布を見、價格統制の適正化に大なる期待がかけられ得ることとなつたのである。以下原價計算制度による原價の算定が價格統制の根本要義となれる根據に付て少しく考察を進めて見たい。今日經營經濟の問題と謂へば、遍く考へられて居る如く、問題の重要性は個々の經營體に關する問題に有るといふよりは寧ろそれが國民經濟との關聯に於て如何に取扱はるべきかといふ點に存する。即ちこれまでに支配的であつた個別經濟の立場から離れて全體の立場に立つ國民經濟との關聯に於て總ての問題の解決を考へねばならないからである。しかも戰時體制下に於ける國民經濟は其の依存する「生産力」の問題を解決せねばならぬところに最も緊要な課題が存すると謂はねばならない。個別經濟的立場よりする企業個體に付いて考へられた計數的大いさに基く「生産力」は從來、生産技術の非公開主義と競争價格の結果よりする收益率の如何を根本的内容とするものであり、又これに依つて企業個體の自律性を確保せんとしたのである。然し乍ら今日まで經濟構造の中核として競争價格に基いて組立てられた自由主義的交換經濟は、正に戰爭目的よりする國家の統制意志の指導の下に計數的に運營されなければならぬ段階に行きついでゐるのである。従つてこゝに企業經濟の問

題殊に「生産力」の問題も新しい視野の下に國民經濟の中に身をおいて全體的な統一された姿に於て考へ、生産を規定する生産量と生産費の問題も従つてかゝる意義の下に解明を圖るべき階梯にあると謂はねばならぬ。

茲に於て、企業の經營活動は國民經濟を構成する夫々の單位體として全組織體の中に積極的意義を有するものとして把へられなければならず、國民經濟の総合的生產計畫指導せらるゝ個別經營より生ずる私經濟的價值計算を如何にすれば國民經濟的價格構成に連關を必至の要請ならしめ、その具體的な解明の方法として原價主義による原價價格形成の立場が登場せられるに至つたのである。先般より政府を主導として各種統一原價計算制度の制定されたるは以上の如き根本的意圖に依るものと思はれ、個別經濟の生成價值が全體的な價格構成にまで意義付けられるために、從來の自由價格を成立要件とせる交換經濟の市場と言ふ無統制の秩序に代つて各經營體に對して公式化された生産原價の計算形式を必要とし、この原價計算を確立することに依つて各經營體の正確なる原價を把握し、經營價值の一般化を可能ならしめると共に、統制價格形成の重要な基礎たらしむると言ふところに原價計算制度制定の企圖が存するといふべきである。かくして從來は單に經營活動の技術的指標としてのみ考へられてゐたものが價格形成の重要な基礎として取り上げられねばならないと謂ふところに今日原價主義による價格形成の主張の依つて立つ根據が存するのである。

以上の如き意圖に基いて、石炭價格決定の立場に於いても、過日制定を見た「石炭礦業原價計算準則」により統一原價計算による石炭原價を求め、炭礦經營體の給付價值を一般的規準に基いて計算をなし、此を基準にして漸石炭價

格形成の適正化を期し現下の重要物資として石炭の生産増強に臨まんとするものである。以下「石炭礦業原價計算準則」の意圖するところから其の問題たる可き點に付き考察を進めたい。

(二) 原價概念の擴大

石炭價格形成の基準として把握さるべき原價に付いては先づ其の原價概念を確定することが必要である。統制價格の形成の根本問題として國民經濟の經濟諸量關係の關聯性を保たしむる意圖と共に企業經營體の經濟性の確保が要求されるために、先づ其の把握さるべき原價概念を明確にするところがなければならぬ。それは、從來個々の經營體につき部分的な生産過程部門を前提とした所謂「石炭生産原價」では不充分であつて、生産による價值給付たる此の生産原價に炭礦經營の一般活動のための一般的管理費用及現行の一元統制機關たる日本石炭會社へ石炭を販賣するための費用をも包含した統一的綜合原價を以てするものでなければ、統制價格の基準たり得ないからである。

炭礦の經營の價值給付は生産の遂行に當り直接、間接石炭生産の爲に費消せられた價值部分の外に獨立單位として炭礦運營の爲に費消せられた全價值消耗部分をも包含したものから成り、従つて其の原價は炭礦經營の爲の給付に關する全消費價值を意味し、經營に發生する總原價として把握せられねばならぬ。此の事は從來の原價概念を發展せしめたる、原價の新概念として其の擴充を意味するものに外ならず、「石炭の原價とは、炭礦に於て石炭産出のための費用と並に産出石炭を石炭價格統制機關（現行石炭統制機構に依れば全國石炭の一元的買入及販賣を行ふ日本石炭株式會社）へ販賣

のために生ずる費用の合計である」とすることに依つて明らかになされてゐる。即ち、生産場所たる炭坑に於て石炭を採掘（掘進、採炭、保坑）運搬、選炭及通氣、排水、充填等の生産過程を経た原炭を製品化するため産出原價に事業全般の管理の爲に費消せられる管理費用及産出石炭を買入機關に賣渡すための販賣に關する間接の費用を加算抱括した總原價を以て石炭原價として把握するものでなければならぬことになる。從來の石炭原價が一定素材生産のための價值消費部分を意味した事は謂ふまでもなく消費價值の生産活動への給付の價值轉嫁現象の上に原價概念の本質があつたのであつて統制價格の形成が原價基準の原價主義による立場に立つ限りは單に生産給付の價值轉嫁に止まらず、經營活動の全般に關し、補償され得る原價まで概念は擴大されねばならぬことになるのである。

斯くして原價概念の擴充は總原價として、石炭の産出原價に加へて一般管理費及販賣費を以て集合されるのであるが、更に石炭礦業は一般製造工業等と其の事業の性格を異にして、其の立地條件の自由任意なる選擇が許されず、生産場所たる炭礦の多くは山間僻地に點在する特殊性が認められねばならぬ。従つて原價計算が計算の統一化を基調するためには、統一的計算場所を確定せねばならぬ。其處で其の計算の最終點として炭礦積出驛貨車乗を決定し炭礦選炭場所又は炭礦貯炭場より此の終點までの輸送に要する費用を一括「石炭輸送費」として輸送炭につき計算をなし、夫々次の消費地への移行過程の出發點を決定してゐるのである。即ち炭礦積出驛貨車乗を以て建值場所として選定し夫れ以前の費用は各生産者の負擔とし、夫れ以後の費用は實費主義に依るものとしたものであつて、それは本來統制價格の決定は其の生産物の實體が生産せられる場所に於て決定せらるゝのが最も公平なるが故である。勿論低物價政

策の強行せられてゐる現狀に於て消費地に近き炭礦と遠き炭礦とを等しく同一の炭礦積出驛貨車乗建を以て原價集計場所として決定することゝすれば、徒らに遠距離炭礦の出炭奨励となり、延ては消費地に於ける需要者價格の昂騰を來し、低物價政策に反する結果となりはせぬかと、低物價政策の強行せられてゐる現在に於ては、或一定の場所迄の輸送費（例へば積出港）は生産者の負擔として放任すべしとし、又海岸炭礦は殆んど大部分が海底掘にして陸上に比し大なる危険を冒して生産作業を爲し之に對しては、積出港迄を以て計算場所とすることは遠距離の陸上炭礦をも同様積出港とする場合に於て、幾分此を償ひ得るも、陸上炭礦は一律に炭礦積出驛貨車乗の基準を以て律することゝならば、危険なる海底炭礦を採掘する者なきに致るべし、等の議論の存することを知らねばならぬ。

以上要するに、石炭原價は本來的生産過程に費消せられる原價に炭礦經營のための一般管理費及販賣費用を加算せるものに、炭礦に於ける生産決定終點の炭礦積出驛貨車乗又は炭礦積立場所（海岸炭礦にありては積出港迄）たる統一計算場所までの輸送費用を合計せるものを以て原價認定範圍とし、従來の生産原價を擴大することにより、生産及經營一般活動の經濟價値を集計して石炭の原價計算を行ふものとせられることゝなるのである。かゝる擴大原價を基準とすることにより始めて炭礦活動の全價値部分が價格によつて補償せられる結果となるのである。

（三）石炭原價要素の統一

以上の如く價格形成の要因となるべき原價は擴大された經營目的活動の補償限度に於ける總原價を以て把握されな

ければならぬのであるが、更に斯かる原價を構成する諸要素は統一された客觀原價として確定されねばならぬことが不可缺の要件となる。蓋し原價把握に統一性を缺くときは經營個々の自然的、人爲的相違に因る任意原價たる個性原價となり、かゝる個性原價を基礎としては統制價格を形成することは出来ないからである。

然し乍ら鑛業原價計算要綱に基いて制定せられた「石炭鑛業原價計算準則」の有つ根本理念は政府發表の要綱に於けると同様、原價の把握を原則として實際の支拂原價の確定に依り、支拂主義による原價計算に依つて原價の確實性に重點を置いてゐるのであつて、そこには必ずしも原價の客觀性を意圖せられて居ない。

其は當該原價計算期間に於て石炭産出及炭礦一般管理費用に關する各原價要素に付き實際の支出額又は實際支出すべかりし豫定額を計算することを以て原則とせるものであつて、例へば「石炭鑛業原價計算準則」に於ける「石炭原價要素」の規定に見る如く、其は物品費の消費量は實際消費量に基きその消費價格は實際の購入價格により物品（坑木、鋼材、火藥類等）の買入代價と更に此等を炭礦まで運搬し來る引取費用即買入手數料、運賃、荷役費、保險料、關稅等を加算したものとし實際額の計算を明かにしたものであり、勞務費中、鑛夫賃金に付ては炭礦夫に對する基本賃金の外に時間外勞働に對する割増金（加給金）等生産の爲めに實際消費した勞働給付に對して支拂ふ事になるのである。又一般經費に關する諸要素並に評價基準も原則として實際支拂額に基き之を計算する建前に立つて居ることが知られ得る。従つて以上の如き實際支拂額主義の原則に立つ限り「石炭鑛業原價計算準則」が規定する「正確なる原價を計算し以て云々」とあるは實際原價に關するものと解さなければならぬ。此の故に適正乃至は統一原價の把握に疑義を

生ぜしめる 即ち原價計算が原價構成要素の評価に原則として「支拂主義」をとる以上如何に原價計算の内容が統一さるるとも、其の支出額に關して統一性を缺く事實が依然残され其の當然の結果として各經營の主觀的實際支出額或は過去の個別的諸事情が支拂主義に基く原價計算の統一性を歪曲するに至つてゐる。特に炭礦業に於ける重要な固定資産に關しても、過去に於ける減價償却の程度は全く異なるものと云はねばならぬ。其の限り原價を構成する諸要素の分類を主眼とする單純な統一のみに依つてして、實質的な統一原價の確定は不可能ともなり、こゝに統一原價計算制度の運用に限界が存してゐることを注意せねばならないこととなる。

原價統制の意圖するところが統一的客觀原價の把握に存することは、原價計算による原價が實際原價であると共にその實際原價が統一的客觀原價として把握せられねばならないのであつて、此の二重性の統一は準則の運用を遙かに超えた全經濟構造上の課題であらう。

更に、石炭礦業が地下資源採掘の危険を含む本質的性格を有する事實よりして、其の危険災害の炭礦經營活動或は經營自體の存立に甚大なる影響を及ぼすものたることは、危険災害費に係る原價計算上の取扱に付いて考慮されねばならぬ重大な問題を生ぜしめる。

所謂炭礦災害危険費の中にも特定なるものに付ては原則として原價を構成すべきものではないが、政府發表の要綱に準ずる石炭礦業原價計算に於ても、其の危険災害費の原價に認めてゐるところは非常に限られてをり、而もその範圍は必ずしも明確ではない。例へば原價に算入し得ない項目中第一項に於て、偶發的事情に依る損失(一) 爆發、火

災、風水害、震災等に因る損失に付てはその原價性を認めず、又支拂賠償費に於て之が原價たるには災害が臨時的偶發性に非ずして自發的、地質的等の理由のため反復繰返し發生する常例的のものにして一應限定してゐるのである。

蓋し此等の災害或ひは危険が地下の石炭の採掘のため生産經營上不可避的な價値の喪失である限り製品炭にその價値を移轉せしめて價格より正當に回收される可きものではなからうか。正確な原價計算の立場から、之を原價に認めないことも一の方法であるが、他に補償の途なきものとすればそれは、やがて原價に附加せらるべき計算利潤中に認めざるを得ないのであるから、正確なる原價確定の立場から危険費の原價性を認めないことは寧ろ其の意味を著しく減殺する。此の場合經費として保険料(火災保險その他損害保險と同程度の自家保險)を認めてゐるのであるが、此の保険料の認むるところをもつてかゝる危険費との關聯を如何に結び付くべきか依然明確でない。而も規定にある「偶發性」の範圍とは如何なる程度のものとして考へらる可きか此の認定も必ずしも明確ではない。

更に問題は「擴張費」に關するのであるが、石炭礦業に於ては鑛業としての一般的性格として炭礦の經營状態を開礦創業時代、活動發展時代及繁榮衰頹時代とし通常の三大別に之を觀察する。而して各々その時代に應じて經營の經濟性を異にしてゐることを注意せねばならぬ。

炭礦の活動發展時代に於いて坑内、坑外の諸施設が完備し、操業度も正常状態に入りたる場合であるが、炭礦事業が本來の特質として此の状態の後に於いても、尙生産状態の進行のために新坑道の開鑿其他各種の生産設備の設置を要し、或ひは改良擴張の爲めに關する工事が殆ど間斷を許さず續行されるを常とし、又此れなくしては炭礦の維持も

恐らく不可能とならう、従つて炭礦の活動時代に於ける追加的擴張工事のための費用は炭礦に於ける經常的費用として原償性を認むべきであり、又かゝる擴張工事のために豫備的に保有せる設備費用の補償も當然原償に算入することに依つて行はるべきものとなる。殊に現下の石炭生産量増強確保を緊急的に要求せられてゐるときに當つては炭礦經營の維持は再生産確保のためにも、又積極的には擴充發展のためにも必要であると思料されるのである。更に繁榮衰頹時代に於いても當然事業の維持或ひは可及的存続年限の延長のためにも工事は行はるであらう。以上を考察すれば開礦時代を経たる炭礦經營に於ては改良擴張に關する工事費、及之が豫備的に保有する費用は純然たる起業費とは區別して當然原償に許容せらるべきものとならう。これに對しては次の如き方法も考へられるのである。即ち事業の現狀維持のための工事費は原償に計上し、事業の發展或ひは存続年限の延長のための工事費用は起業費勘定にて處理し、起業工事完成後固定資産に計上し其の減價償却及利子を原償に算入することである。但し此の場合矢張り「事業の現狀とは如何かなる點に限界を有するか」の確定は必ずしも明確ではあるまい。勿論活動時代中の新坑道開鑿による石炭産出割合は他の正常坑道に比較して少にして、かゝる工事費を原償に算入することは事業の擴張およびこれが準備設備の保有の費用は原償負擔に不均衡を生ぜしめ、又個々別に炭礦毎に任意的に相違するとすれば、その原償負擔にも不均衡を發生せしむる結果となり、原償の統一性若くは原償比較の可能性を阻止することになり、かゝる工事費用は價格形成上別途に考慮するを便宜ともするのであつて獨逸に於ける「原償基準價格算定要綱」に於て經營擴張用、準備設備用を「經營必要資本」に算入し、一定の利潤を認める建前をとるのもかゝる所以であると考へられる。

(四) 石炭原償計算方法の特異性

以上述べたる如く原償を構成する要素の統一規定に關する客觀原償把握と相俟つて、原償の計算方法に於ても計算方法の形式及内容の統一的な規定が必要である。

それは如何に原償要素の統一化がなされたとしても原償要素の計算形式或は内容、部門部費の計算に於ける配賦基準等の統一された基準方法がなければならぬ。此のなくしては給付單位當の客觀的な生産原償を確定することが出来ないからである。

石炭礦業に於ける原償計算方法が、かゝる意味に於て「原償計算は單純綜合計算の方法に依る」と其の計算方法を明示し、先づ第一に計算の方法を統一せんとしたものの爲めであつて、石炭の生産形態は元來連續生産を行ふものであるから、此の單純なる綜合原償計算方法を採用することが最も適當を得た方法と謂ふべきであらう。斯くして一原償計算期間に於ける石炭の産出に係る總ての原償を綜合集計し、之を當該期間の總産出石炭數量にて除し、石炭一應當の單位當り原償を算出すること「石炭礦業原償計算準則」の規定する如くである。

然しこの場合綜合原償計算制度を採用することに依る計算方法の統一に關する問題として次の如き點を考慮しなければならぬ。

其れは先づ總原償當額の母數として認定せられべき當該計算期間に於ける生産數量の範圍確定に係るのであつて

一度採掘せられた石炭の一部が商品化されず自家炭礦に於て生産活動の煖房用或は汽罐發電動力部門に使用され又炭礦従業員に對する諸施設に使用せられる場合がある。従つて各原價計算期間に於ける原價を総合的に正確に確定するがためには母數たる生産數量の確定とかゝる炭礦消費炭或ひは附帶事業用石炭に向けられる石炭の正確な統一的評價が必要となるのである。

更に石炭の生産過程の特性として低品位の石炭(規格外石炭)が一種の副産物性を有して製精炭(規格内石炭)の生産に伴つて産出せられることが普通である。謂ふまでもなく、選炭部門を経た石炭は、塊炭、粉炭、微粉炭、切込炭、沈澱粉炭等炭種を異にし、而して自家炭礦消費炭は、多く二號炭、沈澱粉炭、未沈澱粉炭等に屬し、その評價價值の極めて低いものを以て充當されるのが通常である。従つて此等、自家炭礦用として使用せられる低品位炭を精製炭同様原價計算に組入せしむる場合には、その粗製炭に對しては原價負擔は過重に傾き精製炭の原價負擔は輕きに過ぎる結果を免れざる結果となる。綜合計算形態を探る結果として生ずる以上の如き炭礦用炭附帶事業用炭、低品位炭の評價が重要となるを知らねばならぬ。即ち此等の石炭の評價の正確性、統一性は綜合原價の正確性と統一性を決定する重要な要因とも言はなければならぬ。又石炭の原價計算には「産出原價の計算は部門費計算を行ふを原則とし」炭礦の經營を原價部門に分ち、各原價要素を夫々の關係部門に賦課又は配賦して炭礦の主なる經營活動に關する原價を把握管理することとし、之に依つて各部門別能率の測定を可能にし、以て部門別原價の比較による經營能率増進を行はんとすることを企圖してゐる。しかして、その計算様式に付いては炭礦規模の大小の程度に應じて夫々の方法を決定

し、比較的大規模經營の炭礦に就ては各部門費計算により詳細に亙る計算方法を採用し、小規模のものに付ては比較的簡單なる方法を選んでゐるのである。原價計算の經濟性の立場から、炭礦に於ける生産規模に依つて實情に即應した融通性を認むることについては種々なる論議の有するところであるが、現實の問題として各々の炭礦經營體の生産規模の相異による原價の計算的把握は必ずしも容易ではないのであつて、單一な計算方法を採用するには農業政策等に見られる適正經營規模の着想に基き炭礦生産規模及様式等の指導的再編成が前提とせられて始めて可能である。又最近鑛業の經營形態が必ずしも石炭事業のみを本來的目的とするに止まらず、多角的に諸々の鑛業をも經營する場合が少くないのに鑑みても原價計算方法の統一化にはなほ問題が残されてゐるのである。

以上石炭の原價計算の方法が企圖するところは一面「正確なる實際原價」と他面「客觀的統一原價」算定に存するのであつて、綜合原價計算方法を原則とし、部門別原價計算の建前は全く「正確なる原價」の把握に立つたものであり、生産規模様式等に因る計算様式の設定は「客觀的統一原價」算定の立場に據るものと解すべきであらう。

(五) 基準原價の決定

以上の考察によつて石炭原價計算に依る原價要素及計算方法の統一的把握には自から限界が存し、それは必ずしも「適正」なる生産費たるを得ないのであつて原價計算に依る總原價に適正利潤を附加することに依つてそのまゝ適正なる生産者價格として形成し得るための理論的根據には尙不十分であることを認めなければならない。従つてこゝに

かゝる限界を排除して再びその適正統一化を圖り、價格基準原價たるの客觀的な基準を求むるためには、個々の經營體につき計算せる石炭原價を何らかの標準の設定に俟つて監査及査定を行ふの必要があることを知らねばならぬ。即ち單位炭礦につき計算せる總原價を構成する各原價要素及計算方法に付き適切なる監査及査定を行ふことに依り始めて適正なる統制價格形成の基準原價として適正額把握が可能となるのである。

勿論かゝる原價査定標準の設定についてもまた種々な困難な問題がある。石炭鑛業の特異性として先づ考へられる生産地による原價の構成内容である。

石炭が生産地方別に九州、北海道、常磐、宇部等の各地方或ひは此等地方に於ける各炭田區域に於て自然條件、生産條件を異にし、石炭の原價の構成要素に夫々の相違を成立せしめてゐる従つて標準原價が設立せられる場合は先づ石炭の生産地方別に考慮が拂ねばならぬ。

更に又同一生産地方に於ても、各々の炭礦の經營體については生産の規模の大小に應じて此を構成する人的、物的配置は相違するのが普通であり、生産規模の大なるに従つて設備、資金の利用効率は大となり、生産の合理化が可能となる。従つて生産操業度の變動は出炭能力に大小を生ぜしめ單位當石炭原價に對する原價負擔の大小が発生することとなる。此の事は生産地別標準と相俟ち、生産規模別による標準の考究も不可缺の要因となることを示してゐる。(註一、註二)

又、次に考へられるには炭種別標準の設定であつて、坑内より運搬された石炭は同一坑所で掘採されたものであつても、選炭過程を経れば夫々炭種を異にして區分せられ、従つて種類を異にせる石炭に於ての原價の標準も必要とな

(註一)

生産條件 {地方別} / 相違ニ依ル石炭原價指數

區 別	昭和十五年度		昭和十六年度		昭和十七年度		平均	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期		
北 海 道	92	93	93	93	93	94	93	
九 州	106	106	105	105	105	104	105	
全 國 平 均	100	100	100	100	100	100	100	
規 模 別 (年産)	5 萬 噸 級	138	136	132	130	123	122	130
	1 5 萬 噸 級	113	114	118	118	114	112	115
	3 0 萬 噸 級	100	100	100	100	100	100	100

地方別條件ノ相違ハ全地方標準ニ比較シ

九 州……………(+)
5 北 海 道……………(-) 7

規模別條件ノ相違ハ80萬噸級(年産)ヲ基準ニシテ

5 萬 噸 級……………(+)
80 1 5 萬 噸 級……………(+)
15

(註二)

地方別原價要素ノ構成……(昭和十七年度調)

△ハ負數

原價要素	標準原價 = 對スル指數差					地方別原價構成比				
	標準原價 (全國平均)	九州	北海道	常磐	宇部	全國平均	九州	北海道	常磐	宇部
生産原價	100	4	△ 4	△ 12	△ 4	20.3%	20.3%	20.3%	17.2%	23.4%
材料費	100	4	△ 7	10	6	33.1	33.1	32.2	35.0	37.0
勞務費	100	3	△ 3	4	35	43.1	42.9	44.7	43.5	33.5
費	100	8	△ 8	8	19	96.5	96.3	97.2	95.7	93.9
合計	100	18	△ 14	△ 22	△ 100	(-) 0.9	(-) 1.0	(-) 0.8	(-) 0.7	—
控除額	100	23	△ 54	118	2	0.7	0.9	0.4	1.5	0.9
石炭輸送費	100	7	△ 16	4	17	3.7	3.8	3.2	3.5	5.2
一般管理費	100	4	△ 4	4	16	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
總原價	100	4	△ 4	4	16	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

らう。

以上種々と考へられる標準を設定するにも、要するにその指標はかゝる統制方式を必須ならしめた生産増強目的に歸着する。かやうな標準を設定するのは、各炭礦經營體の生産活動に關し標準原價としての機能如何に果さしむべきに關るのであつて、經營活動に於ける生産設備の正常操業度に相應し、設備利用の點に於て優秀 營炭礦は優秀經營であればよく劣等炭礦經營は劣等經營のまゝで努めればよいといふことは出來ないのである。

原價査定の適正なる標準設定は殘された問題としてこゝでは査定標準設定の必要を述ぶるに止むるが、何れにしても適切なる監査及査定に依り石炭原價計算に就ける原價の絶対性、統一性、客觀性の限界及び計算方法の統一に於ける支障等を超克して統制價格形成の基準原價として適正なる原價の把握を意圖することが必要であり、このことは炭礦經營の生産力の維持乃至増強を導くために重要な問題として一層根本的に考究せられねばならぬと思ふ。

然し、一面から云へばいまの原價統制に於て原價の形成に或程度の弾力性を有せしめ、その弾力性を利用することによつて企業經濟に對する統制價格政策の可能と必要とが成立し得るとも云へる。従つて原價の絶対性と相對性を區別することに依り従來の經濟組織から戰時統制經濟へ移行しつゝある際の價格統制の効果が期待されるとも考へられる。何れにしても漸進する價格統制の背後に國家の必要とする生産力の集中と育成の目標が強く作用しつゝあり、これからの價格經濟に如何やうの展開が齎されるかを考へなければならぬ。

第四章 大東亞石炭問題

前 書

一 大東亞共榮圈經濟計畫策定の階梯

大東亞戰爭の終局目的たる日本民族の運命を決定すべき東亞新秩序の建設は今や歴史的必然の道程に上つてゐる。それ故にこそ高度國防經濟體制の完成を目指して、日本自らの國內體制の整備革新と大東亞共榮圈の確立とが焦眉の急を告げ現下日本の緊急課題となり來つたのである。之が爲に「國土計畫」こそは實に斯る國家的大要請に對して絶對不可缺の基準たるべきものとなつた。之が設定に關しては昭和十五年八月「基本國策要綱」として發表したが、之に先立ち内外地特に内地を對象とする國土計畫は都市問題、人口問題乃至工業の地方分散化の必要等に促されて主政官廳及び民間に於て檢討、企畫されつゝあつたもので之等の調査研究の結果は中央計畫の策定の段階へと發展整備攝取の結果遂に同年九月二十四日「國土計畫設計要綱」として閣議の決定を見るに至つたのである。

當時國土計畫設定の趣旨として發表された處のものは「肇國理想ニ基キ時勢ノ進運ニ對處シテ新東亞建設ノ聖業ヲ

完遂スル爲ニハ東亞諸邦ヲ對象トスル綜合的經濟計畫ヲ樹立シテ之ヲ基準トシテ國力ノ飛躍的增強ヲ圖ルノ要緊切ナルモノアリ即チ日滿支ヲ通ズル國防國家態勢ノ強化ヲ圖ルヲ目標トシテ國土計畫ノ制ヲ定メ、地域的ニハ滿支ヲ含メ時間的ニハ國家百年ノ將來ヲ考ヘ産業交通文化等ノ諸般ノ施設及ビ人口ノ配分計畫ヲ土地トノ關聯ニ於テ綜合的ニ構成シ以テ國力ノ綜合的保全利用開發ノ計畫ヲ樹立シ一貫セル指導方針ノ下ニ時局下諸般ノ政策ノ統制的推進ヲ圖ラントス」にあつた。之は云ふ迄もなく國土計畫の指導原理を明かにしたものであつて地域的には日滿支、進んでは南洋をも含め時間的には國家永遠の將來に亘つて國防國家の建設を目標とするもので公益優先の精神の下にアウトタルキー的方向線に沿ふて國土の完成、國防的政策の意味を含ませ、産業的には適地適業(能率的に)、人口的には適地適任(合理的に)主義に則り國土の綜合的保全利用開發するの計畫を以て國土計畫なりとなしたのである。それ故に此が策定要領としては

(1) 國土計畫ニ關スル調査研究立案ハ本計畫設定ノ趣旨ニ鑑ミ國家ノ綜合國防力ノ增強ヲ圖ル見地ヨリ省ニ發展のニ統一的ニコレヲ行フモノトス。(2) 計畫立案ハ一定ノ目標時期ヲ定メ日滿支南洋ヲ含ム東亞共榮圈ノ確立ヲ圖ルヲ目標トシテ之ヲ企畫スルモノトス。(3) 計畫ニ當リテハ國土ノ愛護保全ヲ旨トシ綜合的交通計畫綜合的動力計畫トノ有機的關聯ニ於テハ産業又ハ人口統制的配分ヲ圖ルニ重點ヲ置キ省ニ防空上ノ考慮ヲ重視スルモノトス。(4) 經濟ニ關スル計畫ニ就テハ東亞共榮圈內ニ於ケル資源開發ノ保全涵養ニ依ル必要物資確保トソノ適正ナル交流配分ヲ圖リ併せて國際經濟ニ於ケル優位ノ獲得ニ努ムヲ以テ目的トス。(5) 基礎調査ハ各官廳ノ調査ヲ統合シ民間協力ヲ得テ内外ニ互ル關係

資料ノ整備ヲ圖ルモノトス。となしてゐる。

然して此の大目的達成の爲には之が研究題目として次の諸項を「主要策定事項」として擧げてゐる。

- (一) 日滿支經濟配分計畫
- (二) 業務配分計畫
 - イ、重化學工業の業種別配分計畫
 - ロ、輕工業の業種別配分計畫
 - ハ、工業地帯配分計畫
 - ニ、鑛産資源開發計畫
- (三) 農林畜水産配分計畫
 - イ、農業計畫
 - ロ、林野計畫
 - ハ、水産計畫
- (四) 綜合交通計畫
 - イ、内外地交通通信整備計畫
 - ロ、大東亞交通通信整備計畫

- (五) 綜合的動力計畫
- (六) 綜合的治山治水及利水計畫
- (七) 綜合的人口配分計畫
 - イ、都市配置に關する計畫
 - ロ、職能別人口配分計畫
 - ハ、地域的人口配分計畫
 - ニ、綜合的移民計畫
- (八) 文化厚生施設の配分計畫
- (九) 單位地域別計給の基本方針

以上の策定研究題目は地域的に日滿支を一體として行ふ場合又、日滿支三國で別々に行ふ場合並に各三國の各地方別に行ふ場合等に依て差異があるが、以後各視角より關係官廳其他に於て研究がなされたのである。而して大東亞戰爭勃發に依り益々其の急速なる樹立が細目に互り問題化するに至つた。即ち昭和十七年一月二十三日の衆議院豫算總會に於て大東亞經濟建設の問題に關し「大東亞共榮圈ニ日滿支諸地域ヲ含メテ國土計畫、産業立地計畫ヲ早急ニ樹立シテ置ク必要ガアルト思フ」と櫻井兵五郎議員は見解を吐露した。之に對し東條首相は「大東亞共榮圈建設ノ恒久的方策ニ付テハナホ充分ノ準備ヲ整ヘテ萬全ヲ期スル要ガアル」と各々戰爭の初期段階に於ける南方經濟處理の四原則、

即ち戦争遂行緊要資源の確保、南方資源の敵性國家向け流出阻止、作戦軍の現地自活確保、在來企業の協力誘導の根本方針を闡明した、又鈴木企畫院總裁も具體的實踐方法として資源開發の順位に就ては戦局の推移に應じ需要の緩急度並に輸送の状況等を勘考し其大綱を中央に於て決定すべきこと開發の形態に就ては差當り新たな綜合會社、共同企業などの形態を避け經驗能力ある企業者の熱意と創意を充分に發揮せしめること等の諸方針を披瀝したのである。

茲に於て大東亞建設審議會の創立を見るに至つたのであつて以後同審議會に於ては、共榮圈經濟全般に互る編成方針を審議、今迄に注目すべき幾つかの答申を可決されたのであつた。即ち昭和十七年五月四日に決定を見た「大東亞經濟建設基本策」と之に基いて同じく七月一日決定を見た「農林、水、畜産ニ關スル方策」「交通ニ關スル方策」七月二十三日決定された「鑛業、工業、及電力ニ關スル方策」等は即ちそれである。而して此等の一々に就て述べる餘白もなく又右の内には依然として抽象的な大綱に止まるものもあるが、その中で鑛工業に關する建設方策は公式の發表意見としては最初のものであり注目すべき内容を持つてゐる。故に之に就き以下少しく述べることにする。

即ち其方針として「大東亞ノ工業、鑛業及ビ電力ノ建設ハ大東亞經濟建設基本方策ニ則リ大東亞全般ニ互ル經濟ヲ綜合的ニ發揮シ以テ大東亞貿易ニ必要ナル自主的國防生産力ヲ完成シ併セテ新世界經濟ニ對スル大東亞ノ優位ヲ確立スルニアリ、而シテ當面ノ施策ハ大東亞戰爭遂行力ノ急速ナル増進ニ重點ヲ置ク」として其方針を明確にした。而して之が建設遂行方策として最も重要な點に就て摘記すれば

(一) 建設は期間計畫に依ることとなつてゐる「第一期」は戦争遂行力の増強、國民生活の確保及將來に於ける産

業の發展基礎確立を圖るを主眼とし、鐵鑛、石炭、石油其他液體燃料、銅、アルミニウム、航空、船舶、肥料、電力の開發建設に重點を置く。

「第二期」——重要國防産業の生産力を飛躍的に擴充し大東亞民生の暢達を圖るを主眼とした大東亞産業の綜合的建設を成す。

輕工業の既存のものを石炭及鐵鑛石の賦存状況に應じ新規に擴充整備するの他資源賦存の状況に依り逐次其發展を期すとあり大東亞經濟建設を第一期、第二期となし聖戰遂行上第一期に於て鐵鑛、石炭、石油等基本的の産業に重點を置き、之に附帶する諸般の整備擴充が道程に昇つたことは當然であり、之に依り高度國防體制整備上への終局目的としたことは必須的の要請とも云へる。

(二) 鑛工業立地配分

鑛工業立地配分計畫に於ては鑛工業建設要領に依つて明示されてゐるが特に注目し値するものを示せば

1. 石炭鑛業は資源賦存の状況に依り且つ他の諸建設に對應せしめ主として北支那滿洲等に於て劃期的開發を行ふと共に南方に於ては所要の他地域への供出を確保するの他現地自給を主眼として開發をなす。
原料炭發生爐用炭等の特殊炭は各地域を通じ開發増産を行ふと共に消費の適正化を圖る。
2. 人造石油事業は滿洲、樺太、北海道及北支に重點を置き急速なる整備擴充を期す。
3. 電力の開發は國防計畫産業開發計畫に即應せしめ水力發生を主として綜合的且つ計畫的に諸建設に先行し

て之を實施し特に工事に着手せる施設の完成は差當り主力を注ぐ、南方及北支の水力開發に就ても速に之が企業的調査を進め建設に着手す。火力發電は石炭地帯に於ては粗惡炭の有効利用並びに重要地帯に於ける電力需給の調節上特に必要とするもの、開發を主とす。

4. 産業建設に當つては各地域の統治乃至指導の基本方針に準據し且つ經濟の發展段階民度産業の種別などに應じ夫々必要適切なる方式を採用する。

5. 國防産業、基礎産業、電力業は戰爭遂行の増強特に必要なる産業より東亞全地域を通じその有機的連繫を強化するため皇國に於て左の建設運営を指導統轄す。民生産業其他の産業は經營の自主性の保持に努めたると共に企業者をして國家の要請に應じ綜合開發計畫の實施につき各々責任を分擔せしむるが如き方式を採用すとあり、即ち鑛工業立地計畫は東亞共榮圈内に於ける資源の開發を目標とし高度國防國家の建設は内地(日本)だけの國力の擴充にあらず日滿支更に南洋を含む大東亞共榮圈の下に於けるアウタルキーの確立を目的とすること、云ひ得べくそれ故に共榮圈内に於て自給することを必要とされるのである。故に蘭印、ビルマの石油、中南支のタングステン、英領馬來印度のゴム北支、フィリッピン、印度蘭印の鐵鑛、滿洲北支佛印の石炭等は積極的に之を開發すべきであり、斯くすることに依り重工業並の動力源は残り無く大東亞共榮圈内に於て自給し得ることとなり得るのである。

(三) 大東亞圈各地域の擔當産業分野

大東亞圈各地域の擔任産業分野に就ては同基本國策要綱の指標として

1. 皇國に於ては特に精密工業、機械工業、兵器工業等の高度工業に重點を置きその飛躍的擴充を圖ると共に適地適作に依り其他の重工業、化學工業及鑛業の振興に努め且つ之が動力たる電力の擴充を圖る。

2. 滿洲國に於ては鑛業電力の開發擴充並に製鐵事業及化學工業の劃期的振興に努め機械工業等は國防上の要請其他の必要に應じ之を興す輕工業は國內の需要に應じ之を興す。

3. 支那に於ては鑛業製鹽業の振興を圖り殊に北支に於ては治水發電を圖ると共に石炭電力等に依存する製鐵事業、化學工業等の劃期的振興を期す。

皇國を中心として大東亞に於ける電力施策の統合を調整し技術及機材の交流方式の統一及機械の標準化を促進す。

となし基本方針を簡明された。

即ち我國の擔任すべき分野は精密工業、機械工業、兵器工業及び化學工業其他重工業に重點を置くこと「滿洲國」は鑛業、電力開發、製鐵事業、化學工業等の基本産業を中心とし「支那」は鑛業製鹽業等の原料産業を主とし然して「南方地域」は差當り鑛業並びに石油事業の振興にその重點を置くと共に各種特産物の加工處理に關する工業を興し且逐次水力發電の開發に伴ひアルミニウム工業の擴充を期す」又同地の「輕工業は現存のものを整備すると共に資源賦存の狀況に依り逐次其發展」を計る事となつてゐるのである。

然し具體的に此の計畫を何う實施して行くかの段になると未だ不明の點が多く此等は總て今後の解決に俟たねばならぬが、然し將來日本經濟が大東亞圈に於て擔當すべき特徴的産業部門、換言すれば日本經濟が負擔すべき大東亞圈的産業は實に重化學工業であることは確言出來よう。何となれば大東亞圈内に於て斯る産業を擔當する資格即ち技術と設備を備へた國は他にないと云ふこと、並に文化的經濟的事情から考へても日本が外敵に對する大東亞圈防衛の義務を双肩に擔つてゐると云ふ軍事的責任から考へても亦日本が圈内の治安を維持すると云ふ政治的立場から考へても是非必要である。

かくて日本經濟は大東亞圈内の各地域から重化學工業の原料や粗製品を蒐集し來つて完成品となし之を反對給附して夫等の各地域に配分することとなるのである。然し我國が重化學工業に重點を置き之が擴充に當るものとは云へ將來圈内に於て勃發を見るやも圖らざる他民族乃至他國家の内亂的行爲に對する對策として國民生活の國內自給自足體制を完成して置かなければならぬ、されば我國民が自活し得るだけの食料農産物生産業と、生活必需品生産輕工業の國內保持は絶對必要とする事は贅言を要せぬ。

以上の如く大東亞圈各地域に於ける擔任産業分野は把握出來た、之に基き大東亞共榮圈内に於ける各地域の擔任産業分野並に各地域間の相互的交易關係を概観すれば左記の如くならう。

大東亞圈各地域の擔任産業部門

地區別	輸 出		輸 入	
	品 種 地 域	自給自足品種	品 種 地 域	自給自足品種
日 本	重化學工業	重化學工業品全地域	輕工業原料。南洋 輕化學工業原料。全地域 特殊農産物。滿洲	輕工業品 輕化學工業品
滿 洲	農業	食料農産物。北支那	輕工業原料。南洋 輕化學工業品。日本 特殊農産物。滿洲	食料農産物 輕工業品
支 那	鑛業 鑛業(鐵鑛業液體燃料工場ヲ含ム)	特殊農産物。日本 重化學工業原料。日本	輕工業原料。南洋 重化學工業品。日本 勞力。北支那	輕工業品 食料農産物一部
南 洋	鑛業	輕工業品。南洋 勞力。滿洲	輕工業原料。南洋 食料農産物。滿洲南洋(北支中支那)	食料農産物
前 書	農業	重化學工業原料。日本 輕工業原料。全地域 食料農産物。中南支	重化學工業品。日本 輕工業品。支那	輕工業品一部

大東亞經濟交易機構圖



(一) 原料的要因の認識

大東亞戰完途の爲には國家の要請する産業の擴充特に重化学工業の擴充は緊急なる要務であるは茲に喋々する迄もない。其の結果原料品の演ずる役割は戰爭遂行上密接不可分の關係に立つものである。

即ち戰時の國力を決定する經濟的諸要因に於て其の原料資源の占むる地位は又其の工業的地盤の戦用價值と同様に極めて重要な條件である。何んとなれば凡そ原料資源の演ずる役割は戰時の軍事的必要に對する安全保障たると共に平時に於ては一國産業の發展保障をなすものであるからである。

かの經濟學者ユージンステレーは其の著「平時並に戰時に於ける原料」の冒頭に於て次の如く述べて居る。

「近代工業文明は當然國際的な性質を持つ原料の上に立つて居る。之は三つの要素の結果である。第一は原料に對する需要が其の國の工業枝人口の稠密度消費の習慣によつて定められると云ふ事があり、第二は地球上に於ける物理的資源の地理的分布が徐々にしか變化されないと云ふ事であり、第三は國家の政治的境界の存在状態である。而して之等の要素の中第一の點は工業文明の進歩の結果從來よりも種類に於て數

量に於てより多くの原料を必要とする事實に基いて居り、第二の點は經濟的必要な原料の凡てを單一の地域で獲得することを困難ならしめて居る。第三の結果として一地域から他の地域に原料を供給する場合一般に國境を越へねばならぬと云ふ事が生ずる」

以上の言葉は現時世界の動亂が一面資源の争奪にあると見られる今日、資源問題の發生原因の所在を示唆するものであらう。

蓋し平時に於ける經濟では國際貿易や國際的相互依存性により、基本的原料や食料は相對的な利益に一致する様に生産が特殊化され可及的廣い外部の地域と交換することが要求される結果、資源の地域的分布の不均衡は一應解消するも一度戰爭の恐怖ある時は凡ての基本的原料や食料は重要は製造技術と同様に極度の自給自足が要求せられるのであつて故に之が使用の極端なる制限適正なる需給の統制及び代用品其の他の補給に依つて自給自足の方途を講ずる事となるのである。

では原料確保の問題は近代經濟生活の基礎を爲すものであるが扱之が問題を攻究するに當つて原料の輕重を學術的に決定するは不可能であるが大體に於て之を基本的原料と第二義的原料に區分する事が出来る。

即ち基本的原料とは石炭、石油、鐵、銅、鉛、亜鉛、錫等が擧げられるが之等の一々に付て大東亞諸地域に互り資源其の他需給狀況を述べる餘白もなき爲に以上一般概念に止める事とする。

(二) 世界重要工業原料消費

世界の高度工業國は何れも多少の程度其の原料の供給を國外に仰いで居るソ聯並に敵國アメリカを除けば工業原料の一〇〇%の自給度を持つ高度工業國は皆無である。次に世界主要國に於ける工業原料消費額及び消費に對する自給状態を示せば

世界主要國の工業原料の消費額と自給状態

主要國	年平均原料消費額	消費ニ對スル自給状態
ソ 聯 邦	五、三二四萬ライヒル、マルク	一一一%
米 國	四八、六二三	一〇五%
獨 逸	八、四四九	七八%
イギリス	九、六〇四	六七%
フランス	七、三四七	六三%
日 本	三、二七九	四〇%
イタリ	一、八五五	二七%

(註) Wagmann, E., Wirtschaftspolitische Strategie, 1927, S. 163 ヨリソ聯—1931—32年其他 1925—29年平均

右の如く我國の自給率は僅に四〇%に過ぎざるものであつてソ聯アメリカに對するとき露壤の差異あるは勿論「持たざる國」獨逸に比較しても劣弱であることが看取されるのである。

(三) 我國に於ける基礎的重要原料の需給

近代戰に於ける特殊點は先づ必要とする原料確保に全力が傾倒せられねばならぬが我國の從來の状態は極めて海外に依存して居つたが下表によつて其の概貌が看取されよう。

昭和十二年重要原料需給状態

原料名	産 額	輸入額	計	輸移出額	差引 需要額	自給率 %	依存率 %
鐵 鐵	六、一〇、五〇〇	四、〇三、八〇〇	四、六四三、二〇〇	—	四、六四三、二〇〇	一三・三	八六・七
銑 鐵	二、三〇八、四五一	一、三九、九三四	三、四八八、三五五	三六七	三、四三七、九八八	六七・〇	三三・〇
石 油	四〇六、〇〇八	五、三三〇、六七〇	五、六五六、六七八	四〇、〇六四	五、六二六、六一四	七・二	九二・八
石 炭	四三、二五七、八七七	四、四三六、一六八	四九、六九四、〇四五	一、〇七七、六三三	四八、六一六、四二二	九三・〇	七・〇
銅	八六、七六八	一〇五、七三九	一九三、五〇七	一一、六九五	一七九、七七四	四八・二	五二・八
鉛	一〇、三九一	九八、七三五	一〇九、一七	一九七	一〇七、二〇	九・七	九〇・三
亞 鉛	四九、二二三	六、八一〇	一一、〇三三	—	一一、〇三三	四四・三	五五・七
錫	一、七七一	七、三二九	八、九三	—	八、九三	一九・一	八〇・九

(註) 本邦鐵業趨勢ニ依ル。鐵鐵ハ但シ昭和十一年(經濟統計年鑑ニヨル)

以上の如く石油を筆頭に鉛、鐵鐵、錫等は約九割を海外に依存して居る状態であつた。

一方之等重要原料輸入價額を昭和五年以降に互り明示すれば

昭和	輸入價格	鐵業物總輸入額ニ對スル割合
五年	二三二、一四八千圓	七六・七%
六年	一四七、九二七	六七・八%
七年	二七〇、三七六	一〇〇・五%
八年	二九三、一三四	七二・二%
九年	三五三、六〇〇	六九・三%
十年	四三〇、四七〇	六八・八%
十一年	四六三、九三四	七二・八%
十二年	八〇五、二六三	六三・三%

右の如くでありこの數字が端的に表言して居る如く我國經濟が準戰時體制より戰時體制へ移行する段階に於て如何に之等重要物資を要請したが又其の反面鑛産物總輸入額に對する重要鑛物の割合が昭和七年を峠として遞減步調を辿つて居る事は之等重要物資確保に當り國內の開発に全力を擧げ自給自足に邁進したかを意味するものであり昭和十二年度の重要物資輸入價額の平年度に對し、倍額を示した事は支那事變過渡期に於ける當然なるものと看取されよう。而して以下論述せんとする石炭に對しては我國は比較的其の資源にめぐまれ自給率九三%を示し外海依存は僅々七%を示して居るものであつて之が輸入價額は五九、二三四千圓である事、又此の輸入國が殆ど滿洲國及北支那の盟邦隣

國に仰いで居る事は未曾有の大戦遂行上意を強くするものであらう。

第一節 滿洲の石炭問題

一 滿洲に於ける石炭埋藏量

滿洲國に於ける石炭埋藏量は今猶充分なる調査が出来て居らぬが、昭和七年滿鐵地質調査所發表に依れば四十八億噸となつて居る。之は滿洲國建國後の調査にして當時交通不便と治安不充分に災され全範圍に互り調査が行はざれし爲に暫定的調査として推定されたるにすぎざる觀がある。

昭和十七年山根博士調に依れば滿洲全埋藏量一九七八〇〇〇萬噸となつてゐる程である。茲で滿洲鑛業會誌第六卷第一號に據つて滿洲埋藏に關し説述することとする。右に依る省別の埋藏量は左記の如し。

省別	推定埋藏炭量	右の百分率	出炭百分率
奉天	一、八三六、七二〇	九・七%	四三・八%
吉林	九四一、二六〇	四・九%	八・〇%
遼寧	八一六、一六五	四・三%	三・〇%

通化	四九、四〇〇	〇・三%	三・七%
牡丹江	一一六、五〇〇	〇・六%	二・一%
安東	一、三七〇、〇〇〇	七・二%	九・〇%
三江	五、三五四、〇〇〇	二八・四%	七・四%
興安東	三〇〇	—	—
興安北	三、九八二、二〇〇	二一・一%	※〇・八%
錦州	四、二七六、五三〇	二二・六%	二二・二%
熱河	一七九、六〇〇	〇・九%	—
合計	一八、九二二、六七五	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%

(註) ※印中ニハ黑河省〇・二%ヲ含ム出炭百分率ハ昭和十六年度ニ於ケル出炭百分率ナリ。

右表の如く全滿洲に於ける埋藏量は一八、九二二、六七五千噸となつてゐる。其の賦存量を各省に於て見れば全埋藏量に對し三江省は二八・四%を筆頭に錦州、興安北、奉天、吉林、開島省の順位となつてゐるのである。而して之の分布状態が顯示し居る如く滿洲の炭田分布は西南端熱河省より東北部三江省附近を連ねる線を以て二分してゐることが看取される。

一方之が開發状態は昭和十六年度出炭百分率が示し居る如く奉天省、錦州省が開發状態顯著なるものとなつて居る。殊に奉天省は南滿の中心地帯として遠く高麗の昔より撫順に於ける石炭採などの歴史を有し現在文化交通發達の

中心をなす爲により其の生産は全滿の總半數を占めてゐる状態である。
次で之の埋藏量に對し省、縣、地質、時代、炭田、炭種に互つて之を検討することゝしよう。之を表示すれば次の如し。

第四表

主要炭田推定埋藏炭量 (單位千噸)

省	縣	地質時代	炭田	炭種	埋藏量
遼	陽	中世代	懿路	瀝青	三〇〇
遼	陽	古世代	煙臺	無煙	四〇、〇〇〇
復	州	古世代	尾明山	同	二、〇〇〇
復	州	中世代	復州	無煙	六、九三〇
復	州	中世代	小林家屯	無煙高度瀝青	三〇
復	州	中世代	炸子密	同	七〇〇
西	豐	同	掬鹿	無煙及瀝青	三、〇〇〇
西	安	同	西安	瀝青	二七〇、〇〇〇
撫	順	第三紀	撫順	同	九五〇、〇〇〇
撫	順	第三紀	石門寨	同	三、四九七
本	溪	古生代	田帥付	高度瀝青・半無煙	一六七、〇〇〇

第四章 大東亞石炭問題

栗馬集	九、三〇〇	札賚諾爾	三、九八〇、〇〇〇	※密山	一、三七〇、〇〇〇
田師付	一六七、〇〇〇	察字諾爾	二、〇〇〇	鶴岡	五、〇〇〇、〇〇〇
牛心臺	一一、〇〇〇	四隆頭	一〇、〇〇〇	田師付	一六七、〇〇〇
馬家溝	四〇〇	五家	三四、六〇〇	鐵廠	四八、〇〇〇
牛截河	二〇〇	西元寶山	二〇、〇〇〇	炸子密	七〇〇
仙人溝	二〇〇	八道壕	二八、九〇〇	杉松崗	一、〇〇〇
免渡河	二〇〇			小市	七、二〇〇
紅螺峴	三、五〇〇			栗黑集	九、三〇〇
				松樹臺	一〇、〇〇〇
計	二四三、七三〇	計	四、九五一、〇〇〇	粘結性炭計	七、三三六、二〇〇(七五%)
	二%		三三%	其他	二、四一三、八〇〇(二五%)
				計	九、七五〇、〇〇〇(一〇〇%)
				埋藏量總計	一五、〇〇〇、〇〇〇千噸
					六五%

如斯滿洲に於ける石炭埋藏量は、質的にも量的にも極めて恵まれて居るのであつて、要は開發の速進化であると言へる。

二 滿洲石炭増産への段階

滿洲石炭の本格的採掘が緒に就いたのは康德元年(昭和九年)特殊會社たる滿洲炭礦株式會社の設立を見、石炭生産統制が施行され重要炭山はすべて同社の傘下に置かれ以後と言へよう。一方又日本の大陸經營の躍進が極めて大なる役割を演じた事は言ふ迄もない。

之の過程を表示すれば左記の如し。

A 表 滿洲國炭礦別出炭最近五ヶ年間実績推移表 (千噸單位)

項目	七年実績	八年実績	九年実績	十年実績	十一年実績
撫順	五、六二七	六、九四五	七、五二〇	八、七三三	九、五九四
滿鐵	一九	一	五六	一四六	二二七
盤石	一四八	一六一	二二二	二七五	三一〇
關東	—	—	四	八	三〇
瓦房店	—	—	五	七五	八九
老頭溝	二二	三六	四五	七五	八九
小計	一八九	一九八	三三七	五〇四	六五六
計	五、八一六 (一〇〇%)	七、一四三 (一二三%)	七、八五七 (一三五%)	九、二三七 (一六〇%)	一〇、二五〇 (二七六%)

備考
南滿地賣、滿鐵社線鐵道用、製鐵用、輸出、船裝、奉天及其以北ニ供給セル地賣炭及ビ國鐵用炭ハ成可ク西安、阜新炭ニ振向ケルヘ餘力ヲ日本向輸出ニ振向ケル

煉炭及ビ骸炭原料、地賣

計	復		北		關		炭		滿		札	鶴	密	舒	火	西	和	通	田	尾	八	阜	北	復	計	
	州	分	票	新	道	山	師	化	龍	安																嶺
187	187	187	35	10	48	8				165	70														618	618
194	194	194	60	16	63					315	84														994	994
161	161	161	27	31	69					455	126														548	548
143	143	143	35	57	87					679	148														817	817
153	153	153	29	77	83					894	151														946	946

發電所及ビ地賣
 鐵道用、熱河、奉天、奉山線一
 帶地賣、輸出
 製鐵用（昭和製鋼所、日鐵ニ供
 給）

鐵道用及ビ新京、ハルビン地方
 地賣

ハルビン、松花江沿岸地賣、船
 隻、一般鐵道用
 鐵道及ビ地賣、日本へ製鐵用ト
 シテ供給

合	他		ノ		其	
	計	吉	本	牛	移	稜
7,132	698	502	45	151	158	182
9,069	832	612	62	158	182	234
10,338	933	676	75	182	234	304
11,333	1,133	744	82	234	304	373
12,187	1,218	744	82	304	373	416
13,602	1,360	739	73	416	479	506

南滿地方地賣、餘裕アラバ日本
 向輸出
 昭和製鋼所、兼ニ浦日鐵ニ製鐵
 用炭トシテ供給

（註）※印ハ最近滿洲炭傘下ヨリ獨立セル炭礦

E	滿		洲		國	
	製	工	業	織	業	織
7年實績	1,050	843	859	33	140	61
8年實績	1,290	921	951	94	117	64
9年實績	1,581	1,134	1,103	97	164	58
10年實績	1,808	1,489	1,181	103	254	63
11年實績	2,043	1,631	1,311	131	294	70
12年實績	2,200	1,862	1,572	134	352	102

第一節 滿洲の石炭問題

船	出 港			費 消 内		
	總 計	海 外 向	朝 鮮 向	用		
				山 元 自 家 用	煙 房 及 雜 用	其 他
炭	(八、八三三)	(三、三五六)	(二、〇〇〇)	合 計	一、四六四	一、一五
(二、〇〇〇%)	(三、三二二)	(二、〇〇〇%)	(二、〇〇〇%)	山 元 自 家 用	一、〇二二	一一五
(二、〇〇〇%)	(一、〇〇〇%)	(二、〇〇〇%)	煙 房 及 雜 用	一、四六四	九一	二九六
(二、〇〇〇%)	(二、〇〇〇%)	(二、〇〇〇%)	其 他	二、八四	一四一	四〇三
(二、〇〇〇%)	(二、〇〇〇%)	(二、〇〇〇%)	合 計	六、一五	一七一	五〇七
(二、〇〇〇%)	(二、〇〇〇%)	(二、〇〇〇%)	山 元 自 家 用	七、二五五	二、四三二	五六一
(二、〇〇〇%)	(二、〇〇〇%)	(二、〇〇〇%)	煙 房 及 雜 用	八、六九三	二、四八五	二〇七
(二、〇〇〇%)	(二、〇〇〇%)	(二、〇〇〇%)	其 他	九、五八四	二、八一三	三、二一四
(二、〇〇〇%)	(二、〇〇〇%)	(二、〇〇〇%)	合 計	一〇、七四四	三、二二二	六〇八
(二、〇〇〇%)	(二、〇〇〇%)	(二、〇〇〇%)	山 元 自 家 用	一二、〇九二	四、七五〇	四四六
(二、〇〇〇%)	(二、〇〇〇%)	(二、〇〇〇%)	煙 房 及 雜 用	一三、四二七	五、〇一〇	
(二、〇〇〇%)	(二、〇〇〇%)	(二、〇〇〇%)	其 他	一四、〇九一	六〇五	

供 給	滿 洲 關 係 炭	滿 炭 關 係 炭	其 他 關 係 炭	合 計
(五、八一六)	(六、一八)	(六、九八)	(七、一三二)	(二、〇〇〇%)
(七、一四三)	(一、〇九四)	(二、七二二)	(九、〇六九)	(二、二七%)
(七、八五七)	(一、五四八)	(九、三三)	(一〇、三三八)	(二、四五%)
(九、二三七)	(二、九四七)	(一、一三三)	(一二、一八七)	(二、七一%)
(一〇、二五〇)	(三、五五三)	(一、一五九)	(一三、六〇二)	(二、九一%)
(一〇、三三九)	(三、九八三)	(一、五八五)	(一四、三八七)	(三、〇一%)

右表に依つて明らかなる如く滿洲事變前には年産約一千萬噸程度の出炭であつて其の内約七〇%が撫順炭に依つて占められて居つたのである。然るに滿洲事變勃發により一時的其の生産は七百萬噸臺に下向したが特殊生産統制會社の設立と撫順炭の極めて躍進増産に依つて逐年累増を示し昭和十一年度には一千四百萬噸へと顯著なる増産を運つたのである。且昭和十二年初頭日支國交上の險惡化の兆みなきや日滿經濟の本義に則り國防上の要請は重要産業の自給自足と言ふ日滿經濟統制の根本方針に基き石炭部門は産業開發の基礎部門として最も重點が置かれ康徳四年(昭和十二年)を初年度として康徳八年を最終年度として開發五ヶ年計畫が行はれたることは周知の如くである。

(昭和十二年七月七日日支事變勃發により頭初の五ヶ年計畫は一部修正増強を見た)

之が計畫を根基として滿洲炭の増産が圖られ一躍此の計畫達成へ邁進し以後逐年顯著なる増産を辿つたことは茲で

改めて述べる迄もないが殊に注目に價すべきものは滿洲國建國當時の出炭内容と現在とを對比すれば當時に於ける生産額の八〇%が撫順炭に占められて居たものが現在は滿洲國側の生産額が之を凌駕せることであり、其の大部分が開發初期の炭礦であり然も此の十年間に於ける増加率は他に類例を見ざる驚異的なものであることである。之が驚異的増産は一に國內統制の確定が萬全化された事にもよらうが日本の技術と資本及物的資材の極めて大なる援助のしからしめた事であらう。

三 滿洲石炭増産上に於ける根本基底

前述の如く滿洲石炭の増産は極めて顯著なる比率を以て逐年累増を辿つて居るが大東亞戰勃發を契機として逐年累加される資金、資材、勞力の不足である之は喰ふか喰れるかと言ふ國を賭しての一大戰爭を行つてゐる、現段階に於て當然來るべきものであるが然ると言つても増産率の低下は極力防止せねばならぬのである。

日本内地に於てもさうであらうが、滿洲に於ては殊に増産率低下を來すべき最大なる原因は勞働者の募集困難と移動の増大である、次いで資材不足、一部電力不足、稼行自然的條件の悪化が原因してゐる模様である。然し増産對策として現在實施されつゝあるは勞務管理の強化改善、採炭及運炭の機械化、技術の向上、勞力の重點的供出、土木建築其の他、他部門の勞力の壓縮、賃金の調整、資金、資材の優先配給、炭價改善、積込、輸送の緊急措置等種々なる方策が講じられて居り同時に炭價の合理的調整も亦圖られつゝあるのである。

而して此の諸對策に併行して昭和十七年十二月八日に發表された滿洲基本要綱に基きたる積極的日本資本の滿洲産業への投入であらう。即ち滿洲國は建國以來特殊會社制度に依つて「一産業、一企業」原則を堅持し日本の財閥は一應排斥された形であつたのである。この一業一社主義の最も徹底したのは滿炭下の炭礦業であると言へよう。即ち滿洲の炭礦は滿鐵傘下の撫順を除けば殆どすべて滿炭に包括されて居つたのであり、新規開發に對する重要炭山に對しては政府は原則として其の開發を個人に許さず滿洲炭礦に開發を行はしめたのである。此の一業一社主義は建國頭初は極めて大なる成績を挙げ得たのであるが現戰爭段階に於ては特に資本の高度化が必要とするものであり、特に質的、量的共に恵まれて居る滿洲炭の増産は極めて緊急を要するものであり従來の一業一社主義は炭業に於ては其の經營は現在では無理であると言ひへる。故に昭和十七年十二月八日發表された滿洲建設基本要綱は明かに一業一社主義を清算した觀がある。此の所産として滿炭傘下の最大炭礦たる阜新、鶴岡、西安、北票の四大炭礦の滿炭の現物出資と滿業の現金出資とに依つて滿業の子會社として滿炭から分離したのである。且つ最近滿業は諸般の事情に鑑み三井、三菱其の他炭業に經驗ある日本内地財閥の進出を要請したると聞いてゐる。故に滿洲の石炭礦業の躍進は之の大東亞戰完遂の爲の一大要請であり我國の技術と資金、資材の積極的投入が必要であり一方又日本内地の中小企業の滿洲移住を積極化し相互の繁榮を企圖せねばならぬものであらう。

第二節 支那の石炭問題

一 潜在エネルギー豊富なる北支那の視角

滿洲事變後の大陸政策は、日滿ブロックの隆々たる躍進を背景としつゝ、更にこのものゝ日滿支ブロックへの發展を基本線として遂行されつゝあつたと言ふことが出來よう。この地合問題の焦點として浮び出たものが、他ならぬ北支那である。所謂北支問題を繞つて、支那の抗日民族戦線による統一コースとの間に激しく摩擦を惹き起し、遂に今次の支那事變の勃發を見たのである。言ふ迄もなく、かような大陸政策の飛躍的發展は、日本經濟の純粹に自律的な發展に依つて行はれたものではなく、絶へず硝煙の臭を放ち膨脹し續けて來た國家財政を楨杆として、強力的に遂行せられた日本經濟の全面的編成替、所謂準戰時體制の強化を土臺として行はれたものであつた。従つて日本の對支政策の方向を見定め、其の今後の成果を見透すためには、北支那が日本經濟の再生産行程に對してもつ現段階的意義を明らかにしなければならぬ。

日本資本主義は其の成立に於ける原始的蓄積行程の畸形的特殊性に依つて、輕工業の發展に對する重工業の著しい低位、主要原料資源の甚しい貧困並に國內市場の極度の狹隘と言ふやうな構造的脆弱性を刻印され、従つてかゝる困

難の克服の爲に産業資本の生成のうち早くも大陸政策への強烈な要請を孕まざるを得なかつた。こゝで最近の日本經濟の再生産過程の特質を、詳細に吟味する餘裕を持ち得ないが、最近に於ける日本經濟の過程の所謂構造的編成替にも拘らず、其の本來的困難を必ずしも解消してないことは、現在日本經濟の當面しつゝある最も切實な問題が、重工業資源に貧困にあることによつても否定し得ないであらう。(前段原料的要因参照)

結論的にいへば日本經濟の現段階は、生産財部門が消費財部門に對して相對的に未發達であり、従つて其の過不足分の均衡の爲に、必然的に外國貿易に依存しなければならぬ状態にある。このことは、生産財部門のうち顯著な比重を占めつゝある軍需工業の特質によつて、益々激化されつゝあるのであり、其の結果工業原料資源並に販賣市場の確保に對する要求は新しく再燃しつゝある。

かゝる立場から北支那の經濟的地位を見ると、軍需工業原料として最も緊要な鐵と石炭とは北支に最も豊富に包蔵されてゐる。

北支の鐵鑛埋藏量は、全支那の四六%を占め、總額約一億四千九百萬噸に上る。石炭埋藏量は、全支那の五六% (北支五省の他に陝西、河南を加へれば八七%となる) 總額約一千三百三十億噸の尅大な額に達する。しかもこれらの資源は、質的にも極めて優良であり、鐵鑛は五三%乃至五八%の含有率を持つ富鑛であり石炭も粘結性の良質炭が多く、質量共に滿洲資源の缺陷を十分に補ふ地位にある。(滿洲國の鐵鑛埋藏量は七億六千三百萬噸で、北支の五倍餘に當るが、石炭埋藏量は百十億噸に過ぎず)更に化學工業の基礎原料の一なる鹽の産額も全支の三〇%約四十七萬噸に達し年々百數十

江	九三	〇・四一	四六三、一四四	二六〇、六四六	三三、四三七	三二、八八六	三九一、八九九	四〇、〇〇〇
湖	一、七四	〇・七四	九三六、〇〇〇	九〇〇、九五六	九三、六三三	八八九、〇一八	三〇六、〇一八	五八三、〇〇〇
廣	四二	〇・一八	三三〇、九〇〇	二四、〇〇〇	二四八、五〇〇	三三八、〇四五	五六、七四六	二八一、三九九
廣	三〇〇	〇・三三	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	……	……
貴	一、五四九	〇・六五	一八、五七七	八、八九三	六三、〇九	七三、五三〇	四〇、六〇〇	三二、九三〇
雲	一、六三七	〇・六八	九、一五五	一三、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一三、〇〇〇	九〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
中南	九、三三四	四・五三	五、六四三、三七六	六、〇四、八六八	六、五二、五五九	六、五七九、二六九	……	……
十五	四八八	〇・二〇	五、〇六八	一〇、四五〇	一一、九〇〇	一四、九〇〇	一〇、七六〇	四、一三〇
青	五〇〇	〇・三〇	……	……	……	……	……	……
西	……	……	……	……	……	……	……	……
新	六、〇〇〇	二・五一	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	……	……
西	……	……	……	……	……	……	……	……
蒙	……	……	……	……	……	……	……	……
外	……	……	……	……	……	……	……	……
全支	三三九、〇九六	一〇〇・〇〇	一、〇一四、二二四	一、〇六八、五〇〇	一、一四一、一〇一	一、一〇八、二二四	……	……

即ち全支に於ける石炭埋藏量は二千三百九十億噸、其の生産額は昭和九年度に於て二千一百萬噸を擧げた。而して之を省別に検討すれば埋藏量に於ても生産額に於ても北支五省が全支の過半数を占めてゐるのである。即ち北支五省に於ける埋藏量(一、三二〇億噸)は全支埋藏量に對し五・五・五六%を賦存し、且生産額(一四二〇萬噸)は全支生

産額六九%を擧げて居るのである。

如斯北支那に於ける石炭資源は壓倒的優位を執し就山西省の老大なる埋藏量に對しては注目を惹くが生産額に對しては河北省が第一位を占め山東、山西が之に順じて居る。山東省は賦存量に於て壓倒的優位にあるが生産額に於ては河北省の三分の一に満たさるのである。之は經濟的諸要件の劣弱が齎したる一證左で如何ともし得がたく今後の交通機關の完備と併行して積極的開發が望まじきものであり將來我國經濟が北支の石炭に依存的要件としてこの山西省の炭山の詳細に互り論述すべきではあるが、現段階に於て我國が當面要請し得るものは製鐵原料用炭の大量獲得である。之は現在河北省に於ける開灤炭、井陘炭、正豐炭、山東省に於ける中興炭、博山炭等であるが又山西省に於ては陽泉炭の如き自動車燃料として其の効率上最適のものがあるが之等に對しては石炭關係專門書に詳論され居る故暫く擱き、茲では今後經濟開發積極化を要すべき山東省の炭田に就て論述することとする。

三 山東炭田概要

山東省炭田は廣義には膠濟鐵路線の博山、淄川、章邱及坊子の各炭田、津浦鐵路沿線の大汶口嶧縣の各炭田及高徐鐵路(未設)沿線の費、臨、鄒、各縣に跨る炭田を含むも、狹義には膠濟炭田即ち膠濟沿線の博山、淄川、章邱に跨る炭田と坊子炭田を指すものである。

茲に廣義山東炭田に就ては暫く擱き現在我國に最も關係深き炭田を持つ膠濟炭田に關し記述しよう。

一、博瀧章炭田概説

古世代石炭紀の後期から二疊紀に亘つて生成せられた諸炭層はオルドヴィシヤ紀石炭岩を殆ど整合に被覆して居ると云はれ此の諸炭層の下部が即ち夾炭層であつてそれは上部石炭紀に屬し直ちに前記石灰岩を基盤として生成せられ所謂博瀧章の大炭田を構成するのである。而して博、瀧、章の大炭田と唱へられて居るものは博山炭田、瀧川炭田及章邱炭田の總稱であつて、其各の炭田は相對して別に獨立して居るではなく一連の夾炭層分布の一區域を其地方の地名を冠し區分した便宜上の名稱である。

夾炭層の基底となる石灰岩は膠濟本線の南方に當つて或は遠く或は近く其北側に炭層を抱いて蜿蜒々長蛇の如く山壁をなし連亘秀立して居るから試に鐵路南側の丘陵に立つて東より南に亘り更に西方遙に煙霞の中に没する石灰岩の山勢を展望大觀する時は大凡博、瀧、章大炭田の分布境域を指呼の間に會得する事が出來よう。

瀧川炭礦の所謂「瀧んでは炭田の基盤をなし、秀でゝは之を境する連峯となる」と言ふ此オルドヴィシヤ紀石灰岩は膠濟本線湖田驛の南側に起り西南の方向を取つて瀧川炭坑の東縁を爲し進んで龍口に到り延長約二五軒にして南折約十五軒岳陽山の西麓に達し茲に西微北に折れて約一五軒を走り禹王山の東方に到り、北折珊瑚山の東麓を過ぎ約一五軒にして磁窩塢に達する、更に此處より石灰岩の連峯は西より稍北に寄り走行約三十軒にして鐵路本線明水驛の僅かに行して西北の進路を取り鐵路本線に近き兪山の方向に走る此の如き走向を以て連亘して居る石灰岩の山脈と膠濟鐵路本線との相對關係は稍大小二個の三角形を畫して南方約三十軒を頂點とする等邊三角にして他は北方明水驛より兪

山の附近を走る約二十軒の鐵路を底邊となし南方約一五軒を頂點とする不等邊三角形にて此の二個の三角形の廣表地域が即ち博、瀧、章の大炭田である。

夾炭層は前述約一四五軒に連亘して居る石灰岩を基盤として生成せられ隨つて其方向は常に之に沿ふて彎曲走行し概して北方に傾斜して居る斯様に廣大なる地域に擴つて居る夾炭層に關しては遺憾乍ら今日迄詳細なる地質調査が施行されて居らぬが炭層を受けた地質的變動の状態、著しき斷層若は褶曲の存否、火成岩の進入噴出の爲に受けたる石炭の地質等蓋し其頻出變轉妙からざるものがある。

(1) 夾炭層

博山炭田の西黒山附近に於て標式的のものとして實測の結果は其厚さ約二七〇米に達し粘板岩、頁岩、砂岩、石灰岩の互層より成つて居る。而して斯の如き夾炭層の上部を覆ふて居る所の諸炭層は頁岩、砂岩、粘板岩の互層より成り厚さ約一三〇米に達し其上位の頁岩は赤鐵礦を夾み昔時上法稼業せられたと言ふ事である。

又粘板岩の或るものは耐火度高く陶器の原料、現下に於てはアルミニウム原料として世人の注目する所である特に砂岩は下位の石灰質なるに對し、上位のものは其厚さ十五米漸次硅質となり堅硬雨露の浸蝕に耐へて屹然各所に聳立すること瀧川炭坑北方に在る嶺山嶺區南端の高峯大奎山の如き博山炭田の北の大堆山南方の東西黒山の如き特色の地貌を現出して居る。

(2) 炭層

前記夾炭層の間に介在して其層數一〇餘條乃至二〇條を數へ厚さ三〇厘米より二・五米に至る、之れが博山炭田の黒山地方に在つて層數層厚共最も能く發達して居る。

(3) 炭質

漆黒色の光澤があり分殻狀破面を有し所に依つては火成岩の爲に局部的無煙炭若くは礫石に變化して居るも概して無煙炭に近き高度の瀝青炭と稱する事を得べく稍灰分と硫黄分に富んで居るも、發熱量高く特に博山炭田の西河及黒山方面のものは各層を通して粘結性に富みコークス製造並に製鐵用に適する性質を有する、上述の通り概して半無煙炭なるも地域と炭層により揮發分、灰分、粘結性等に多少の相違あり。殊に博山炭田に於ては地域的に二大別され粘結性を有し、揮發分比較的多きもの即ち黒山、秋溝、西河一帶より産出さるるものを大山炭と稱し粘結性少く揮發分比較的小きもの即ち西山一帶のものをも中間地域に同程度質のものも産出して居る。

二、坊子炭田に就て

坊子炭礦は膠濟鐵路本線の稍中間の坊子驛に接して其南方に有り炭田は、中世代の侏羅紀に屬し最初獨逸は此の地に多大の望を囑し年産六十萬噸規模の大工事を起し、先づアンニー堅坑(圓形深さ四七五米)ミンナ堅坑(同一七五米)坊子堅坑(同一四八米)を開鑿し之に應ずる諸設備を完成し外に粉炭利用の方法として煉炭製造の諸裝置を爲せしも根本の炭層調査充分ならず後に至り、炭質劣等加ふるに其布行の状態豫期の如くならず、特に炭層は火成岩の爲に混亂變質甚しく到底事業繼續の見込なき事を發見明治四十年より大正元年に至る六ヶ年間の操業を爲せしも其出炭僅に四萬

五千噸に満たず、斯る重大なる見込違に逢着し萬策盡きて終に全く之に望を絶ち明治三十七年に前記諸機械を淄川に移し新に淄川炭礦の開發に着手し坊子の採炭は殆んど休止同様の状態にて、僅に煉炭製造のみを辛うじて繼續し鐵路用に供して居たが、日獨干戈を交へしに依り、此煉炭所も炭礦と共に事實上廢滅に歸し終に各堅坑は水没するに至れり、其後守備軍管理時代に於て該炭礦の復舊を斷念し坊子鑛區五二八平方軒を東、西、南、北、中央の五鑛區に區分し日支人稼業の受負掘即ち斤先掘を爲さしめつゝありしが華府會議を経て山東還附に際し、淄川炭鑛金嶺鎮と伴、魯大鑛業公司の經營に移るに至る。現在に於ては西、中央兩鑛區の一部に姑息なる斤先採掘を繼續し年産六萬噸内外を出炭し附近部落の需要を充しつゝあり。

三、山東炭の支那事變前に於ける出炭狀況

博淄章炭田は淄川鑛區を除くの外博山、章邱炭田は大小數十の鑛區に分割せられ大規模の淄川炭鑛を筆頭に南定、博東、旭華等日支合辦炭鑛並に中國人經營の悅昇、中興、東方等中規模炭鑛を除くの外は採炭方法も頗る幼稚なる運根掘により深さ二百尺以内の堅坑により僅にポイラー捲揚機、蒸汽ポンプを備ふる程度にて甚しきは手捲並に牛皮排水により一日一堅坑五噸乃至五十噸の採炭をなしつゝある故炭況良好なれば、小資本と短日月にて堅坑を完成し雨後の箱の如く小炭坑出現し出炭も増加するが降雨多量の場合は水没し或は輸送不圓滑石炭賣行活潑ならず採算合はざるに至れば直に金融難に陥り忽ち廢坑する状態故出炭量にも常に消長を有せる次第なり。

昭和十二年度膠濟石炭總出炭量は三一〇萬噸内日本人關係一三四萬噸(四三%)中國人關係一七六萬噸(五七%)にて

逐年増産の一途を辿りつゝあつた。

此出炭は北支六省に於ける年出炭額約一五八三萬噸の約五分の一に當るが全山東省出炭四九八萬噸に對すれば七二%に當り、如何に支那炭界に於ける有力なる地位を占めつゝありしやを看取し得る。

如斯埋藏量又質的優位にあり且積出港は全支諸港の第一位を占める青島港への距離的優位は我が國重工業の發展への根本的基底がこの膠濟沿線炭礦の開發速進によつて可能なること云つても過言では無く前述の如く自然的制約を我國の技術と資本とを以て克服し、現在北支那炭礦中量質共に絶對多量を持し居る開漆炭礦の如き位置へと飛躍せしめる事は我國にかせられた使命であらう。

四 北支各炭礦開發の根本基底

北支那各炭礦の開發促進の先決要件は交通機關の改善から出發すべきであると云へよう。而して之に伴ひ物資の輸送と鐵道の整備新設に關聯して考慮すべきものは港灣の問題である。蓋し港灣の完備により鐵道連絡が圓滑となり更に海運が充實することに依つて經濟開發の實を擧げ得るからである。

では北支那に於ける鐵道、港灣が如何なる現狀に置かれて居るかを述べん。

(一) 北支那鐵道の全貌

支那事變後の北支鐵道は機構的に滿鐵北支事務局より華北交通會社設立以來略一ヶ年後にして新中央政權の樹立

し華北政務委員會の誕生となつて我事變處理が劃期的段階に入ると共に北支鐵道運營も亦之により新たなる意義と、より重要な役割を有するに至つた。

又北支に於ける政治的、經濟的特殊性は其の儘北支鐵道の特性であり、其の根幹的要素として益々整備擴充が圖られる可く要請されるに至り一方北支鐵道の支那事變後今日迄の目標は先づ鐵道の復舊改善に有り事變前の狀態に可及的速に復歸する方向に有つた事、之は飽く迄差迫つた要請に對する應急的對策であり困難なる條件を克服して本格的な鐵道の整備擴充を行ふと言ふ事は勿論今後に残された問題であるが、北支鐵道は北支一般産業部門の生産力擴充問題と同様に鐵道其のものゝ整備擴充より先に尤大な輸送量が殺到し其の急速なる消化が要請されるものであり、従つて輸送各手段の整備擴充が最も緊急要務なるものとなり、當時北支鐵道の整備擴充目標は昭和十四年度に於て略二千萬噸の輸送能力を發揮し昭和十五年度に於て三千數百萬噸、數年後に更に數千萬噸の輸送貨物を消化すべき使命にあるのである。此の輸送貨物の激増に應へて北支鐵道は新線の建設、輪轉材料の整備等は最も急を要すべき段階にある。新線の建設は防共と日滿支經濟ブロックの強化、北支資源の確保經濟開發の要請よりして奥地資源の對日輸出の爲には東西の輸送路の整備擴充が不可欠なる問題であるが支那事變後は先づ破壊された鐵道の復舊改良に主力が傾倒されたが隴海線と連雲港との開通を以て先づ一段落となり、新線として蒙疆と京津地方を結ぶ新線(之は大同炭増産計畫と共に最も重要なものである)又京漢線と津浦線を結ぶ石家莊—德縣間の新線完成は井陘、正豐、陽泉炭の増産と共に最も重要性がある。併し距離的に見て同線による青島への搬出は本來の塘沽への搬出と比較

井陘	青島	七八九籽
同	塘沽	四七三籽
正豐	青島	七九一籽
同	塘沽	四八二籽

し同炭を青島へ搬出する事は距離的に考慮さるべきものあるとしても現在に於て青島港と塘沽港との吞吐能力を比較し青島港邊に優位にある點よりして石炭搬出のみではなく一般貨物の搬出に對し同線の占める位置は最も重要性を倍加するものである。如斯北支鐵道の整備擴充は着々として進捗し居る現狀であり又今後に於ける日滿支間配給圖の圓滑を圖る上よりして又日、滿兩國の産業を補助し大東亞共榮圈の基礎を確立する上に於て今後益々整備擴充が緊急要務となつて居るのである。

(二) 北支那主要港灣の全貌

鐵道輸送の整備擴充が經濟開發の楯とすれば港灣の整備擴充は其の反面と云へる。今北支主要港灣能力を事變直後に於て之を概観すれば左記の如くなつて居る。

石炭取扱能力	一般取扱能力	計
一、秦皇島 四、〇〇〇、〇〇〇噸	三、五〇〇、〇〇〇噸	七、五〇〇、〇〇〇噸
一、塘沽 九〇〇、〇〇〇噸	一、五〇〇、〇〇〇噸	二、四〇〇、〇〇〇噸

一、青島 二、〇〇〇、〇〇〇噸	四、〇〇〇、〇〇〇噸	六、〇〇〇、〇〇〇噸
一、連雲 九〇〇、〇〇〇噸	三〇〇、〇〇〇噸	一、二〇〇、〇〇〇噸
一、浦口 九〇〇、〇〇〇噸	不詳	

即ち石炭取扱能力より之を見れば八、七〇〇、〇〇〇噸の綜合能力を具有し居るが併し今後北支蒙疆炭の輸送は内地重工業の活潑化に伴ひ尤大なるものとなる事が推察出来よう。

故に當面の緊急措置として其の能力不足を補充する爲に

- 一、現在の塘沽、青島擴充計畫の完成を速進する事
- 二、一般能力を石炭能力へ振替る事
- 三、苦力數を増加すると共に質の改善を圖る事

等が差迫つた必要條件と成つて居り更に一層港灣擴充に努むる他荷役用具を改良する等諸般の整備が緊急となつて來て居る。之に對し茲に港灣擴充計畫の全貌を詳細に記述する事は出来ぬが其の外廓的片鱗を左に記述する事としよう。北支港灣擴充の焦點は何と云つても塘沽の擴充であると云へる。即ち塘沽港の本來の性格より見て背後地に極めて重要炭山が蟄集されて居るは勿論其の他重要物資の集散地天津を控へ且我國重要都市に對し距離的に極めて有利なる地位にあると云ふ事が出来る。

この極めて重要な港灣も過去に於て殆ど設備の改良は圖られず自然的制約に放擲され漸々二千噸級船舶を入るに

過ぎざるものであつた。之が爲既設碼頭の改善に併行して擴充計畫が起つた事は當然の事であり之が計畫の概略は太
治バーに沿ひ白河左岸現在の導流堤を延長して南防波堤となし白河流出土砂を外海に分散し航路の埋没を防ぎ別に北
防波堤を築造し泊地及航路に侵入する波浪流水を防ぐ防波堤延長一八軒、本船繫留切斷、其他水路吃水は六千噸型
本船の出入自在となる豫定である。之が完成は昭和十六年十月設備の一部を完了し全行程の完了も極めて近き將來と
なつて居るのである。之が完成の曉は現有能力に對し其の能力は倍加されんとするものであつて其の完成は期待すべ
きものであらう。

斯くの如く北支鐵道の完備と共に主要港灣の擴充も亦着々進捗し居る状態であり之が完成と共に我國が最も現段階
に必要とする原料炭發生爐炭等の優良炭の供給は我國重工業の擴充へ貢獻するものとならう。

第三節 南方共榮圈に於ける石炭問題

一 南方圈への視角

南方共榮圈内の石炭は一部のものを除き直接我國内地の石炭需給には關聯し居らざるが、近き將來に於て相關性を
増し來る事は必須的である。

茲で論述せんとする南方共榮圈とは東は日本南洋委任統治領より西は英領印度、北は南支那より南は濠洲、ニュー
ジーランドに至る範圍を採る事とし、地域的に英領印度、緬甸、マレー聯邦洲、蘭領東印度、英領ボルネオ、濠洲、
ニュージージーランド、比律賓に區分したのであつて之の順位によつて記述せんとする。

大東亞共榮圈建設の國家的要請は佛領印度支那炭を除き我國と大なる關聯を持たざりし南方石炭鑛業に對し、占領
地經濟工作の進展に伴ひ必然的に産業の基礎資源として頭上し來つた。元來南方共榮圈に於ける産業は極めて自然的
條件の優位より農業、林業等の原始産業が中心となり豊富なる鑛産資源に恵まれて居るにも拘らず之が經營は近代的
工業の域に達せず技術的發展は進捗し得ず自然に放棄されて居つたと云つても過言ではない。之は多く英、米、佛、
蘭等の植民地たりし事が畢竟植民地的形態として畸形的乃至停滯的のものとしたものと云へよう。

故に南方諸地域の産業は農業、林業が中心を成し亞いで錫、石油、亞鉛、タングステン、マンガン等が主要なるも
のであつて石炭は佛印を除けば數量、價額の點より觀察し大なるものとなつて居らぬ。

即ち佛印、泰、蘭印、英領馬來、英領ボルネオ、サラワク、及比律賓を含む共榮圈内に於ける昭和十年産鑛物生
産額の世界總額に對する割合は錫五二%、錫鑛五四%、石油三%、金一・九%、銀〇・四%、タングステン一%とな
つて居り石炭は僅に〇・三%である。然し僅に〇・三%である石炭も今後南方經濟開發發展の爲には其の基礎を形成す
るものであるが故に南方圈内の石炭問題は慎重に考慮さるべきものとなつて來たのである。

二 南方共榮圏の石炭分布状態

南方共榮圏に於ける石炭の分布は佛印、英印を始め其他各地域に多かれ少かれ賦存し、其の埋藏量に關しては從來各方面より種々なる統計が發表されて居るが大體次の如きものと推察される。

南	支	佛	印	二〇〇・〇七億噸	
蘭	印	比	律	賓	・三二
英	印	濠	洲	一、四八一・八五	
ニュージーランド		緬	甸	二・六一	
馬	來	泰英領ボルネオ		不詳	
計				二、五三二・八五億噸	

即ち約二、五三三億噸にして全世界の埋藏量五九、八三三億噸とすれば四・二%に該當する。又其の生産額は一、九三八年度に於ける全世界總額十二億二千萬噸に對し南支を除く南方圏内に於て概算四千六百萬噸とすれば約三・八%に過ぎざる状態となつてゐる。

南方共榮圏は周知の如く石油資源に富み且現在歐米資本による之が開發も進み、産業に於ける基礎動力は主として石油及び電力に依存して來た關係上産業上に及ぼす石炭のウエイトは一般文明國の如くではないが今後我國が南方經

營に乗出す大經濟政策の實施に對しては現在の石油及電力を以てしては之が實行は不可能であると云はれ、之には石炭の協力を以て初めて可能であるとも言はれるのである。

故に南方共榮圏の石炭政策は此の意味に於て各方面に於て深く注視され着々對策が練られつゝある。而して炭質は概して汚物多く、粘結炭は僅少であるが英領印度に於ては有名なる印度鉄鐵一七五萬噸生産に要する原料炭は全て印度炭に依り自給自足可能であり又スマトラに於ける一部粘結炭の産出もあり又高度瀝青炭及び無煙炭より褐炭に到る迄各地域に産出を見居り、炭質上よりするも今後の開發は我技術と資本との投入によつて期待されるべきものである。

三 南方共榮圏に於ける石炭用途と共榮圏内石炭概観

印度を除き重工業に對する石炭用途は僅少であり一部錫精鍊以外には概ねボイラー、船舶、鐵道用等なるが今後産業の開発によつては石炭需要の増大と共に南方圏内に於ける石炭増産が行はれる事は論を俟ぬものであり一方今後我國と南方諸地域との海航の活潑化に伴ひ充分船舶燃料炭の増産は實施せしめる必要がある。では次に之等南方共榮圏諸地域の石炭事情に對し詳述する事としよう。先づ共榮圏内石炭概観より述べれば次表の如くである。

共榮圏に於ける石炭埋藏量 (單位百萬噸)			
地	埋藏量	圈内%	對世界%
中	四五六、六四一	六二・八〇	七・六
區			
區			
炭			
質			
世界主要埋藏國別%			
第三節	南方共榮圏に於ける石炭問題		三七五

第四章 大東亞石炭問題

日 本	二一、〇六四	二・九〇	〇・四(一)	無煙炭 八一〇%	米 國 五四・一
滿 洲	一九、七八〇	二・七二	〇・三(十)	無煙炭 八二%	カ ナ ダ 一四・二
蒙 那	三〇、二八〇	四・一六	〇・五(十)	褐炭 二%	シ ベ リ ア 五・九
支 那	三八五、五一七	五三・〇二	六・四(十)	主トシテ無煙炭	英 本 國 五・五
南 方	二二、五九二	三・一〇	〇・四		ド イ ツ 四・五
佛 印	二〇、〇〇二	二・七五	〇・三(十)		ポ ー ラ ン ド 二・七
タ イ					
ビ ル マ	二六一	〇・〇四			
マ ラ イ	一〇〇	〇・〇一			
舊 英 波 爾 ネ オ	七五	〇・〇一	〇・一(一)	主トシテ低度瀝青炭乃至褐炭、一部火山岩ノタメ高級炭ニ變質	
舊 蘭 印	二、〇七一	〇・二八			
比 律 賓	八三	〇・〇一			
中 南 計	四七九、二三三	六五・九〇	八・〇		
外 廓 計	二四七、九五八	三四・一〇	四・一		
印 度	七九、〇〇〇	一〇・八六	一・三(十)	瀝青炭 九七%	
緬 甸	一六五、五七二	二二・七七	二・八(一)	無煙炭 〇・四%	
總 計	七二七、一九一	一〇〇・〇〇	一二・一	瀝青炭又ハ褐炭 七三%	
ニュージーランド	三、三八六	〇・四七	〇・〇(一)		
總 計				瀝青炭 二三%	

(註) 滿洲は會社方面の調査、蒙疆、支那は支那地質調査所、佛印は第十二回萬國地質學會議發表。舊蘭印、比島は萬國地質學會議の發表。マライはマフキの調査、ビルマのものはツツベのビルマ鐵產資源より。

南洋圈に於ける石炭埋藏量は二二、五九二百萬噸、外圈に於ける石炭埋藏量は二四七、九五八百萬噸であり夫々世界埋藏量に對比すれば前者は〇・四%、後者は四・一%となつて居り中國を加算せる石炭埋藏量を對世界%にすれば二・一%を占めて居る状態である。而して之が割合の壓倒的大なる地域は支那であると云ふ事が言へよう。又生産額の點より之を觀察すれば次表の如くである。

大東亞石炭産額 (單位千噸)

地 區	昭和九年	十年	十一年	十二年	十三年
中 樞 國	七三、七〇〇	六九、三三三	七六、五四四	八三、二九六	六四、四
日 本	四〇、三三一	四三、七六四	四七、六四四	五三、一七六	六〇、〇(一)
滿 洲	二、八三八	一、五〇〇	一三、六六六	四、二八九	
蒙 支	二〇、五五一	一四、九三八	一五、〇四四	一五、八三二	
南 方	二、九七五	三、二九三	三、八七四	四、三三二	
佛 印	一、五九三	一、七七五	三、一八六	二、三〇八	
總 計					

産額% (昭和十三年)

圈内	六・四
對世界	〇・〇(一)

第三節 南方共榮圈に於ける石炭問題

マ	三三七	三八五	五二一	六三八	四八六	〇・四	—	〇・四八六
東	一、〇三五	一、一三一	一、一四七	一、三六四	一、四七七	一・〇	—	〇・四六六
比	三三	三四	三四	二六	四〇	—	—	〇・〇四八
中	七五、六四五	七三、六〇五	八〇、四一八	八六、六三四	九八、〇〇〇	六七・四	—	〇・〇〇〇
外	七〇、六三三	三九、四三九	四〇、三七〇	四四、〇五	四七、三七六	三三・六	—	〇・〇一九
印	三三、七一一	三三、九七〇	三三、五四八	三六、〇七四	三九、五二七	三〇・三	—	〇・〇五七
遼	一四、七一一	一五、四六九	一六、八三三	一八、〇三二	一七、八五九	一一・五	—	〇・〇一一
含								
推								
總	一、二三、五六七	一二、〇四四	一一、〇七八	一二、〇五九	一二、〇〇〇	一〇〇・〇	九九・〇	一、四六、六〇〇萬噸

世界全産

即ち南方圏に於ける南圏の生産額は四三三六千噸、外圏に於ける四四、一〇五千噸で大東亞全域に於ける生産額は一三〇、七三九千噸を産して居るものであつて中樞圏に於ける日本の生産額を第一位として居る。而して茲に注目すべきは蒙支に於ける石炭埋藏量が壓倒的大なるに反し其の生産額一五、八三二千噸と云ふ僅少なる事であつて其の開發が如何に否進歩的たるかを知らしめられるものであり今後我國の資本及技術の一大投入を持つ所以も茲にあるのである。而して又南方地域に於ける埋藏量は二二、五九二百萬噸と日本の埋藏量を遙に凌駕して居るに拘らず其の生産額は日本の約一割に満たざるものであつて前述の如く南方は石油燃料への依存及び植民地的形態がしからしめたものとしても之亦蒙支那同様今後の經濟建設の進展に察し注目を要すべきものと觀取されるのである。

四 南方圏諸地域の石炭概観

一、泰 國

嘗てブーケット州トラン縣及東隣州スラート縣の石炭は一、九二〇年政府の援助により資本金二百萬バートのシヤム炭業會社を設立して採掘したが炭質は粗悪の褐炭なるため成功せず一、九二七年四月遂に解散した。タマラント州東岸に近きバンドニ縣附近西岸に近きクナビ附近及其の南部トランス縣に有すると云ふ従つて現在の泰は石炭の産出はなし年々約四・五萬噸の輸入を外國より仰いで居る状態である。

二、馬來聯邦州

馬來半島に於ける石炭鑛業の歴史は新しく前世界大戰勃發の數年間ベラタ及セラシラン州に亘る第三紀層に屬するソグナイト炭田發見、一、九一三年馬來探炭會社によりバトアランの炭坑で採掘を開始せるに始まり其の後ベラ州のエンゴル石炭シンヂケートに依りても操業せるが間もなく閉鎖された。現在では前記馬來探炭會社であつて半島唯一の炭礦で創立より現在迄七百萬噸を産出して居る。尙埋藏量は一千萬噸と推せられて居る。

馬來石炭生産額應 (但し一、九四〇年は九月迄)

一、九二六年	四六四、二八四	一、九三四年	三二一、四六一
同 二七年	四六三、〇〇一	同 三五年	三七七、四四一

第三節 南方共榮圏に於ける石炭問題

第四章 大東亞石炭問題

同	二八年	五五六、五九〇	同	三六年	五〇二、八三三
同	二九年	六六、五一四	同	三七年	六二八、九五二
同	三〇年	五六五、五七三	同	三八年	四七七、九六二
同	三一年	四〇二、三五九	同	三九年	四四一、〇二五
同	三二年	二七〇、八四八	同	四〇年	五九八、六七一
同	三三年	二一八、二四七			

炭層及炭質

前記リグナイト炭田は二層よりなり厚い所は二十四呎に達するが稼行するに従つて七〇呎に達するであらうと推定される。炭質は非粘結性黒褐炭にして工業分析は次の如くである。

發熱量	固定炭素	揮發分	灰分	水分
五、五〇〇cal程度	四一、一九%	三五・五〇%	五・〇八%	一八・二三%

需給

出炭の全部は半島内に於て消費されるが之内譯は馬來聯邦の國有鐵道四〇%、山元消費四〇%、附近の諸州に移出二二%にして其の他は八%程度の状態である。

從來馬來半島に於ける燃料の多くは山林よりの薪材によつて居つたが國內炭田の發見により地方工業に劃期的意義を與へ需要を増大せしめ一、九三八年の需要量は一〇八千噸を示し島内供給を以ては自足する事は不可能にして次の

如く年々多量の石炭を輸入し一部國內消費に當てると共にシンガポール、ペナン等のゴム、パイナップル、砂糖製菓、電氣、瓦斯用向に消費され、尙出入船舶の燃料炭として割當られて居つたのである。

シンガポール全市場としては大東亞戰前迄は年額約百萬噸の需要があつた。其約過半數は輸入炭で年々約七八十萬噸内外を外國殊に南アフリカ、日本、蘭印、印度炭を輸入して居つた。英國炭は軍用で濠洲炭は瓦斯用、錫精煉用で本品に對抗して松島炭及夕張炭の輸出を見次表輸入実績の如く一、九三七年には日本炭は三一五千噸の壓倒的多量を占めた時代もあつたのである。又印度炭は鐵道用、ボルネオ炭は工場用沿岸航路船向である。佛印炭は錫精煉用及吸入瓦斯機關用であつた。

輸入実績

英 國	一、九三六年	一、九三七年	一、九三八年	一、九三九年
南アフリカ	六千噸	一四千噸	四千噸	一千噸
英領印度	一一五〃	六四〃	一三四〃	一七〇〃
濠洲	二四〃	五二〃	二二〃	一〇三〃
日本	一四〃	二四〃	八〃	一五〃
日 本	二八九〃	三一五〃	一六八〃	一五五〃
蘭 印	一二四〃	一九四〃	一二八〃	一四〇〃
佛 印	一七〃	四〃	一二〃	一九〃

第三節 南方共榮圈に於ける石炭問題

其ノ他	—	—	二四
計	五八九	七二七	四七六
			六二六

三、舊蘭領東印度

東印度石炭採掘は比較的新しく一、八二九年スマトラ島バタン州及ベンクレレン州、一、八四六年ボルネオ島ソアム・キワ川沿ひマルタープーラ附近テ・ホープで採炭せられ一、八四八年ベンガロン炭坑續いて下流のアサハン炭坑、アルタプーラの上流デルフト炭坑、ユリアナヘルミナ等開坑したが間もなく閉坑、一、八六〇年クテイ炭坑、一八五二年開坑のブルラウト炭坑も閉坑した。一、八六六年發見のスマトラ官營炭坑オムビリン炭坑、パレンバン州のプキトアセム炭坑他南東部ボルネオ島に於てプーラウト島の炭坑とて約十二坑の炭坑が稼行せられて居るが舊蘭印政府は第一次歐洲大戰當時外國汽船の來航杜絶し石炭不足に憚みたる苦き經驗に鑑み自給自足體制の確立を計畫し炭田の調査新坑の開發官營炭田の増産計畫に努力した、結果現在は大戦當時の約四倍の生産を見るに至つたのである。

炭田分布と埋藏量

炭田の分布状態はスマトラに於てはオムビリン、ランボン、ベンクレン、レマタン炭田等主なる炭田にてオムビリンは埋藏量一九三萬噸、レマタン炭田は一八〇萬噸と稱せられ兩炭田はスマトラの代表的の炭田である。

ボルネオに於てはマルタプーラ、プーラウト、クライ、ペラウ炭田等あり之が確定埋藏量(滌青炭及褐炭)七七五萬噸と稱せられるもボルネオの地質調査は東部及南東部に於ては早くより行はれ豊富なる炭量を推定され居りたる

が中部及西部にては今日未だ明確ならざる状態である。

ジヤヴァに於ては數ヶ所の炭田あるも炭量は少く見るべきものなくセレベスに於ても北部パロチー炭田あるも其の詳細不明である。

炭層

各炭田の炭層状態は左の如し。

炭田	炭層	積面	炭量
スマトラ			
オムビリン炭田	厚薄合七十枚以上最モ厚キモノ十米	三平方軒	二千萬噸程度
ハラムバーハン區	七枚ノ層ヨリナリソノ中四枚ノ合計ハ五米	二十五平方軒	八千萬噸程度
シガルウト區	層二枚アリ厚サハ二米以下	二十一平方軒	一億噸程度
スウンゲイドウリアン區	層厚 1.5 米 地層粗悪	三十平方軒	不明
ランボン炭田	三枚ノ層ヨリナリ層厚 0.5 米 (内二枚火山岩ノ變質作用ヲ受ケテキル)		三百萬噸程度
ベンクレーン炭田			一億八千萬噸程度
プキットアセム區			
ボルネオ			
プーラウト炭田	五枚ノ炭層層厚 0.5 米	九八平方軒	三億噸程度
第 三 節 南方共榮圖に於ける石炭問題			三八三

マルタプーラ炭田 プールラウト炭田ト共ニ炭量豊富
クテイ河炭田 八乃至十五枚炭層厚層合計10151米炭量豊
ベラウ炭田 十一枚合計20米以上

炭質

蘭印の石炭は大部分本邦の石炭と同様其の生産期は第三紀に屬し多くは始新期層の瀝青炭及び褐炭にして火山岩の作用により褐炭が無煙炭又は天然コークスに變質したるものがあるが完全なる無煙炭はない。炭質は硬質にして光輝ある黒色を呈し貝殻狀の斷口を有し殊にオムピリン炭田其の他の始新世の瀝青炭は外觀ビツチに酷似して非粘結性で瓦斯及コークス製造に適せず。

炭田	灰分	水分	固定炭素	揮發分	發熱量
スマトラ					
オムピリン	2.0%	8.4%	56.0%	33.6%	7,000カロリ
レマタン (Thanoe)	0.3	5.8	55.4	38.5	7,540
同 無煙炭	0.8	1.0	94.4	3.8	8,460
同 褐炭	2.1	28.1	29.7	40.1	4,880
ボルネオ					
ベンカロン	5.3	4.6	51.4	38.7	6,400
クテイ	1.4	13.3	51.5	33.8	5,500

主要炭礦	一、九三六年	一、九三七年	一、九三八年
ベラウ	1.5	17.8	54.6
プール、ラウト	16.7	5.8	49.3
主要炭礦			
現在蘭印に於て稼行せる炭礦はスマトラ及びボルネオの兩島に有り之が經營は官營、民營とがあり官營の出炭高は蘭印の出炭高の大半を占める状態である。			
イ、オムピリン炭礦			
本炭礦はスマトラ西海岸州バタン港北サワ、ルントにあり一、八九二年政府の手で採掘を開始した蘭印に於ける最古の炭礦である。炭質は良質で灰分少く鐵道用、船舶燃料其の他に供せられて居る。舊蘭印政府は約四千萬ギルダを投資し其の内三千六百萬ギルダは炭坑積出港バタン間の輸送鐵道敷設費に充當したと云ふ。現在の採掘は請負労働によりて行はれてゐるが労働者の大半は囚人である。一九一三、四年頃迄は販賣は民間業者が取扱へるも前大戦中船舶燃料の需要増加と共に政府の公定の直賣數量が増加し同時に生産擴充が行はれ一、九三〇年の出炭高は六二萬噸に達したが炭價の崩落と共に出炭量は稍減少してゐる。			
最近三ヶ年間の出炭高は次の如し。			
一、九三六年	一、九三七年	一、九三八年	
四〇一千噸	四六三千噸	五一七千噸	